

盛岡市都市計画マスタープラン【全体構想】

(変更素案)

令和3年4月

盛岡市

目 次

序章 盛岡市都市計画マスタープラン見直しの背景と経過

1. 市町村の都市計画マスタープランとは…………… 1
2. 都市計画マスタープランの策定…………… 1
3. 法的な根拠について…………… 2
4. 計画の策定と、これまでの見直し…………… 3
5. 今回の計画の見直し…………… 4
6. 本計画の構成と内容…………… 5

第1章 上位計画等

1. 盛岡市総合計画…………… 6
2. その他上位計画等…………… 7
3. 関連計画等…………… 8

第2章 本計画におけるまちづくりの課題

1. 本市の現状…………… 13
2. 社会情勢の変化…………… 55
3. 市民意見…………… 64
4. まちづくりの課題…………… 70
5. まちづくりの視点（新たに検討するテーマ）…………… 74
6. 関係団体等へのヒアリングによる意見聴取…………… 79

第3章 まちづくりの方向性の確認

1. 本市の施策におけるまちづくり…………… 81
2. 本計画の課題とまちづくりの方向性…………… 82

第4章 まちづくりの基本的な方針

1. 基本的な方針の考え方…………… 83
2. 本計画におけるまちづくりの基本理念…………… 84
3. 将来都市構造…………… 88
4. 都市整備の方針…………… 99

第5章 市民協働によるまちづくり

1. 市民協働による、まちづくりの考え方…………… 108
2. まちづくりの進め方と目標…………… 109
3. まちづくり活動の実践…………… 112

序章. 盛岡市都市計画マスタープラン見直しの背景と経過

1. 市町村の都市計画マスタープランとは

市町村の「都市計画マスタープラン」は、望ましい都市像をまちづくりの目標として明確にし、この目標の実現に向けて、都市計画の諸施策を総合的かつ体系的に展開していくため、市民参加のもとに策定する将来のまちづくりへ向けた基本方針です。

市町村が行う都市計画（土地利用、道路・公園・下水道等の都市施設整備、市街地開発事業等）は、この「都市計画マスタープラン」に即して実施されることになります。

2. 都市計画マスタープランの策定

都市計画は、地域における健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保し、また適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるように定められています。

また経済や市民生活などの広域化が進む中、合併前の盛岡市と玉山村をはじめ、矢巾町及び滝沢村を一体の都市として捉え、県知事が定める「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」に基づいて都市計画が定められてきました。

しかし、同方針は広域的視点からの土地利用調整、都市施設の整備等が可能であるというメリットの反面、地域固有の実情や課題への対応並びに市民意見の反映を図りにくいなどの問題が生じました。

こうした問題に対応するため、平成4（1992）年に都市計画法が一部改正され、市民に最も身近な自治体である市町村が、都市計画において主導的役割を果たすことができるように、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の策定が位置づけられました。

本市では、平成7（1995）年に策定した第三次盛岡市総合計画や、県が策定した盛岡広域都市計画区域における「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」に基づき、平成13（2001）年度に「盛岡市都市計画マスタープラン」を策定し、平成21（2009）年度に改定しました。

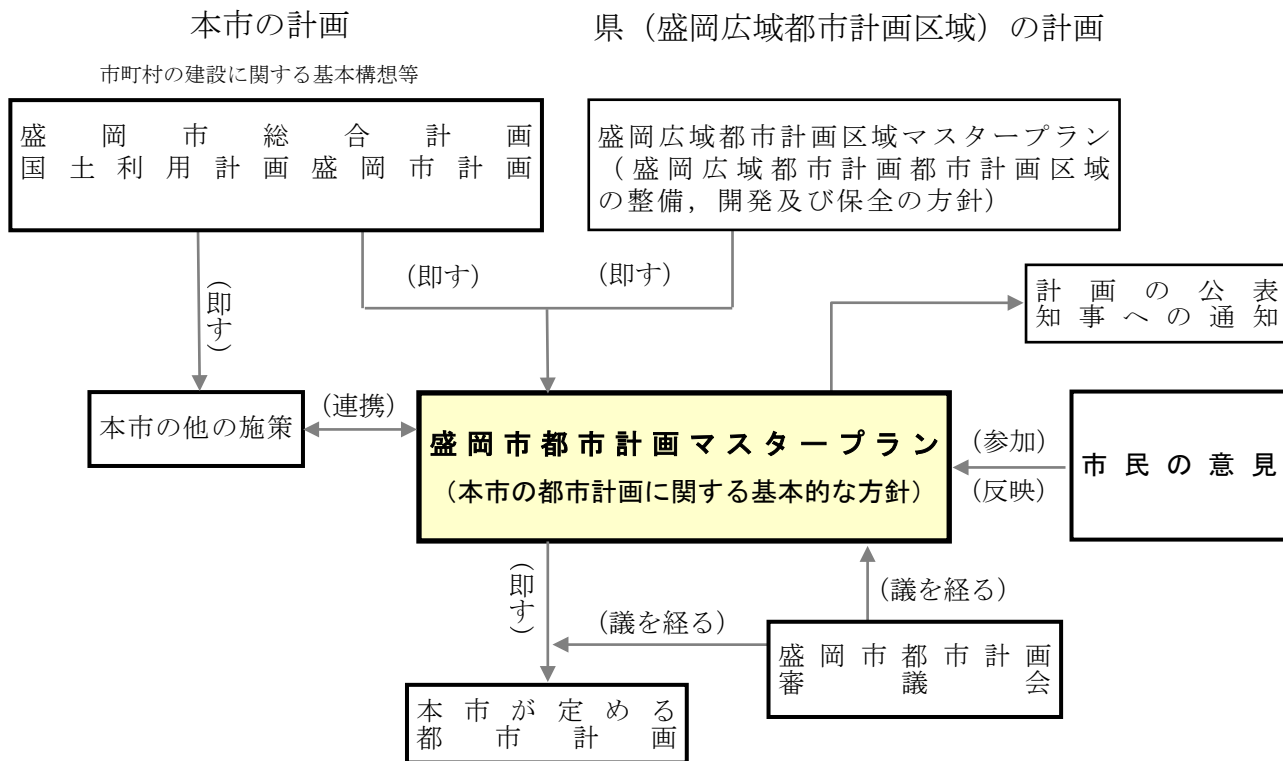
なお、平成12（2000）年の都市計画法の改正により、「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に改められ、都道府県が都市計画区域ごとに方針を定めることとなったことを受け、本市を含む盛岡広域都市計画区域においては平成16（2004）年に盛岡広域都市計画区域マスタープランが策定され、平成27（2015）年に改定されています。

盛岡市都市計画マスタープランの特長

盛岡市都市計画マスタープランは、本市の都市計画・まちづくりに関わる各種の既定計画を総合する役割を担っています。

また、本計画における“まちづくり”とは、道路や公園などの主にハード面の整備という概念で用いられる“都市整備”に、市民参加などソフト面の取組みも含めた概念として広義に捉えています。

盛岡市都市計画マスタープランの位置付け



盛岡市都市計画マスタープランは本市の都市計画に関し、概ね 20 年間をめぐとした基本的方針を示したものです。しかし、法令等の改正や即すべき上位計画の見直し、社会経済状況等の大きな変化が認められる場合などには、必要な計画の見直しを行なうこととします。

3. 法的な根拠について

都市計画マスタープランは、都市計画法に以下のとおり規定されています。

(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

第 18 条の 2

市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

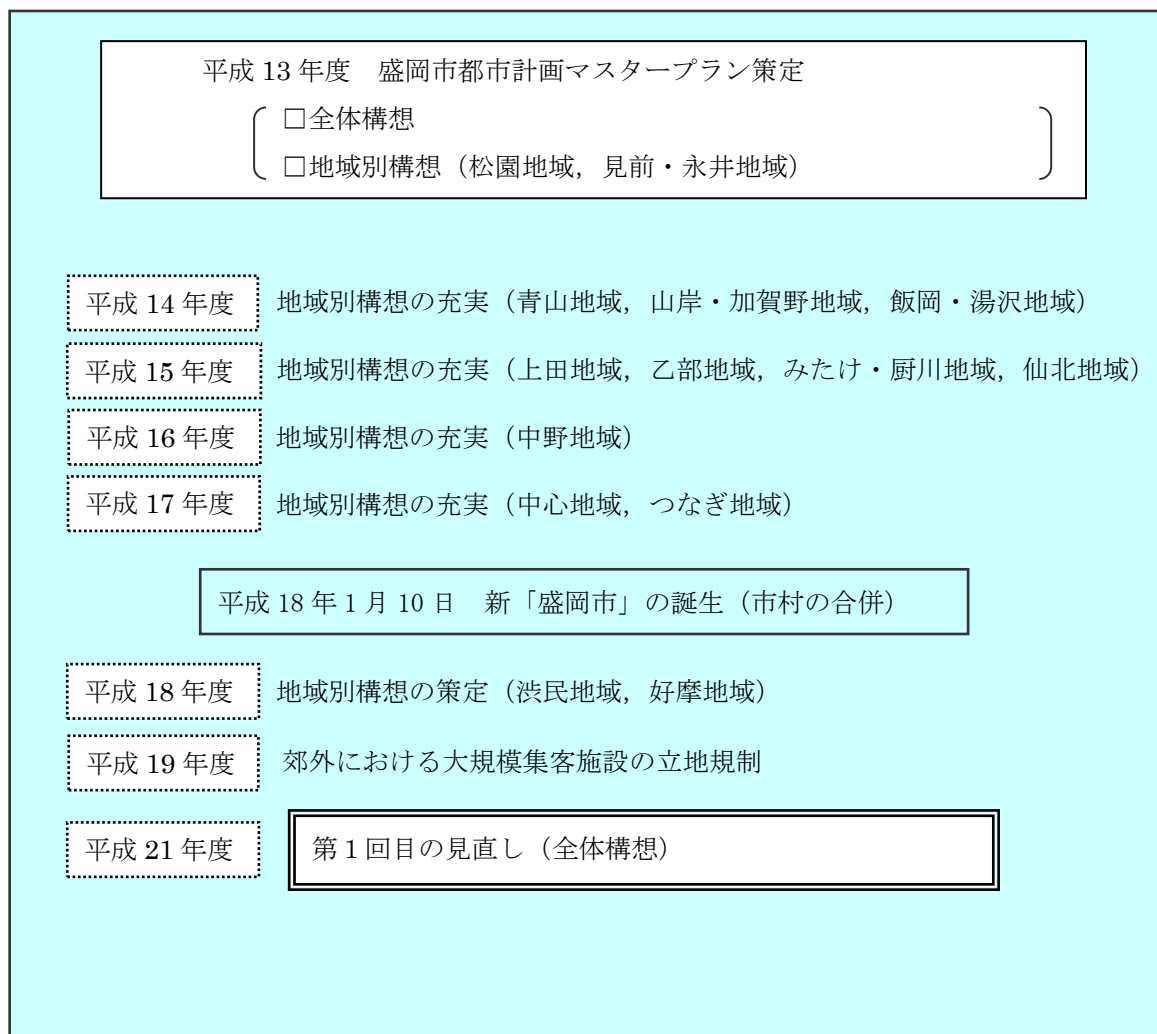
4. 計画の策定と、これまでの見直し

盛岡市都市計画マスタープランは、平成 11（1999）年度から平成 13（2001）年度までの 3 箇年で策定しました。

平成 11（1999）年度は市の現況分析を中心に検討を行い、平成 12（2000）年度は市民意識調査、まちづくりセミナー、まちづくりフォーラムといった市民参加のプログラムを導入しながら素案をつくりました。平成 13（2001）年度は松園地域と見前・永井地域においてワークショップを開催し、住民説明会での市民の意見聴取や関係機関との調整を行ったあとに、都市計画審議会への諮問と答申を経て、都市計画マスタープランが策定され、市民への周知と知事への報告を行いました。

その後、青山地域や中心地域など 10 の地域でワークショップを開催し、地域別構想の充実を図りました。平成 18（2006）年 1 月の玉山村との合併を経て、玉山区の渋民地域と好摩地域でワークショップを開催し、地域別構想にこの 2 つの地域を加えました。平成 19（2007）年度には、まちづくり三法の改正に伴う郊外における大規模集客施設の立地規制を図るため、計画の見直しを行い、平成 21（2009）年度には全体構想の見直しを行いました。

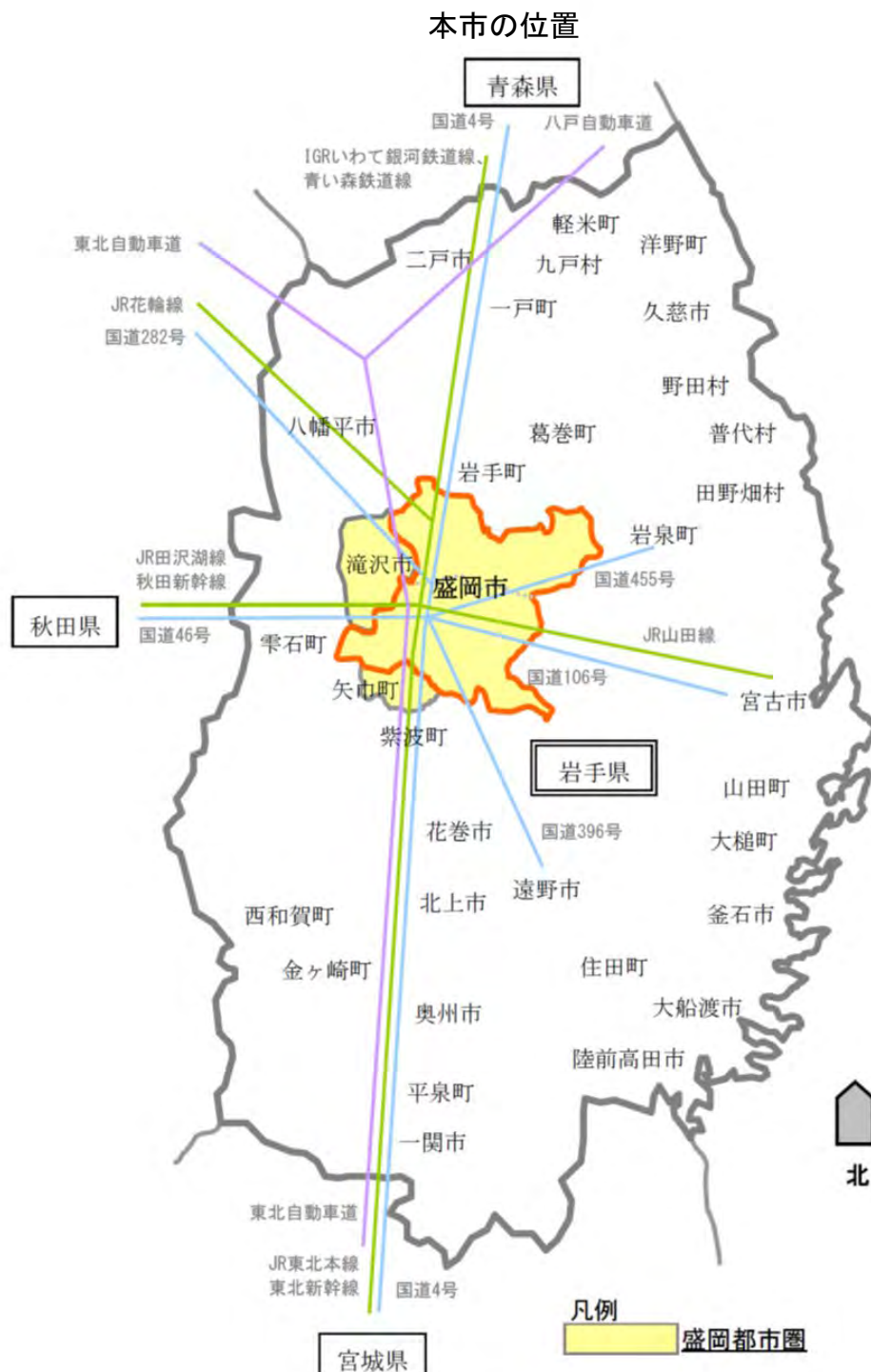
都市計画マスタープラン策定以降の主な経過



5. 今回の計画の見直し

第1回目の見直しから、10年が経過し、人口などの社会情勢が変化しており、これらを踏まえる必要が生じています。また、これらの変化に対応して平成27（2015）年に盛岡市総合計画実施計画、令和元（2019）年11月に盛岡市地域公共交通網形成計画、そして令和2（2020）年3月に盛岡市立地適正化計画が新たに作成されています。

これらの社会情勢の変化や新たに作成された関連計画を踏まえ、今後のまちづくりへの方針を見直すものです。



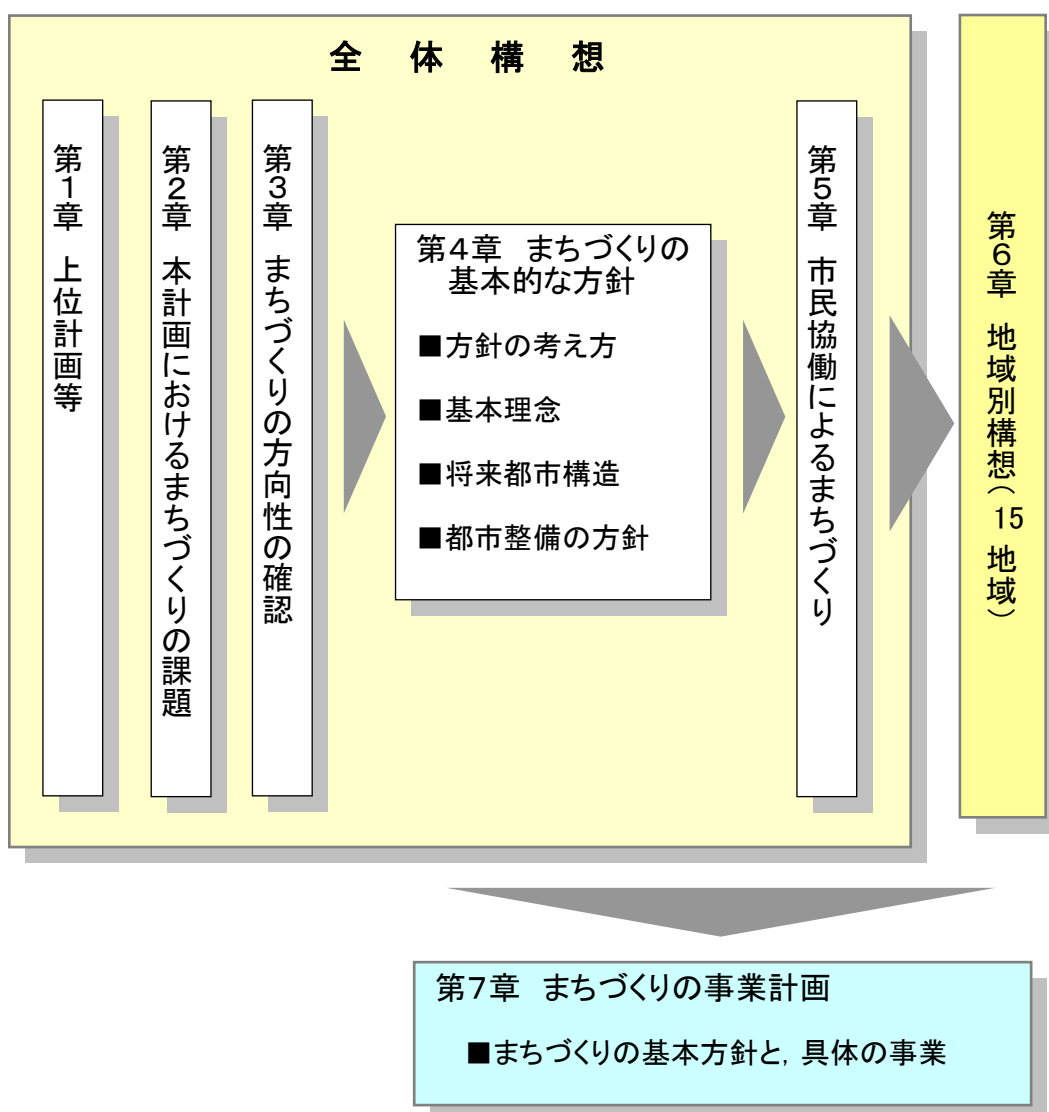
6. 本計画の構成と内容

本計画は、まちづくりに対する基本的な考えを明示した全体構想と、地域ごとの計画である地域別構想とで構成しています。

全体構想では、隣接する市町の都市計画を視野に入れながら、本市の現状と課題、まちづくりの目標と基本方針を明らかにするとともに、これを踏まえた都市整備の方針を分野ごとに整理しています。

地域別構想では、コミュニティ地区などを参考に15の地域を設定し、統計資料や地域別に開催したワークショップにおける参加者の意見などを踏まえ、地域ごとにまちづくりの方針を明らかにしています。

都市計画マスタープランの全体構成



第1章 上位計画等

ここでは、本市における最も上位の計画となる盛岡市総合計画などと、都市計画マスタープランとの関係について整理します。

1. 盛岡市総合計画

市は、平成 16（2004）年度に策定した盛岡市総合計画「盛岡市総合計画～共に創る元気なまち県都盛岡」に基づき、「人々が集まり・人にやさしい・世界に通ずる元気なまち盛岡」を将来像に掲げ、その実現に向けて総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきましたが、平成 26（2014）年度をもって計画期間を満了したことから、人口減少や少子化・高齢化社会の進行、東日本大震災を契機とした安全・安心に対する意識の高まりなど、社会情勢の変化などを見据え、長期的な観点に立った市のまちづくりの指針となる平成 27（2015）年度からの盛岡市総合計画を策定しています。

この盛岡市総合計画は、長期の構想である「基本構想」（目標年次：平成 37 年（令和 7 年））と基本構想に定める将来像を具体化するための「実施計画」とで構成されています。

「基本構想」は、人口減少・少子化・高齢化社会の進行、経済のグローバル化、高度情報化社会の進展、地域コミュニティの活力低下への懸念、安全・安心に対する意識の高まりなど社会経済の大きな変化を受けて、市民と行政が一体となってまちづくりに取り組むに当たり、長期的な観点に立ち、社会情勢の変化などを見据えながら、本市の実現しようとする将来像及びその実現に向けて展開する市政の各分野における施策を体系的に示しています。

盛岡市基本構想（抜粋）

■まちづくりの目標（目指す将来像）

「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡」

■基本目標

- ・人がいきいきと暮らすまちづくり
- ・盛岡の魅力があふれるまちづくり
- ・人を育み未来につなぐまちづくり
- ・人が集い活力を生むまちづくり

盛岡市都市計画マスタープランは、盛岡市総合計画に即し、本市の都市計画に関する基本方針を定めています。

2. その他上位計画等

(1) 国土利用計画盛岡市計画

国土利用計画盛岡市計画は、国土利用計画法（昭和 49 年法律第 92 号）第 2 条に規定する国土利用の基本理念の下に、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき、本市の区域における国土（市土）の利用に関し必要な事項について定めるものとして、平成 10（1998）年 3 月に当初策定し、平成 22（2010）年 2 月に改訂しています。

盛岡市都市計画マスタープランは、国土利用計画盛岡市計画における市土の総合的、計画的な土地利用を進める指針に即し、本市の都市計画に関する基本方針を定めています。

(2) 盛岡市人口ビジョン

盛岡市人口ビジョンは、人口減少や少子化・高齢化が今後も進行する社会情勢を踏まえ、本市の人口の現状を分析し、将来の展望を示すものとして平成 27（2015）年 10 月に「第 1 期盛岡市人口ビジョン」を策定し、令和 2（2020）年 3 月に「第 2 期盛岡市人口ビジョン」を策定しています。

(3) 盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略

盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）」に基づき、市町村において、まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向を総合戦略として定めることが努力義務とされたことを受け、平成 27（2015）年 10 月に「第 1 期盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、令和 2（2020）年 3 月に「第 2 期盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

この戦略は、市の人口の現状分析と将来展望を示した「盛岡市人口ビジョン」を踏まえ、盛岡市総合計画に即し、本市の今後 5 年間の人口対策に係る戦略や具体的な取組を取りまとめたものです。

盛岡市都市計画マスタープランは、これら人口対策に係る市の計画の基本的方向性を確認しながら、本市の都市計画に関する基本方針等を定めています。

(1) 盛岡市立地適正化計画

立地適正化計画制度は、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向けた市町村の取り組みを促進するために、平成 26（2014）年の都市再生特別措置法の改正により創設された制度であり、この計画は、盛岡市都市計画マスタープランに即して、令和 2（2020）年 3 月 31 日に策定しています。



図 誘導区域等

(2) もりおか交通戦略(将来道路網計画)

もりおか交通戦略は、盛岡市総合交通計画（平成 30（2018）年 7 月改訂）における「自家用車利用を抑制し、公共交通や自転車への転換を図る」という基本方針の実現化に向け、「歩いて楽しむ中心市街地の形成」や「公共交通軸の充実・強化」を図ることを目的とし平成 21（2009）年 7 月に策定しています。

この計画では、徒歩や自転車で移動しやすく、主要な地域から公共交通で訪れやすい中心市街地の形成を目指すこととしている交通戦略の施策を支える将来道路網の形成を図るため、将来道路網計画を次のとおり定めています。

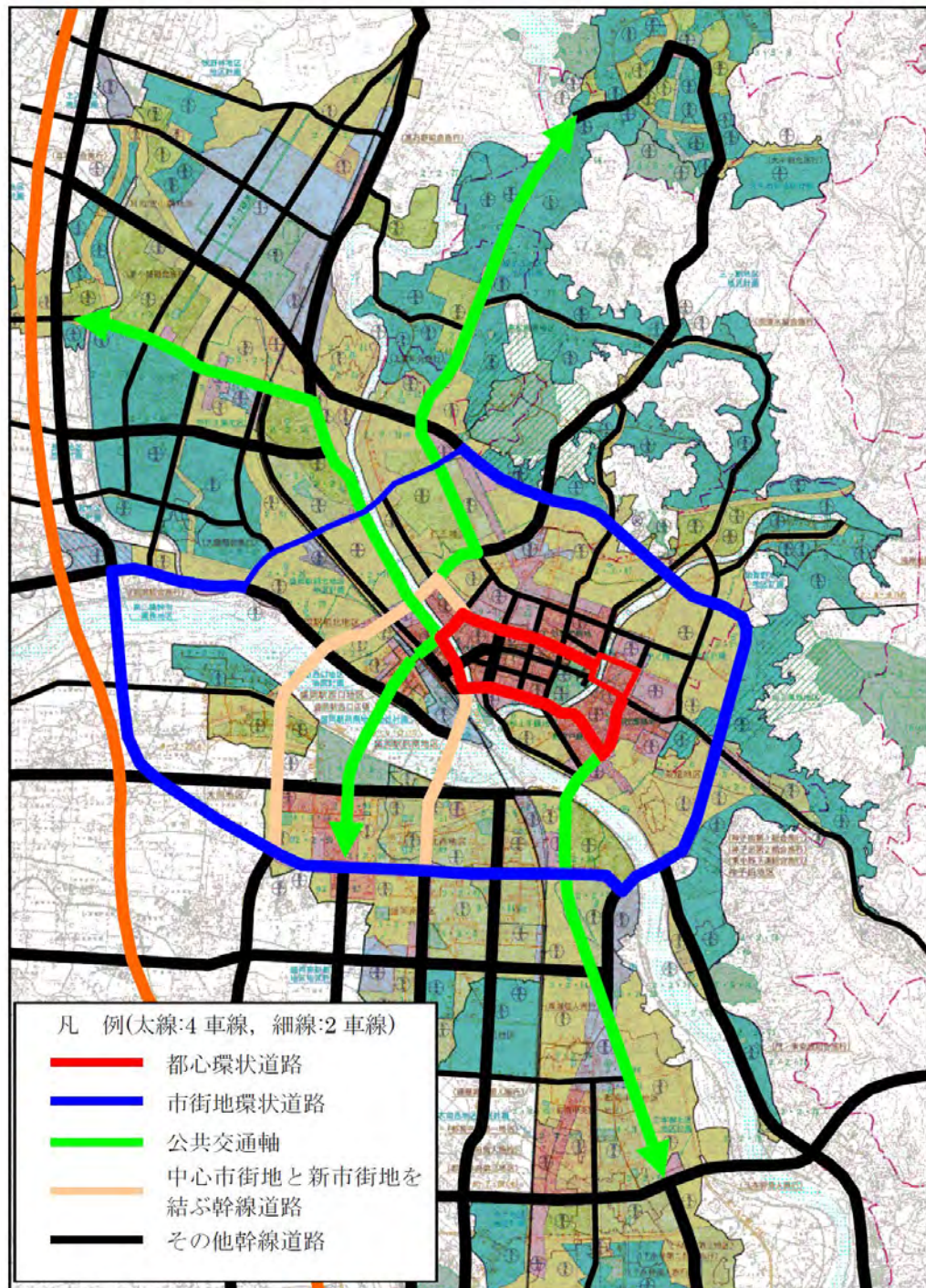


図 もりおか交通戦略（将来道路網計画図）

(3) 盛岡市地域公共交通網形成計画

盛岡市地域公共交通網形成計画は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 41 号）に基づき、「盛岡市にとって望ましい公共交通網の姿」を明らかにするマスタープランとして、もりおか交通戦略に即し、令和元（2019）年 11 月に策定しています。

この計画では、鉄道、路線バス、タクシーなどの公共交通手段を適切に選択し組み合わせることや、市民、交通事業者、行政などの関係者の連携により地域のニーズに合わせた効率的で持続可能な地域公共交通網の形成を図ることとしており、令和 2（2020）年 3 月に策定した盛岡市立地適正化計画と連携しながら、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の実現を図ることとしています。

(4) 盛岡市商業振興ビジョン

盛岡市商業振興ビジョンは、盛岡市総合計画において掲げた、目指す将来像である「ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡」の実現に向け、商業・サービス業の振興に関する基本的な方針及び計画として平成 30（2018）年 3 月に策定しました。

この計画では、目指すべき将来像を『「売り手よし、買い手よし、世間よし」で生み出す賑わいと活力あふれるまち盛岡～企業（起業）が育つ環境づくり～』とし、5つの基本方針と 35 のアクションプランを掲げ、商業・サービス業の振興施策の展開を図ることとしています。

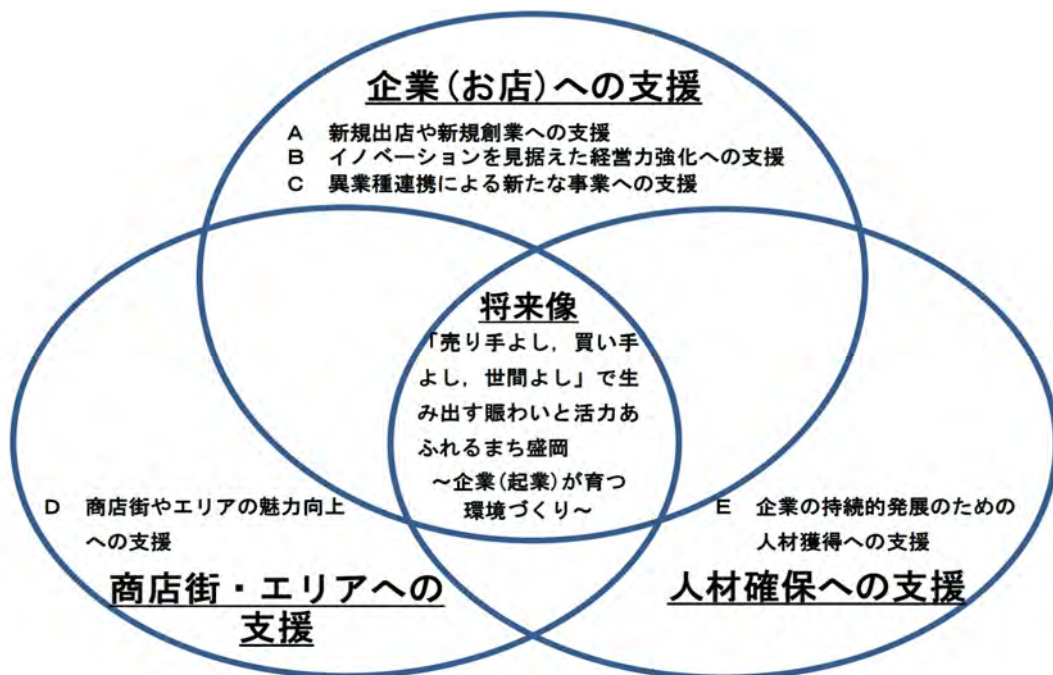


図 盛岡市の商業振興の概念図

(5) 盛岡市工業振興ビジョン～盛岡ものづくり戦略～

盛岡市工業振興ビジョンは、盛岡市総合計画における基本構想の実現のため、市の工業分野における具体的計画として平成 25（2013）年 3 月に策定しています（平成 30（2018）年 3 月改訂）。

この計画では、目指す姿（将来像）を「ものづくり・人づくりが育む豊かなまち盛岡」とし、その柱として 5 つの施策推進方針と実現化のための 39 のアクションプランを掲げ施策展開し、工業の振興を図ることとしています。

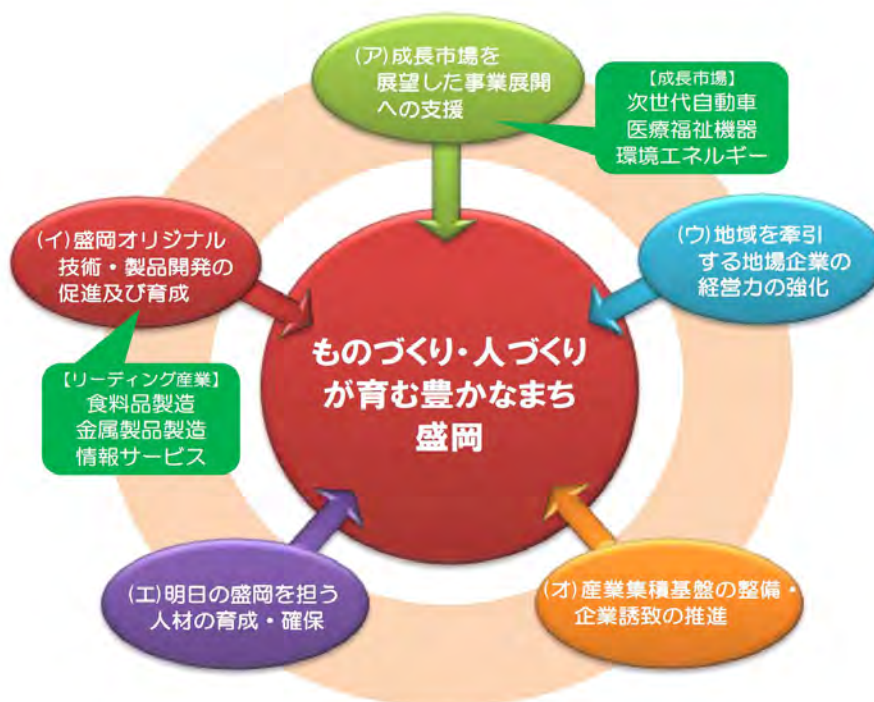


図 盛岡の市工業振興の概念図

また、いわて県民計画（2019～2028）長期ビジョンのアクションプランのひとつとして「北上川バレープロジェクト」が位置づけられ、北上川流域の強みを生かした産業振興・生活環境の更なる充実と産業分野生活分野への第 4 次産業革命技術の導入の促進と新たな技術を拓く人材の育成を目指し、産業の集積や人材育成の取り組みを推進することとしています。

この具体化を図るため、県央地区と県南地区の広域連携をはじめ、県内各地域の特色ある発展をめざすとともに、全県に人材やイノベーションなどの産業資本の波及を促進し、付加価値を高めることを目的に、企業誘致や成長産業の育成支援、物流拠点の整備と機能強化及び中心市街地活性化に向けた支援に関することなど、岩手県と市との間で産業振興の連携に関する協定を締結しています。

(6)(仮称)もりおか農業・農村振興ビジョン 2030

(仮称) もりおか農業・農村振興ビジョン 2030 は、地域の実情に対応した施策の展開とともに、農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と農業生産基盤の強化などの課題解決が望まれていること等を踏まえ、本市農業のビジョンを明確にし、都市近郊型の農業と活力ある農村を実現するための指針として、令和3（2021）年3月の策定を目指しています。

■ ビジョンの目指す姿

農業・農村が輝き 世界とつながる「もりおかの食と農」

■ ビジョンの方向性

- ・ 多様な担い手の育成と農業生産基盤整備の推進
- ・ 活力ある農業・農村の実現による交流人口・関係人口の増加
- ・ 盛岡産農畜産物の魅力向上と消費拡大

第2章 本計画におけるまちづくりの課題

ここでは、本市の現状がどのようなになっているのか、人口や産業など、まちづくりに
おける重要な要素ごとの現状を把握し、まちづくりの課題を整理します。

1. 本市の現状

(1) 人 口

本市の人口は平成 12（2000）年をピークに減少に転じ、将来的にも減少が続く見
込みとなっています。

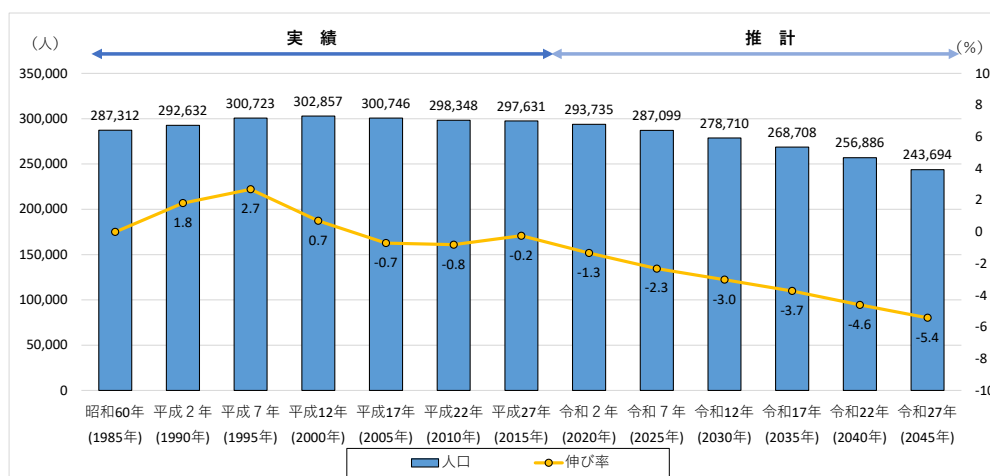
本市周辺の市町では、紫波町で人口の減少が続いていますが、一方、滝沢市・矢巾
町で伸びは緩やかであるものの人口の増加が続いています。

図表 人口の推移

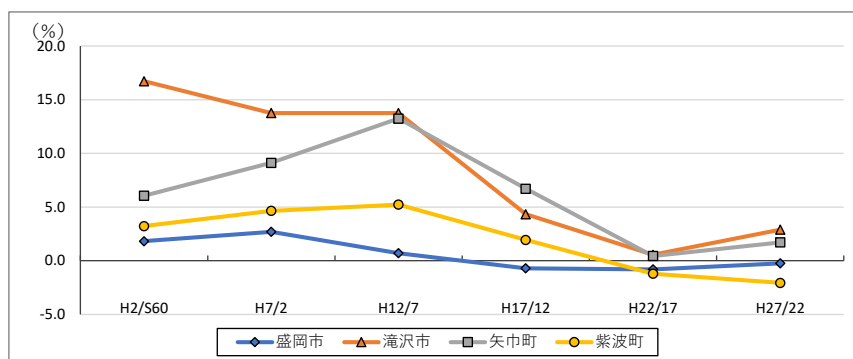
	実績人口（人）							推計人口（人）					
	昭和60年 (1985年)	平成 2 年 (1990年)	平成 7 年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和 2 年 (2020年)	令和 7 年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
盛岡市	287,312	292,632	300,723	302,857	300,746	298,348	297,631	293,735	287,099	278,710	268,708	256,886	243,694
伸び率	-	1.8%	2.7%	0.7%	-0.7%	-0.8%	-0.2%	-1.3%	-2.3%	-3.0%	-3.7%	-4.6%	-5.4%

資料：国勢調査

平成 27 年（2015 年）以降は「国立社会保障・人口問題研究所平成 30 年（2018 年）3 月推計」

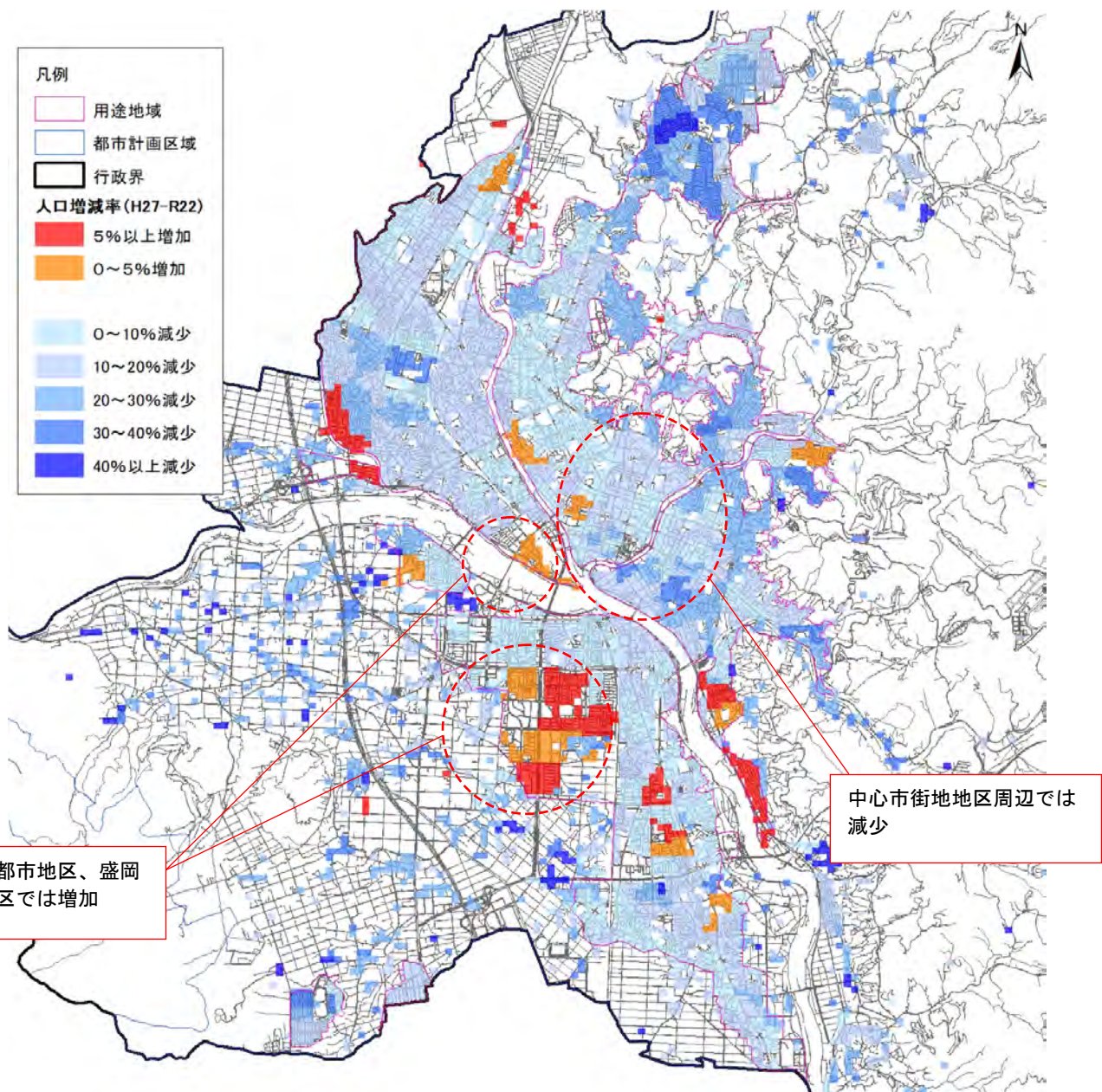


資料：国勢調査



資料：国勢調査

図 総人口メッシュ(平成 27(2015)年～令和 22(2040)年の増減, 中心部)



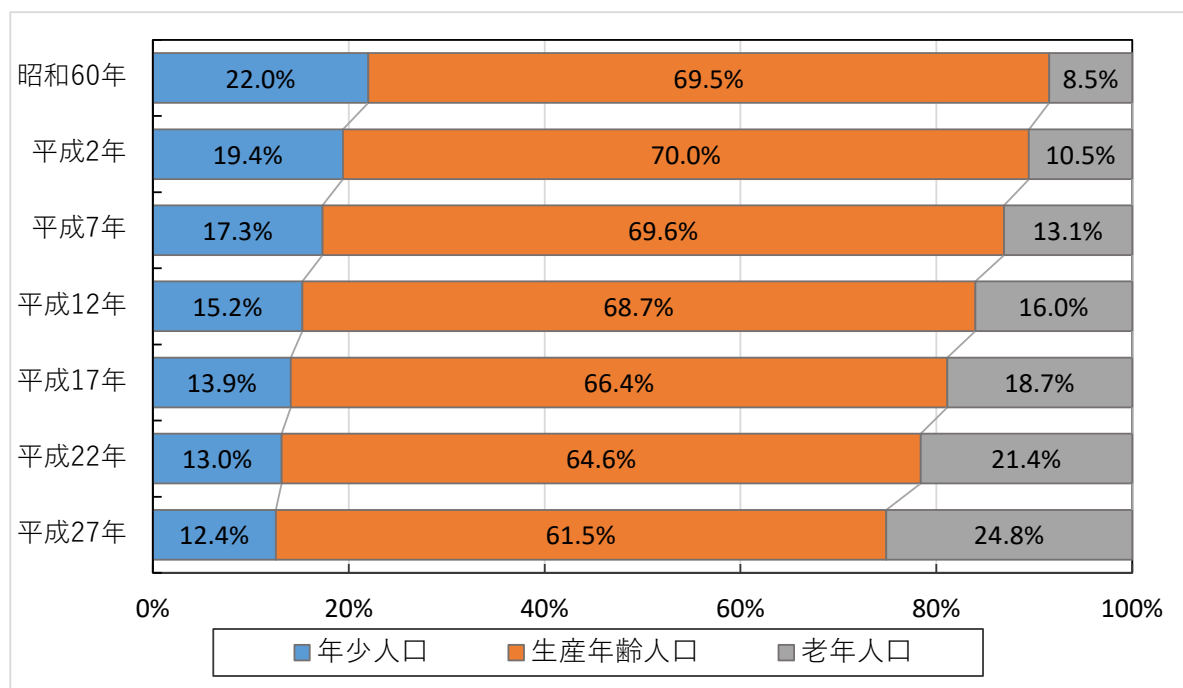
資料:国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」より作成

本市の老年人口とその構成比は増加傾向にあり、少子化・高齢化が進行しています。
 なお、老年人口の構成比は岩手県平均を下回っています。

図表 年齢別人口の推移

	年少人口		生産年齢人口		老年人口	
	15歳未満 (人)	構成比 (%)	15歳～64歳 (人)	構成比 (%)	65歳以上 (人)	構成比 (%)
昭和60年 (1985年)	63,222	22.0%	199,774	69.5%	24,316	8.5%
平成2年 (1990年)	56,718	19.4%	204,943	70.0%	30,826	10.5%
平成7年 (1995年)	52,092	17.3%	209,262	69.6%	39,341	13.1%
平成12年 (2000年)	46,159	15.2%	208,171	68.7%	48,469	16.0%
平成17年 (2005年)	41,928	13.9%	199,632	66.4%	56,177	18.7%
平成22年 (2010年)	38,771	13.0%	192,664	64.6%	63,721	21.4%
平成27年 (2015年)	36,828	12.4%	182,979	61.5%	73,729	24.8%
岩手県 (平成27年)	150,992	11.8%	734,886	57.4%	386,573	30.2%

資料: 国勢調査



資料: 国勢調査

本市の世帯数は年々増加していますが、その傾向は次第に緩やかなものとなっており、将来的には減少することが予想されています。

一方、世帯当たり人員は減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

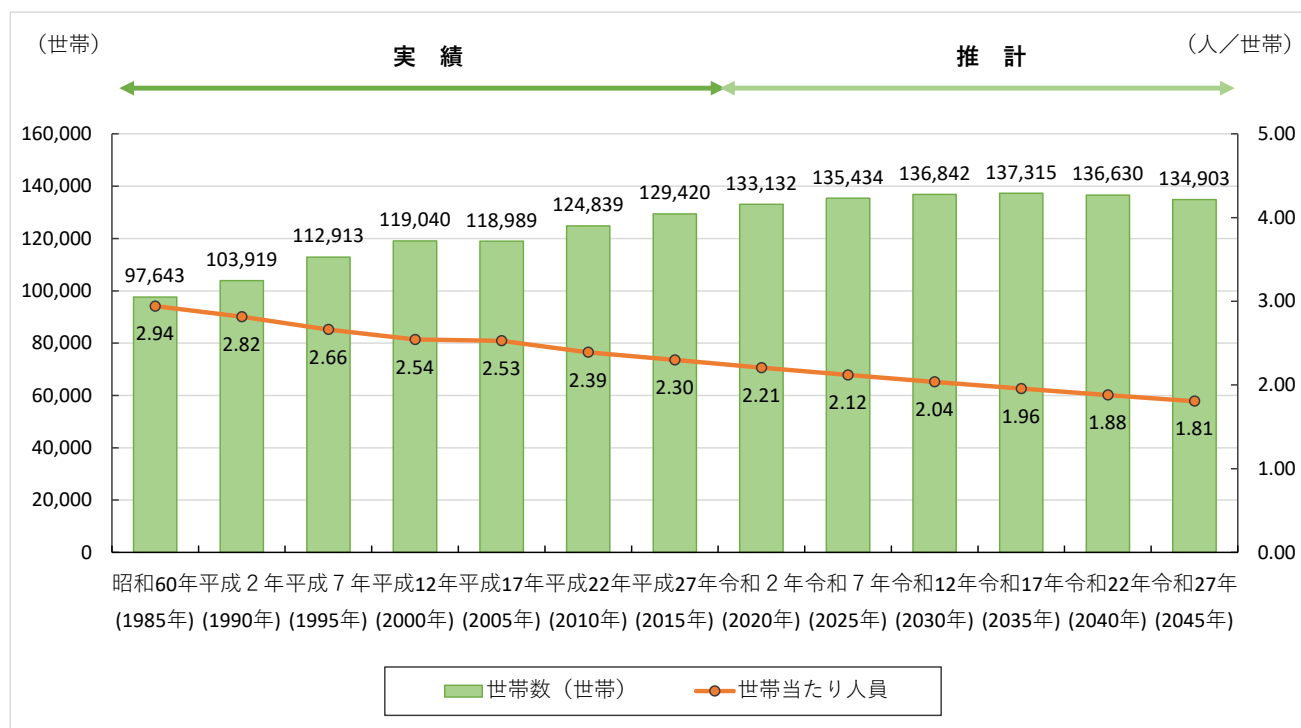
図表 世帯数の推移

	実績値							推計値					
	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)
人口（人）	287,312	292,632	300,723	302,857	300,746	298,348	297,631	293,735	287,099	278,710	268,708	256,886	243,694
世帯数（世帯）	97,643	103,919	112,913	119,040	118,989	124,839	129,420	133,132	135,434	136,842	137,315	136,630	134,903
世帯当たり人員 （人／世帯）	2.94	2.82	2.66	2.54	2.53	2.39	2.30	2.21	2.12	2.04	1.96	1.88	1.81

資料：国勢調査

※人口：平成27年（2015年）以降は「国立社会保障・人口問題研究所平成30年（2018年）3月推計」

※世帯数の推計値は世帯当たり人員を独自に推計し、人口の推計値から算出したもの

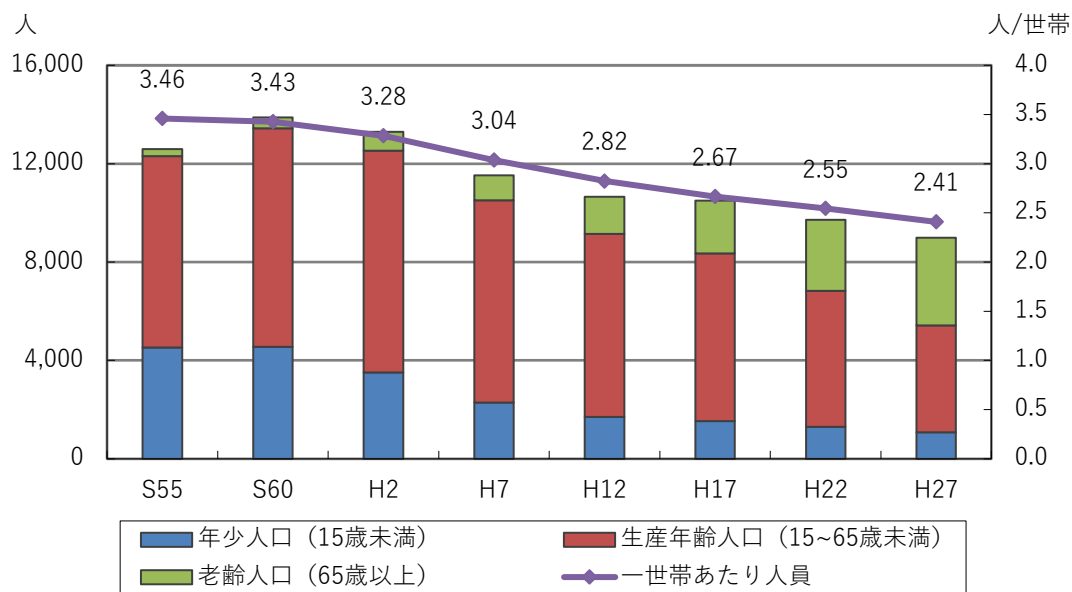


資料：国勢調査

本市の郊外において、増加する人口の受け皿として昭和 40（1965）年代後半に開発され、大量に住宅が供給された松園ニュータウンでは、近年は人口の減少と一世帯あたりの人員の減少、並びに急速な少子化・高齢化が進行しています。

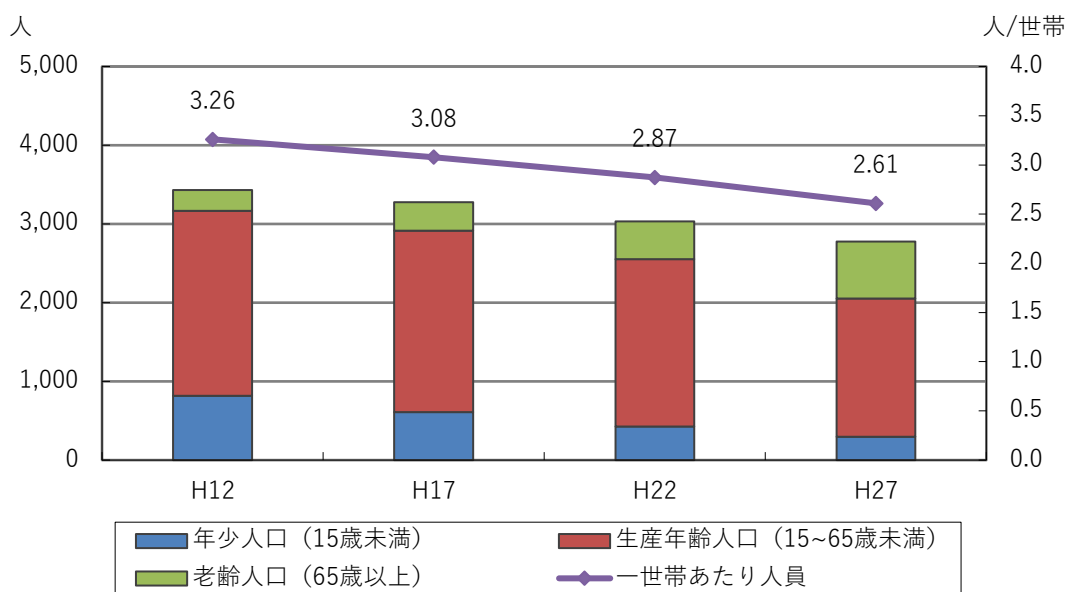
また、同年代に開発された湯沢団地においても同様に、少子化・高齢化が進行しています。

図 松園ニュータウンの状況



資料：国勢調査

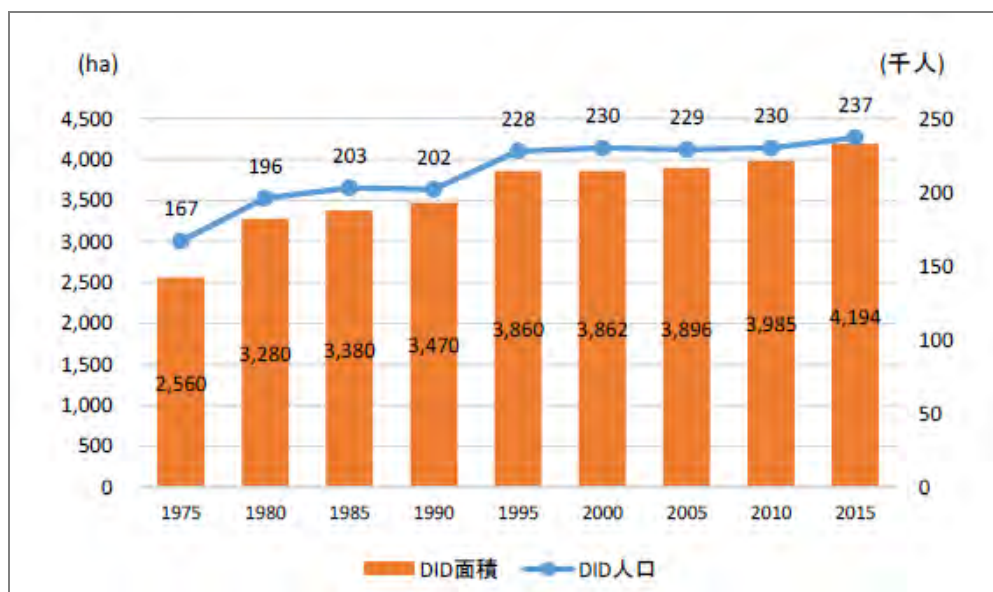
図 湯沢団地の状況



資料：国勢調査

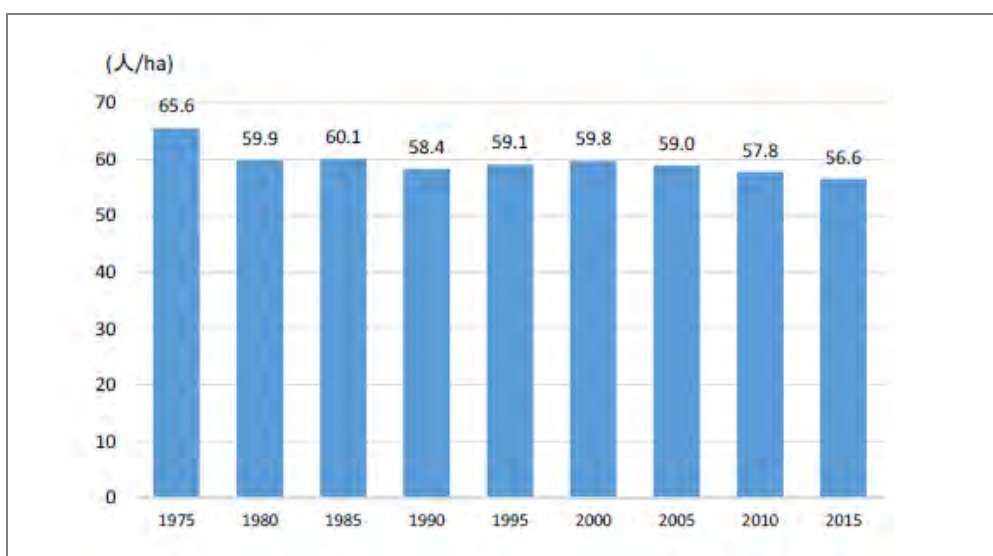
本市の人口集中地区（DID）の人口及び面積は緩やかな増加傾向にありますますが、一方、その人口密度は減少傾向にあります。

図 DID 人口と面積



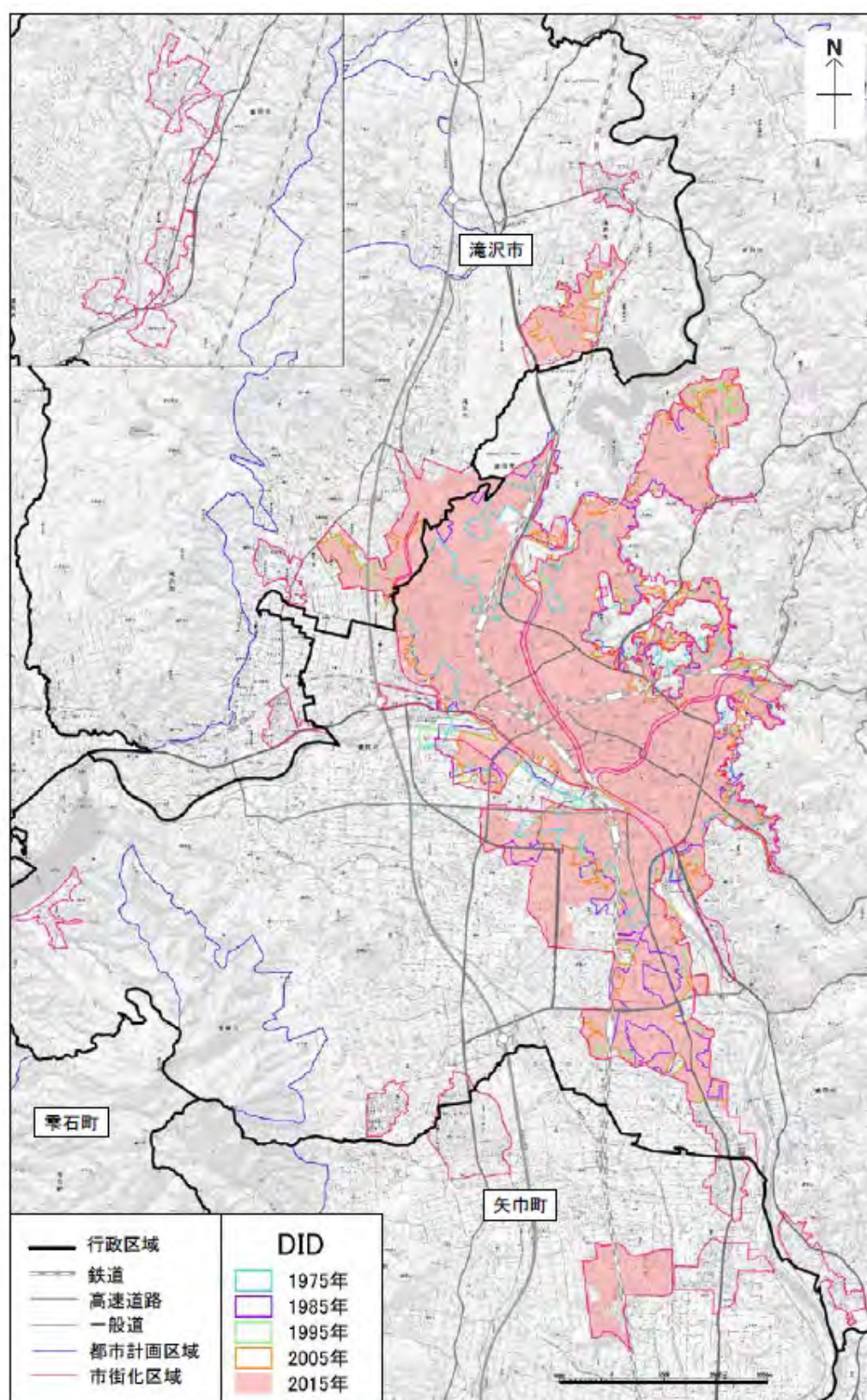
資料：国勢調査

図 DID 人口密度



資料：国勢調査

図 DID 区域の動向



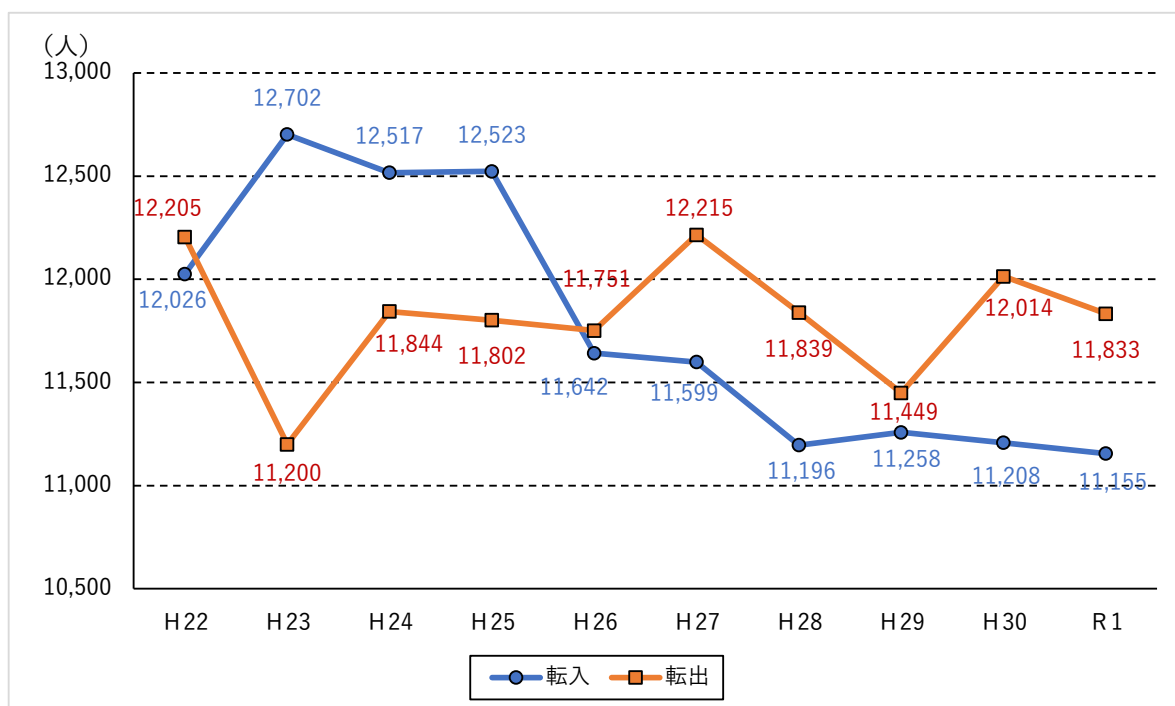
資料：国土数値情報

本市の転入・転出人口は平成 26（2014）年以降、転出超過の状況が続いています。

図表 転入・転出人口の状況

	H22 2010年	H23 2011年	H24 2012年	H25 2013年	H26 2014年	H27 2015年	H28 2016年	H29 2017年	H30 2018年	R1 2019年
転入	12,026	12,702	12,517	12,523	11,642	11,599	11,196	11,258	11,208	11,155
転出	12,205	11,200	11,844	11,802	11,751	12,215	11,839	11,449	12,014	11,833
転入-転出	-179	1502	673	721	-109	-616	-643	-191	-806	-678

資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省統計局）



資料：住民基本台帳人口移動報告（総務省統計局）

本市の転入・転出における県内外との人口移動の内訳では、県外への転出者数が転入者数を上回る「県外への転出超過」の状況にあります。

一方、本市と県内市町村との間では、転入者数が転出者数を上回る「市内への転入超過」の状況にあります。

図 人口移動(盛岡市⇄県外)

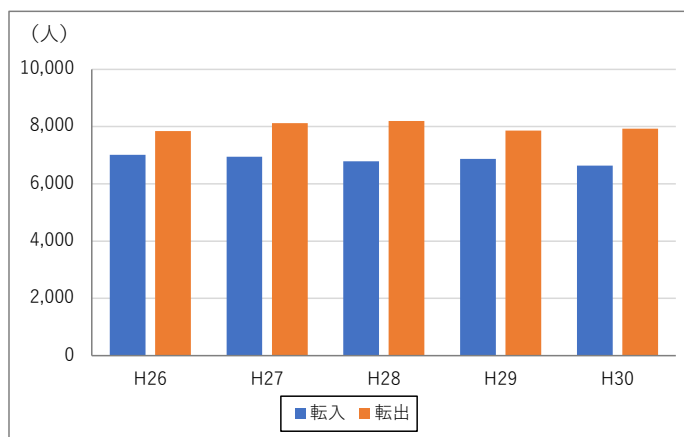
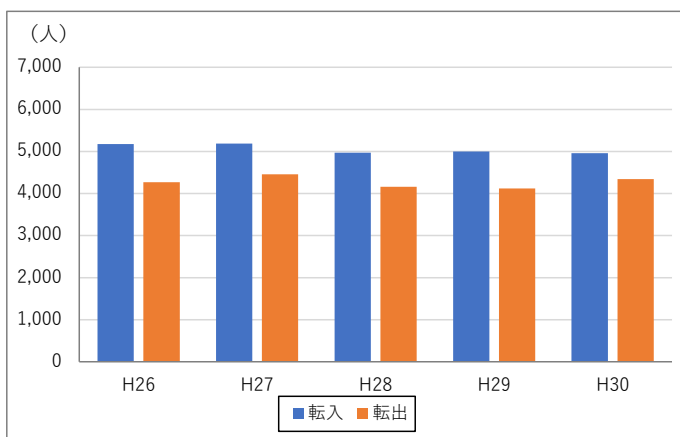


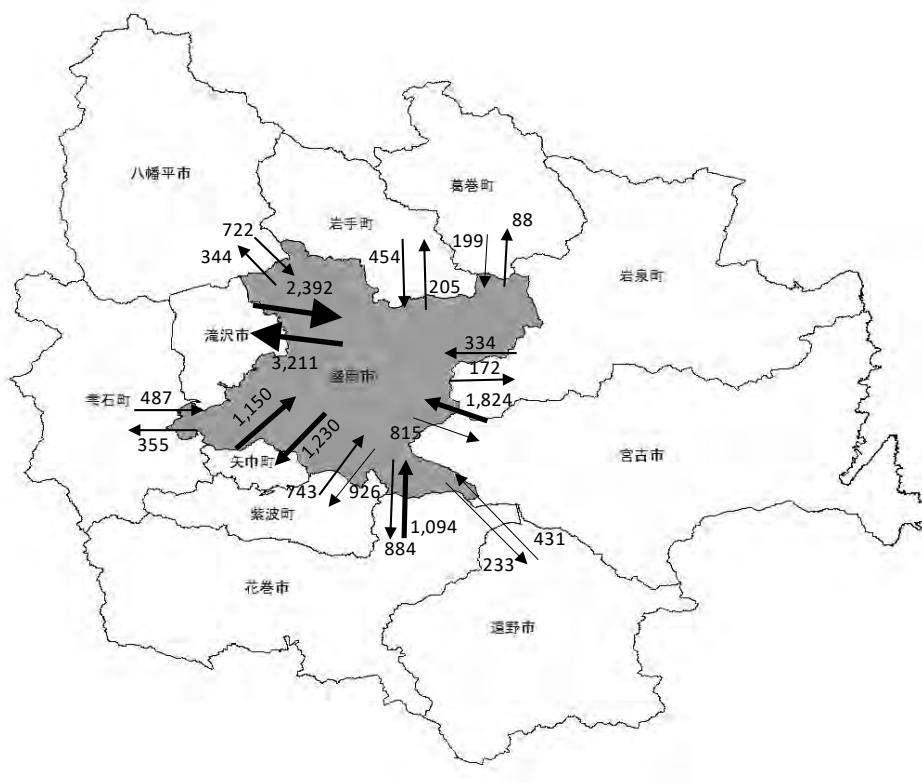
図 人口移動(盛岡市⇄県内市町村)



資料: 戸籍・住民基本台帳関係資料

本市の転入・転出における周辺市町との人口移動を見ると、滝沢市、矢巾町、紫波町への転出が転入を超過する状況となっています。

図 人口移動(平成 27(2015)年)



資料:国勢調査

表 県外転出ランキング(平成 27(2015)年)

	転出先 (県外)	人数
1	仙台市	3,785
2	東京都 23 区	2,013
3	青森市	705
4	横浜市	657
5	秋田市	641
	全体	21,489

資料:国勢調査

盛岡市の人口は平成 12（2000）年をピークに減少しています。玉山地域が盛岡広域都市計画区域に編入された平成 2（1990）年以降の状況を見ると、市街化区域では平成 12（2000）年以降ほぼ横ばいに推移している一方、市街化調整区域では平成 12（2000）年をピークに減少が続いています。

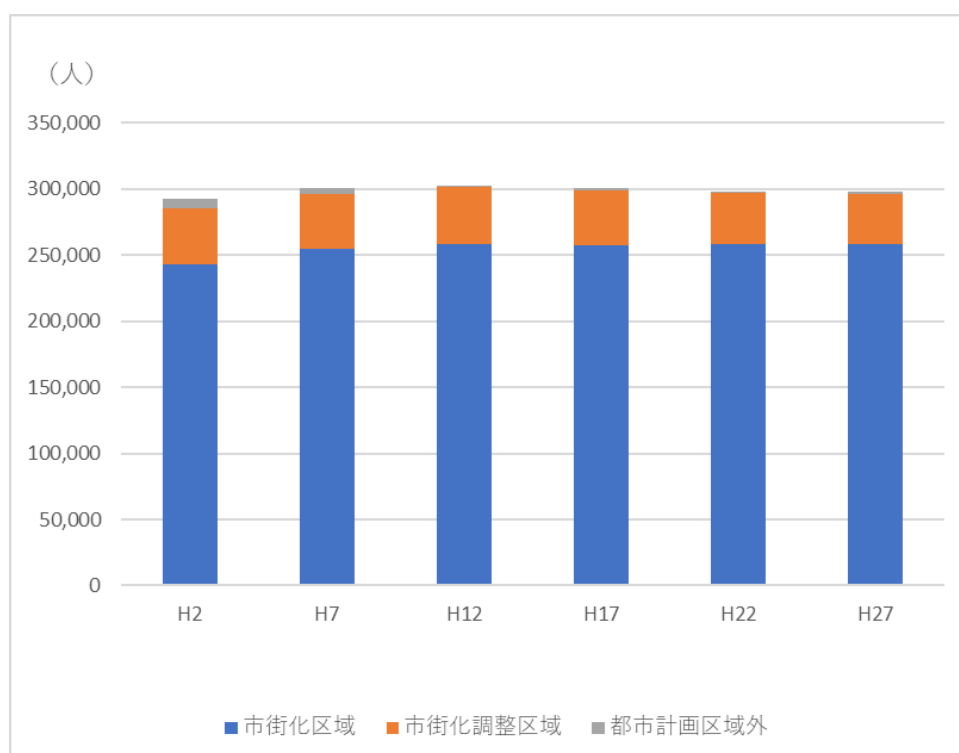
行政人口の減少は自然減によるところが大きく、その中で市街化区域の人口は維持されており、区域区分という都市計画の役割を果たしています。

図表 市街化区域及び市街化調整区域の夜間人口の推移

単位：人

	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H27/H12増減
市街化区域	243,263	254,337	258,515	257,323	258,485	258,689	0.1%
市街化調整区域	42,496	42,000	42,781	42,040	38,704	37,937	-11.3%
都市計画区域外	6,873	4,386	1,561	1,383	1,159	1,005	-35.6%
行政区域	292,632	300,723	302,857	300,746	298,348	297,631	-1.7%

資料：都市計画基礎調査



資料：都市計画基礎調査

(2) 産 業

本市の産業別就業人口は第3次産業が全体の約80%を占め、最も多くなっています。

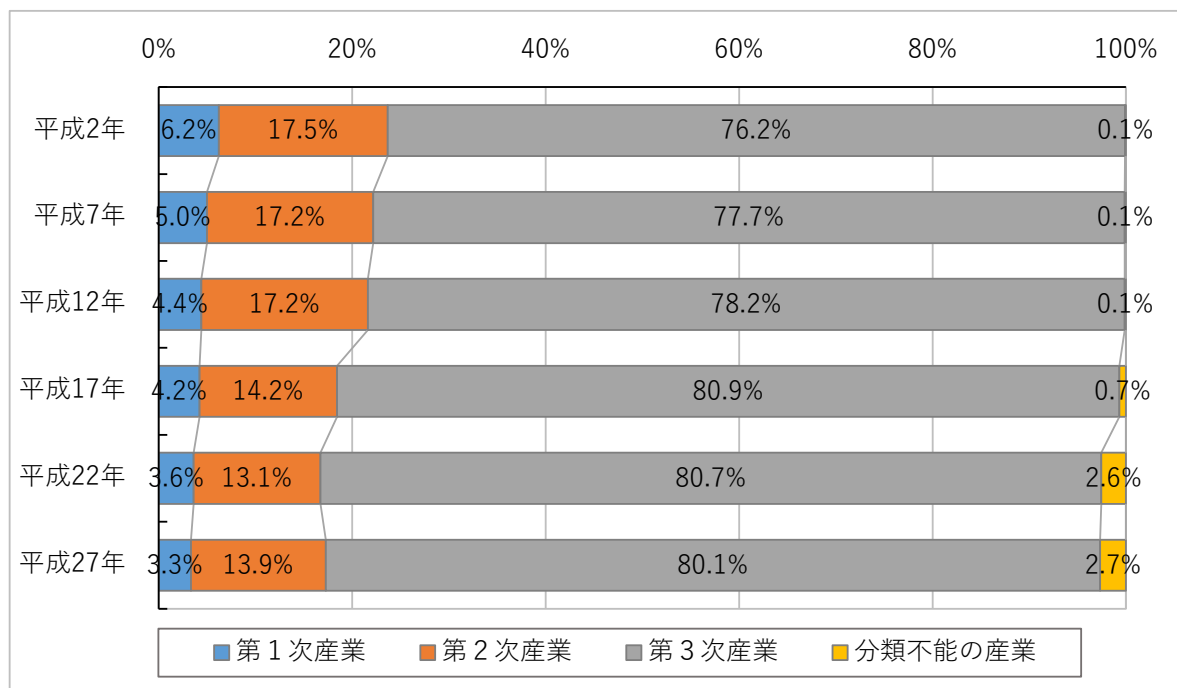
一方、第1次産業は一貫して減少が続いています。

図表 産業別就業人口の推移

(上段：人、下段：構成比)

	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
第1次産業	8,935 6.2%	7,628 5.0%	6,712 4.4%	6,161 4.2%	5,016 3.6%	4,797 3.3%
第2次産業	25,115 17.5%	26,305 17.2%	26,270 17.2%	20,753 14.2%	18,242 13.1%	20,013 13.9%
第3次産業	109,529 76.2%	118,916 77.7%	119,213 78.2%	117,969 80.9%	112,277 80.7%	115,081 80.1%
分類不能の産業	153 0.1%	216 0.1%	227 0.1%	1,005 0.7%	3,565 2.6%	3,832 2.7%
総数	143,732	153,065	152,422	145,888	139,100	143,723

資料：国勢調査



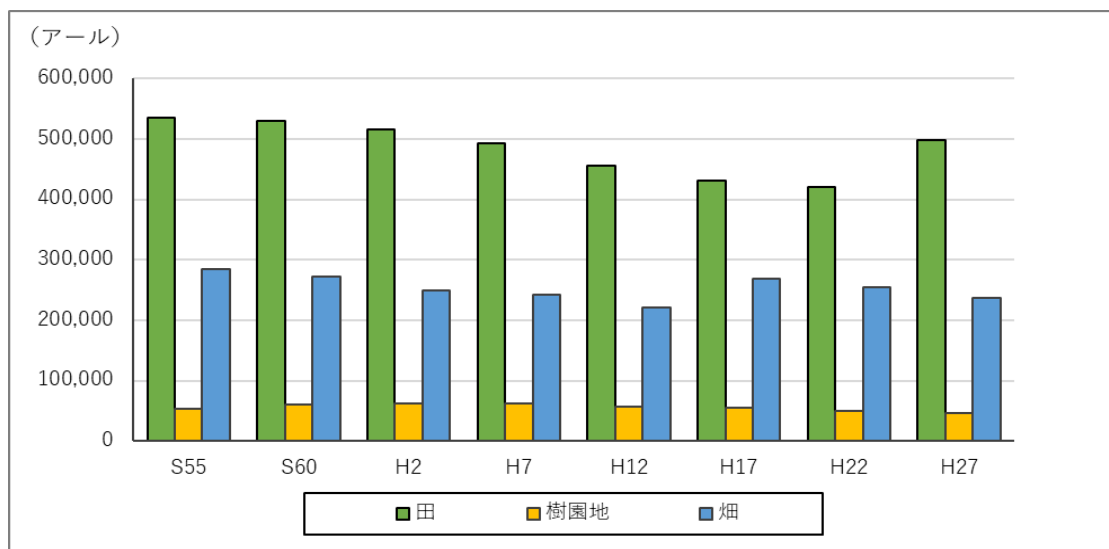
資料：国勢調査

本市の農家数は減少が続いています。

また、平成 27（2015）年の経営耕地種別では、「畑」及び「樹園地」が減少を続けているのに対し、「田」が平成 22（2010）年から増加しています。

令和 2（2020）年の総農家数は、3,263 戸であり、平成 17（2005）年の 3,667 戸と比較して 11%減少しており、耕作放棄地は増加傾向にあります。

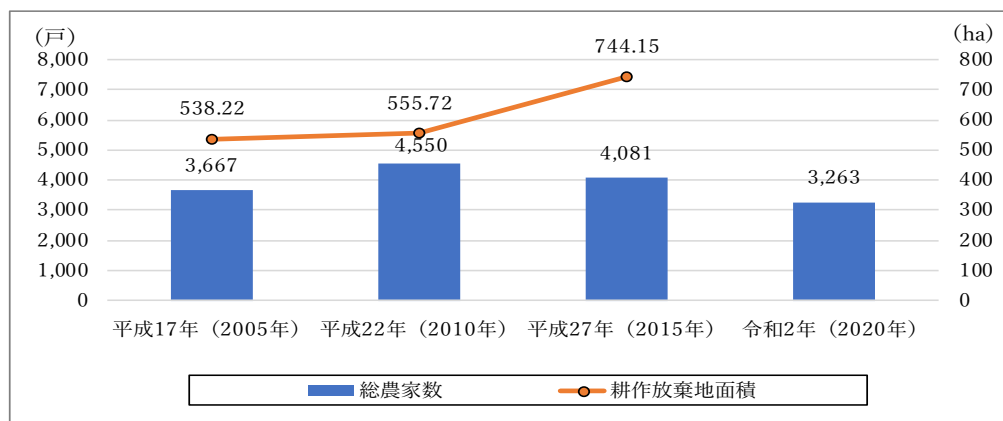
図 経営耕地面積の推移



資料：農林業センサス

図表 総農家数、耕作放棄地面積の推移

	総農家数			耕作放棄地 面積 (ha)
	販売農家	自給的農家		
平成17年 (2005年)	3,667	2,786	881	538.22
平成22年 (2010年)	4,550	3,304	1,246	555.72
平成27年 (2015年)	4,081	2,781	1,300	744.15
令和2年 (2020年)	3,263	2,145	1,118	—



※耕作放棄地の調査については、平成 27(2015)年まで

資料：農林業センサス、市農政課

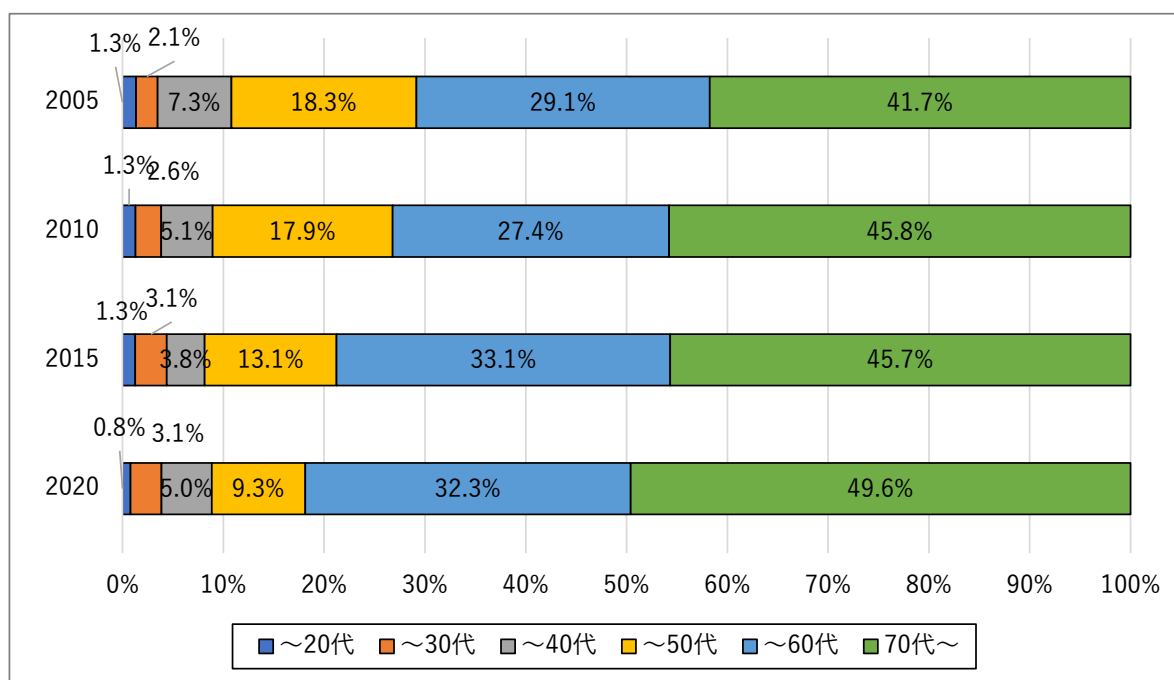
自営農業に主として従事した世帯員のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している基幹的農業従事者は、平成 17（2005）年から平成 22（2010）年にかけて増加したものの、以降は減少傾向にあります。

また、年齢階層別に見ると、60 代以上の割合が上昇し続けており、令和 2（2020）年における基幹的農業従事者の平均年齢は、平成 27（2015）年から 1.4 歳上昇し、68.1 歳となっています。

図表 本市における基幹的農業従事者数及び年齢構成

（単位：人）

	～20代	30代	40代	50代	60代	70代～	合計
2005年	56	89	306	767	1,217	1,745	4,180
2010年	59	117	233	819	1,256	2,098	4,453
2015年	52	129	155	539	1,364	1,883	4,122
2020年	25	96	157	291	1,014	1,558	3,141

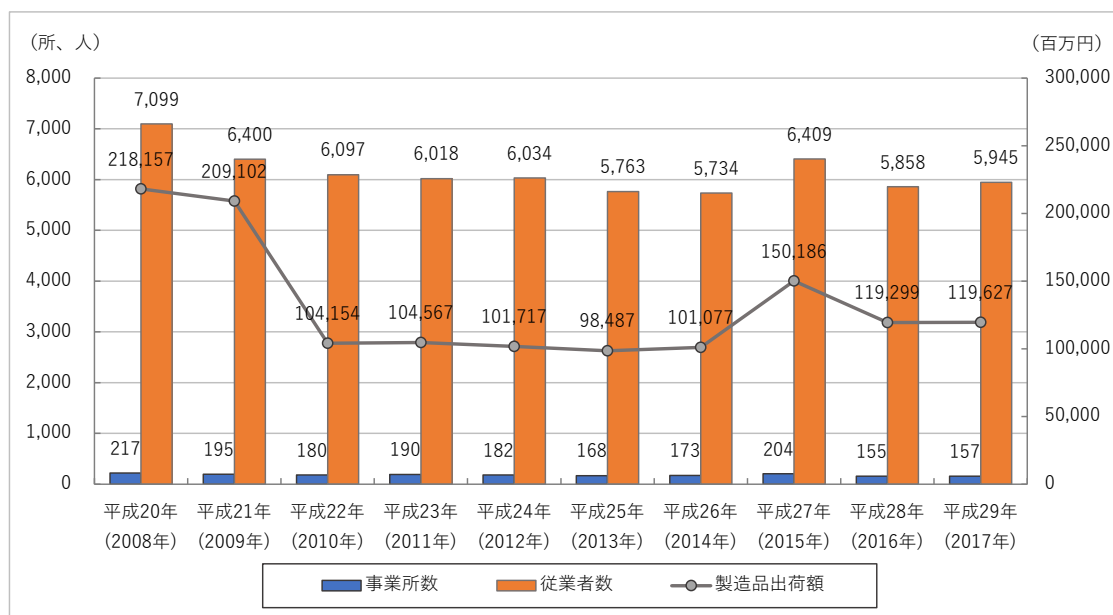


出典：農林業センサス

本市の工業の状況を示す事業所数、従業者数、製造品出荷額は近年横ばいの状況にあります。

図表 事業所数・従業者数・製造品出荷額の推移

	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額 (百万円)
平成20年 (2008年)	217	7,099	218,157
平成21年 (2009年)	195	6,400	209,102
平成22年 (2010年)	180	6,097	104,154
平成23年 (2011年)	190	6,018	104,567
平成24年 (2012年)	182	6,034	101,717
平成25年 (2013年)	168	5,763	98,487
平成26年 (2014年)	173	5,734	101,077
平成27年 (2015年)	204	6,409	150,186
平成28年 (2016年)	155	5,858	119,299
平成29年 (2017年)	157	5,945	119,627



資料:工業統計調査

平成 23(2011)年, 平成 27(2015)年:経済センサス-活動調査結果(製造業)

物流については、平成元（1989）年制定の自動車運転者の労働時間等の改善のための基準により運転時間が制限されたことや、平成 18（2006）年の貨物自動車運送事業法の改正により事業経営者の安全確保義務が明確にされたことから、長距離輸送から拠点間をリレーする中距離輸送に転換が進み、物流系の拠点の設置需要が増大しています。

また、物流関連企業においては、物流の効率化や高度化の取組が進められており、物流施設の集約や統廃合、貨物車両の大型化の動向があり、拠点における敷地の大規模化の傾向にあります。

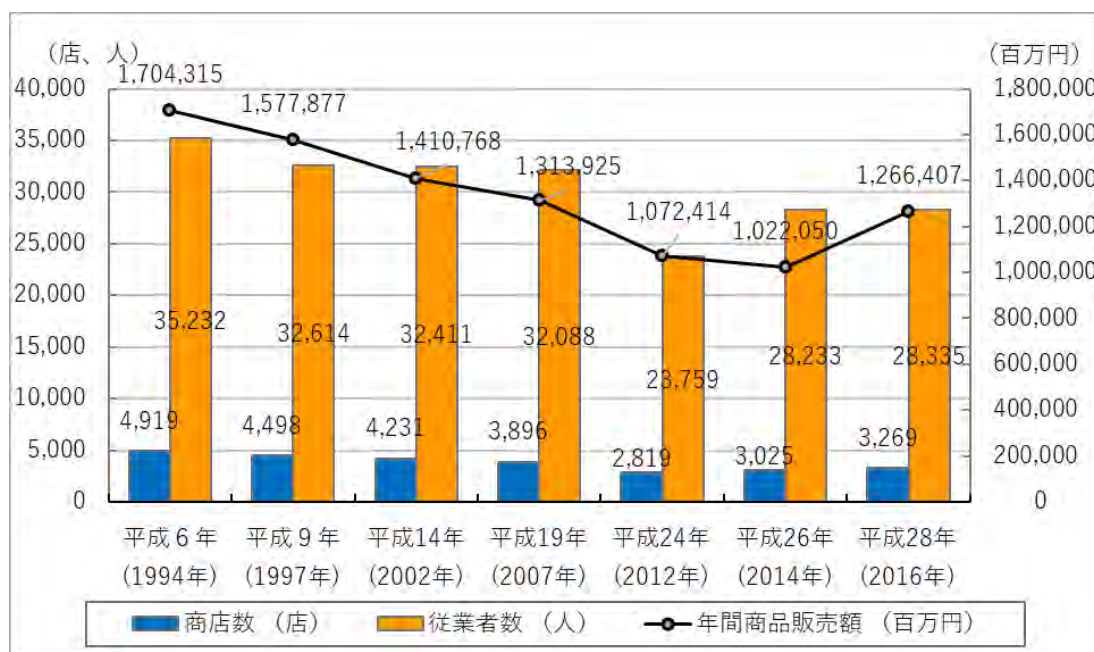
本市の商業の状況を示す商店数、従業者数、年間商品販売額は盛岡南地区では増加傾向にあります。

一方、中心市街地地区では減少傾向にあります。

図表 商店数、従業者数、年間商品販売額の推移

	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (百万円)	内訳	
				卸売業	小売業
平成6年(1994年)	4,919	35,232	1,704,315	1,303,200	401,115
平成9年(1997年)	4,498	32,614	1,577,877	1,166,228	411,649
平成14年(2002年)	4,231	32,411	1,603,199	1,188,041	415,158
平成19年(2007年)	3,896	32,088	1,313,925	947,280	366,645
平成24年(2012年)	2,819	23,759	1,072,414	728,573	343,841
平成26年(2014年)	3,025	28,233	1,022,050	620,386	401,664
平成28年(2016年)	3,269	28,335	1,266,407	858,987	407,421

資料：商業統計調査、経済センサス

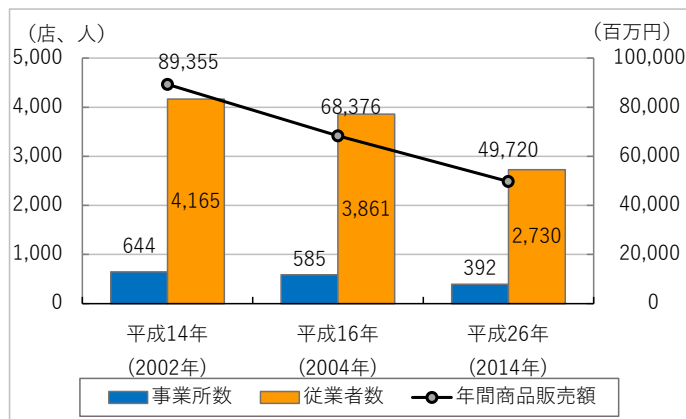


資料：商業統計調査、経済センサス

図表 地区ごとの小売業の状況

	事業所数 (店)	従業者数 (人)	年間商品販売 額 (百万円)	(対市販 売額)
平成14年 (2002年)	644	4,165	89,355	(6.3%)
平成16年 (2004年)	585	3,861	68,376	(5.0%)
平成26年 (2014年)	392	2,730	49,720	(4.9%)

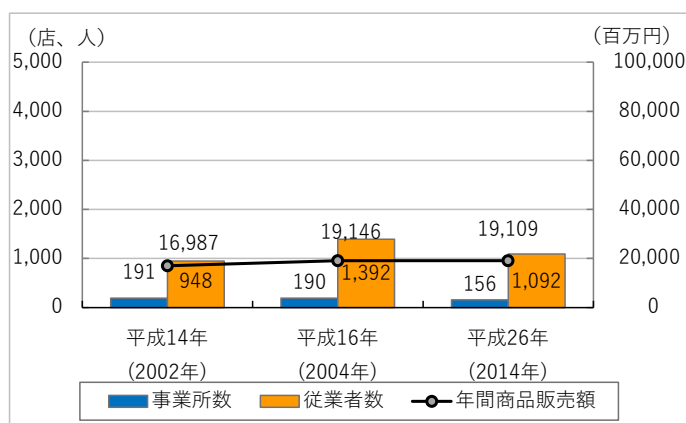
資料：商業統計調査



資料：商業統計調査（中心市街地地区）

	事業所数 (店)	従業者数 (人)	年間商品販売 額 (百万円)	(対市販 売額)
平成14年 (2002年)	191	948	16,987	(1.2%)
平成16年 (2004年)	190	1,392	19,146	(1.4%)
平成26年 (2014年)	156	1,092	19,109	(1.9%)

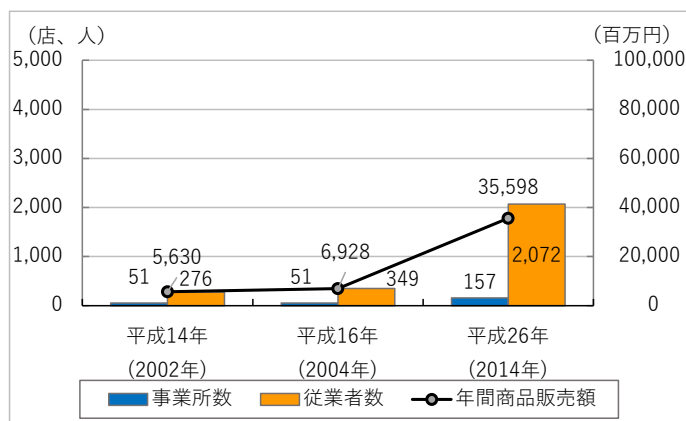
資料：商業統計調査



資料：商業統計調査（盛岡駅地区）

	事業所数 (店)	従業者数 (人)	年間商品販売 額 (百万円)	(対市販 売額)
平成14年 (2002年)	51	276	5,630	(0.4%)
平成16年 (2004年)	51	349	6,928	(0.5%)
平成26年 (2014年)	157	2,072	35,598	(3.5%)

資料：商業統計調査



資料：商業統計調査（盛岡南地区）

- ・ 中心市街地地区：内丸，中央通一丁目，中央通二丁目，中央通三丁目，大通一丁目，大通二丁目，大通三丁目，菜園一丁目，菜二丁目，大沢川原一丁目，大沢川原二丁目，大沢川原三丁目，開運橋通，材木町，中ノ橋通一丁目，中ノ橋通二丁目，紺屋町，神明町，肴町，南大通一丁目，八幡町
- ・ 盛岡駅地区：盛岡駅西通一丁目，盛岡駅西通二丁目，盛岡駅前通，盛岡駅前北通
- ・ 盛岡南地区：本宮三丁目，本宮四丁目，本宮五丁目，本宮六丁目，本宮七丁目，向中野二丁目，向中野三丁目，向中野四丁目，向中野五丁目，向中野六丁目，向中野七丁目，北飯岡一丁目，北飯岡二丁目，北飯岡三丁目，北飯岡四丁目

本市の森林の面積は 64,855ha で、市域の面積の 73.2%を占めており、国有林が 16,755ha、それ以外（民有林）が 48,100ha で、森林のうち民有林が 74.2%を占めています。

林業就業人口は平成 27（2015）年 231 人と、平成 22（2010）年と比較して 40 人増加しています。増加した理由の一つとして、これまでの担い手の育成・確保に関する取組などにより、新規就業者が増加したことが挙げられます。

林業生産額は、平成 29（2017）年に素材生産量が前年よりも増加したことにより、総生産額も回復したものと想定されます。

図 市域に占める森林面積(ha)

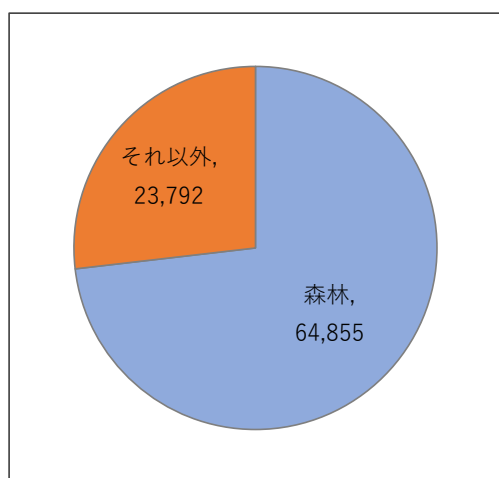
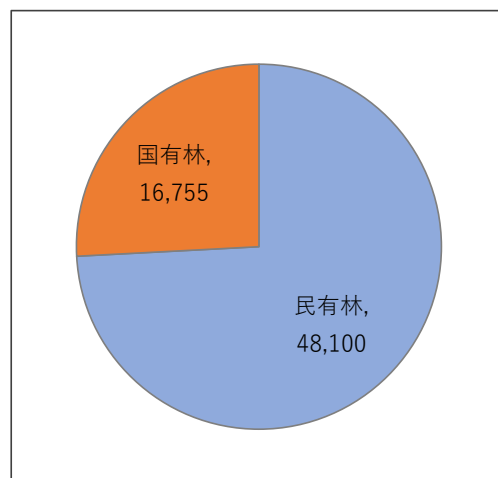


図 森林の管理(ha)



資料：盛岡市森林整備計画（令和2（2020）年4月）

表 林業従事者(人)

	人数
平成7年	300
平成12年	244
平成17年	153
平成22年	191
平成27年	231

資料：国勢調査

表 林業生産額(百万円)

	総生産額
平成25年	900
平成26年	932
平成27年	960
平成28年	833
平成29年	889

資料：岩手県

(3) 土地利用

本市の土地利用面積の内訳は農地や山林に若干の減少傾向が見られますが、全体としての構成には大きな変化は見られません。

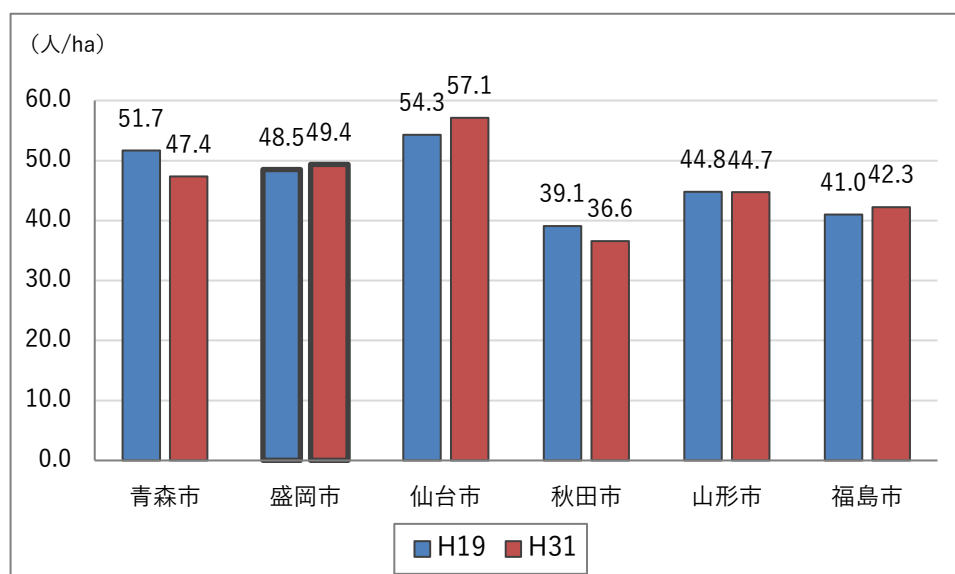
表 土地利用面積

	総面積(ha)	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
H27年 (2015年)	88,647	4,628	4,399	4,264	49	52,661	2,365	2,717	1,503	16,059
	100%	5.2%	5.0%	4.8%	0.06%	59.41%	2.67%	3.1%	1.7%	18.1%
H31年 (2019年)	88,647	4,556	4,261	4,313	54	52,440	2,359	2,592	1,634	16,438
	100%	5.1%	4.8%	4.9%	0.06%	59.16%	2.66%	2.9%	1.8%	18.5%

資料：市資産税課(各年1月1日現在)

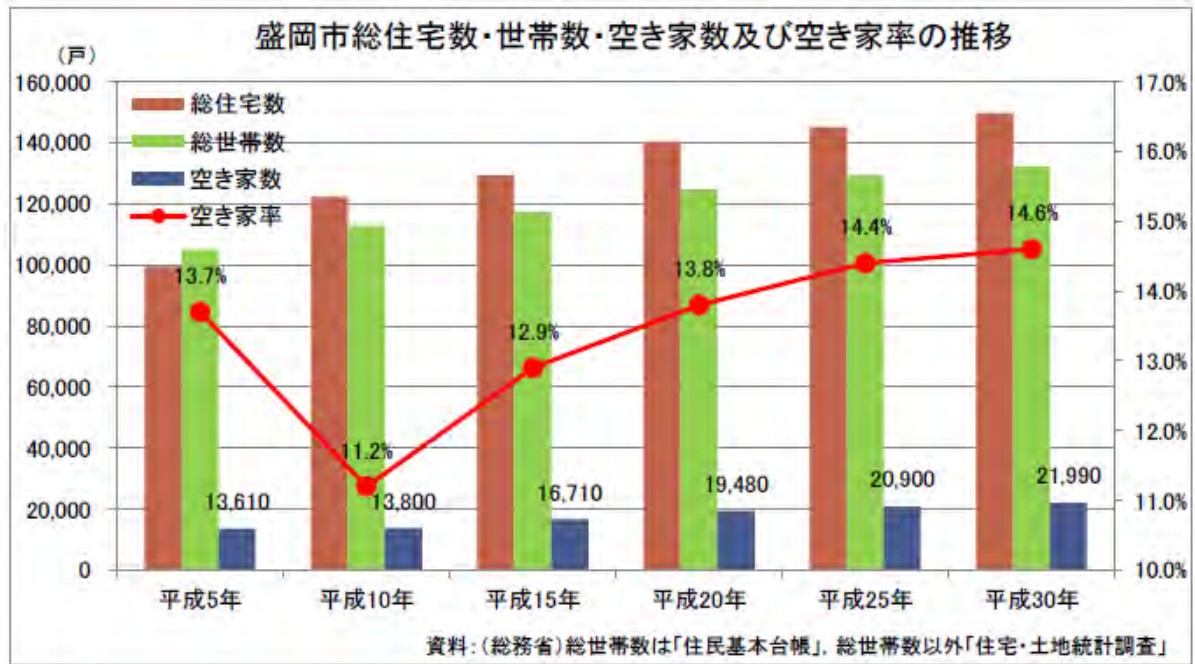
本市の市街化区域の人口密度は、東北6県の県庁所在都市と比較しても高い方で、その人口密度を維持しながら、市街地は比較的にコンパクトに形成されています。

図 東北の県庁所在地都市における市街化区域内人口密度



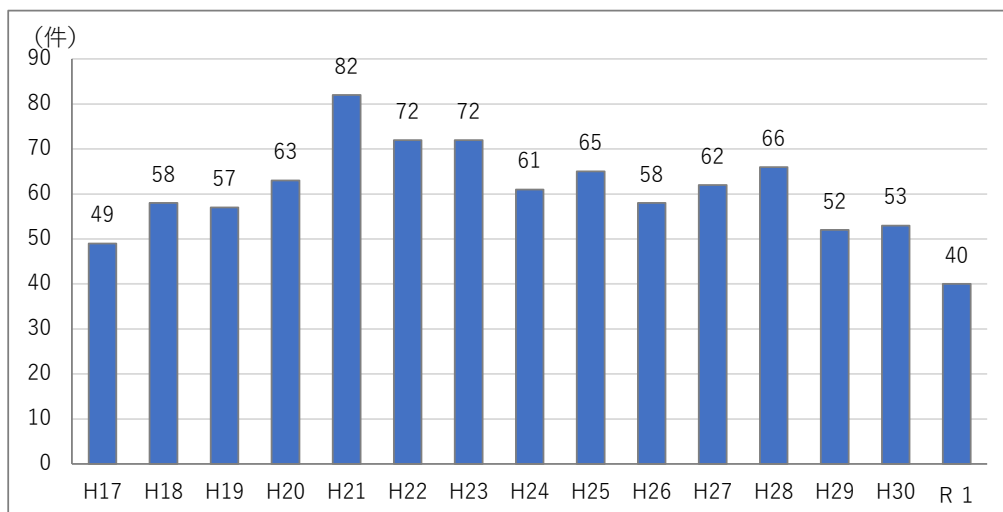
資料：国交省 都市計画現況調査(平成31年調査)

図 空き家数の推移



資料：第2期盛岡市空き家等対策計画(令和2年3月)

図 中心市街地の空き店舗調査



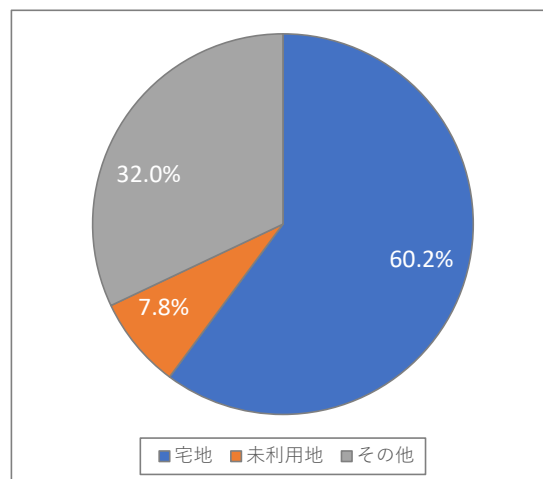
資料：盛岡市

※中心市街地の店舗が多く立地する主要な道路に面する路面店(1階部分)の空き状況を市が独自調査したもの。

図表 中心市街地の土地利用状況

	面積 (ha)	構成比
宅地	112.8	60.2%
未利用地	14.6	7.8%
その他	60.1	32.0%
計	187.5	100.0%

資料：都市計画基礎調査より集計

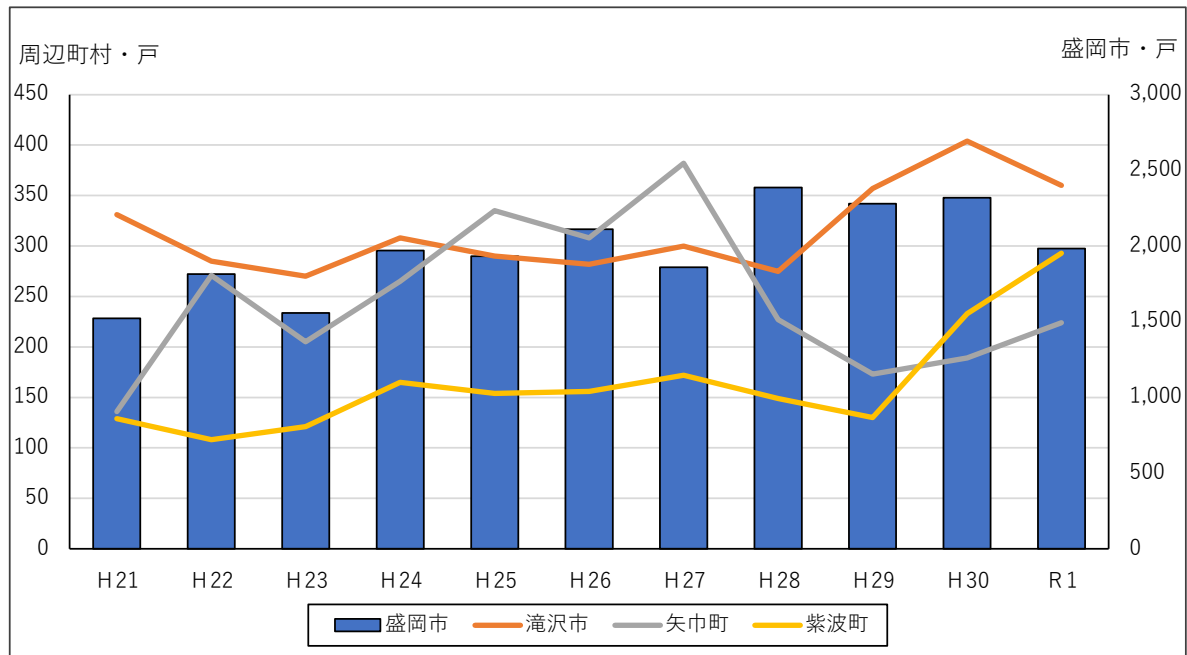


- ・ 宅地：住宅用地，商業用地，工業用地，公益施設用地，その他の公的施設用地
- ・ 未利用地：駐車場，低未利用地，その他の空地
- ・ その他：水面，道路用地，公共空地など

本市の新築住宅の着工件数は、周辺町村と比べ安定して推移しており、平成 28 (2016) 年度にピークに達し、その後横ばいとなり、令和元年には減少しています。

周辺の市町では、それまでの活況が平成 27 (2015) 年をピークに増加もしくは横ばい傾向から減少傾向に転じ、近年は回復し増加傾向となっています。

図 住宅着工戸数の推移

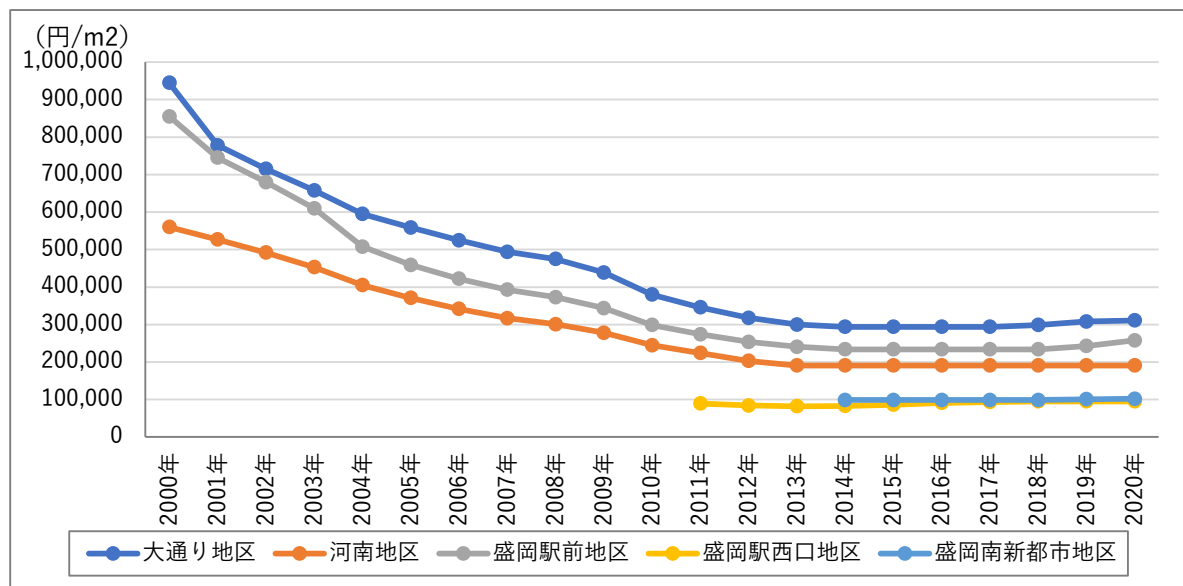


資料:岩手県 建築動態統計調査

本市の市街地の地価の状況は、大通地区、河南地区、盛岡駅前地区は平成 12 (2000) 年以降減少傾向が続き、平成 26 (2014) 年ごろから横ばい傾向が続き、近年、大通地区、盛岡駅前地区は微増しています。

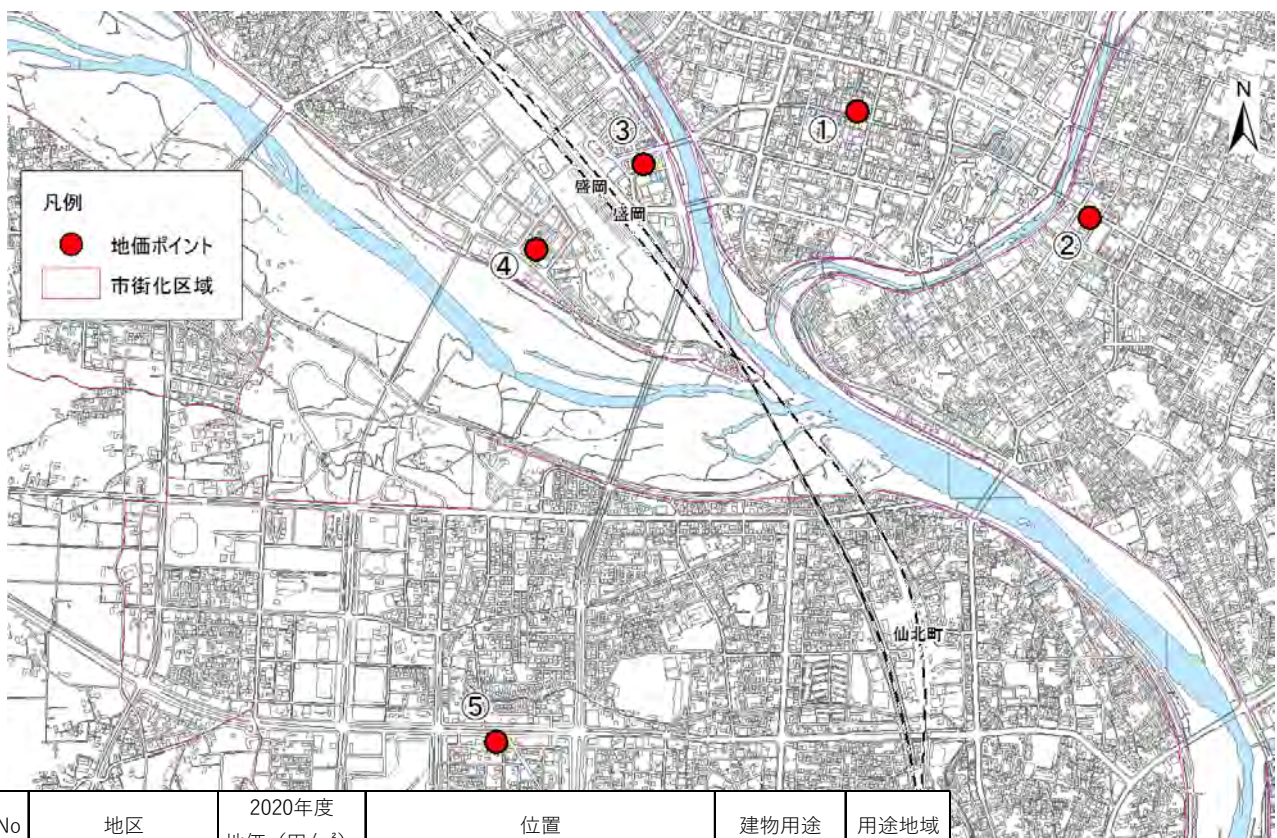
また、盛岡駅西口は平成 23 (2011) 年、盛岡南新都市地区は平成 26 (2014) 年から横ばいの状況が続いています。

図 地価の推移



資料: 地価公示, 都道府県地価調査

図表 地価の状況

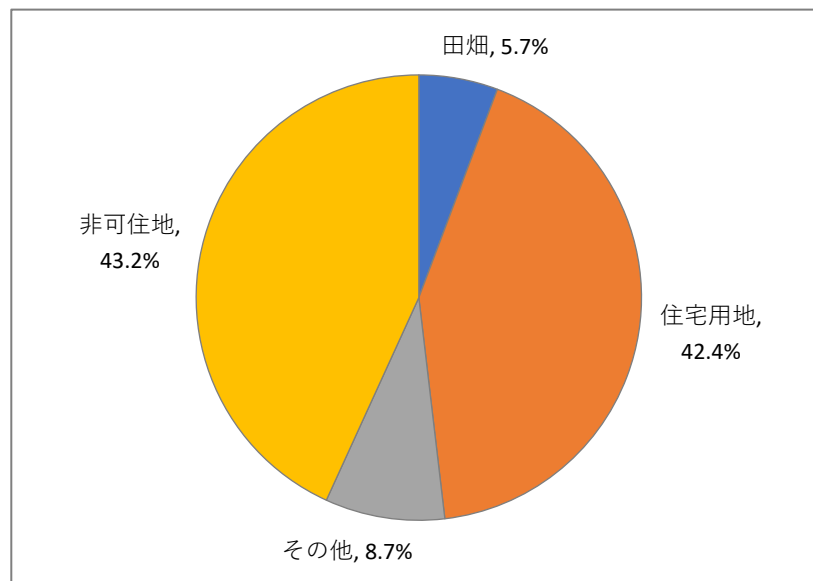


No	地区	2020年度 地価 (円/㎡)	位置	建物用途	用途地域
1	大通り地区	311,000	盛岡市大通 2-3-5	店舗	商業
2	河南地区	191,000	盛岡市中ノ橋通 1-5-16	店舗, 事務所	商業
3	盛岡駅前地区	258,000	盛岡市盛岡駅前通 8-17	店舗, 事務所	商業
4	盛岡駅西口地区	95,000	盛岡市盛岡駅西通 2-15-27	住宅	1住居
5	盛岡南新都市地区	105,000	盛岡市向中野 3-3-48	店舗	近商

資料: 地価公示,
都道府県地価調査

都市計画基礎調査（平成 27（2015）年）によると、市街化を図るべき市街化区域のうち、可住地（住宅用地や、それに転用できる可能性を持つ土地）の面積の割合は、住宅用地が約 42％、田畑が約 6％、その他が約 9％となっており、その合計は約 57％となっています。可住地のうち、田畑及びその他の土地の割合は約 25％あり、今後住宅用地として利用される可能性が残されています。

図 市街化区域内の土地利用の状況



・ 非可住地＝低湿地等＋水面＋商業用地＋工業用地＋交通用地＋公共用地＋公共空地

資料 都市計画基礎調査(平成 27(2015)年)

(4) 交通

本市において運行している鉄道の路線はＪＲ東北新幹線，ＪＲ東北本線，ＪＲ田沢湖線，ＪＲ山田線，ＪＲ花輪線及びＩＧＲいわて銀河鉄道線です。

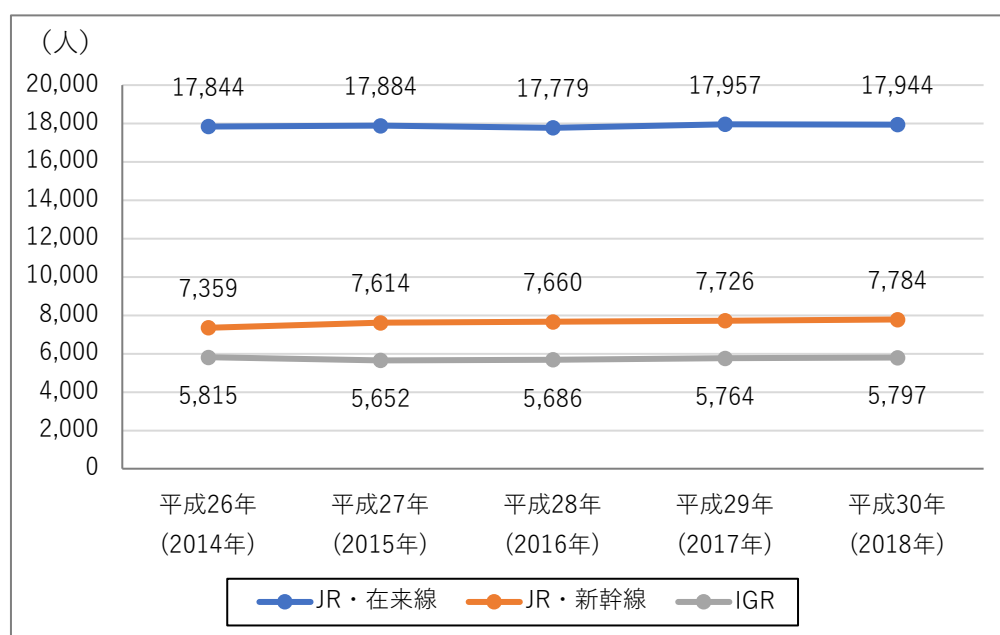
路線バスは岩手県交通，岩手県北バス，ＪＲバス東北が運行しています。

平成２（１９９０）年から平成２２（２０１０）年にかけての交通機関分担率では，自家用車が増加し，一方，徒歩は減少しています。

また，公共交通の分担率では，鉄道・電車は増加していますが，バス，ハイヤー・タクシーは減少しています。

通勤通学については周辺市町との間の結びつきが強くなっています。

図表 盛岡駅 乗車人員(人/日)



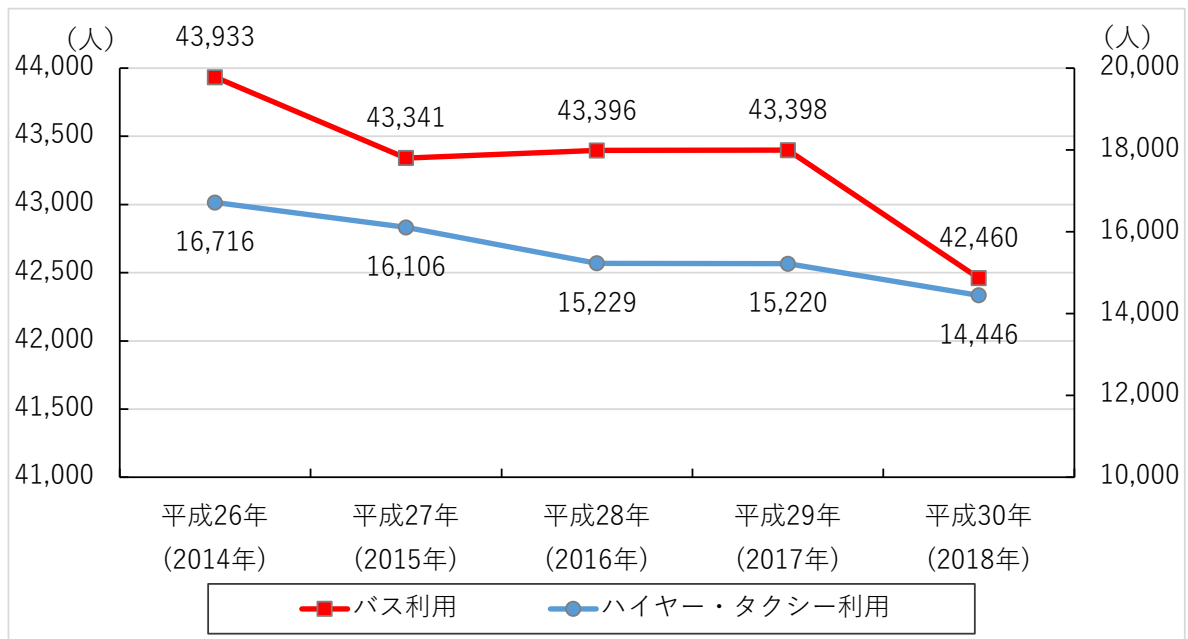
(人)

運営会社・駅名	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
JR東日本・盛岡駅（在来線）	17,844	17,884	17,779	17,957	17,944
JR東日本・盛岡駅（新幹線）	7,359	7,614	7,660	7,726	7,784
JR東日本・岩手飯岡駅	2,363	2,391	2,382	2,391	2,341
JR東日本・仙北町駅	1,514	1,516	1,570	1,688	1,687
IGRいわて銀河鉄道(株)・盛岡駅	5,815	5,652	5,686	5,764	5,797
IGRいわて銀河鉄道(株)・青山駅	1,504	1,530	1,573	1,681	1,725
IGRいわて銀河鉄道(株)・厨川駅	1,446	1,484	1,568	1,586	1,605
IGRいわて銀河鉄道(株)・渋民駅	330	330	336	351	358
IGRいわて銀河鉄道(株)・好摩駅	1,007	987	946	954	946

資料：東日本旅客鉄道(株)盛岡支社、IGRいわて銀河鉄道(株)

資料：東日本旅客鉄道(株)盛岡支社、IGRいわて銀河鉄道(株)資料より、1年365日で換算

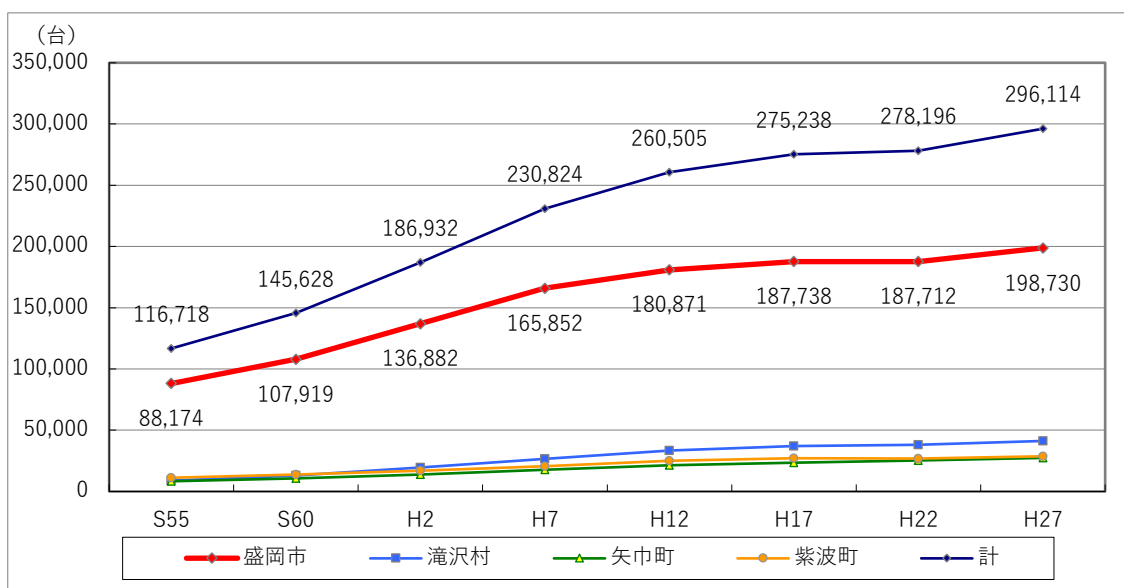
図表 バス等の1日平均輸送人数



種別	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
バス利用	43,933	43,341	43,396	43,398	42,460
ハイヤー・タクシー利用	16,716	16,106	15,229	15,220	14,446

資料：国土交通省東北運輸局

図 自動車保有台数



資料：東北運輸局

表 通勤通学の状況

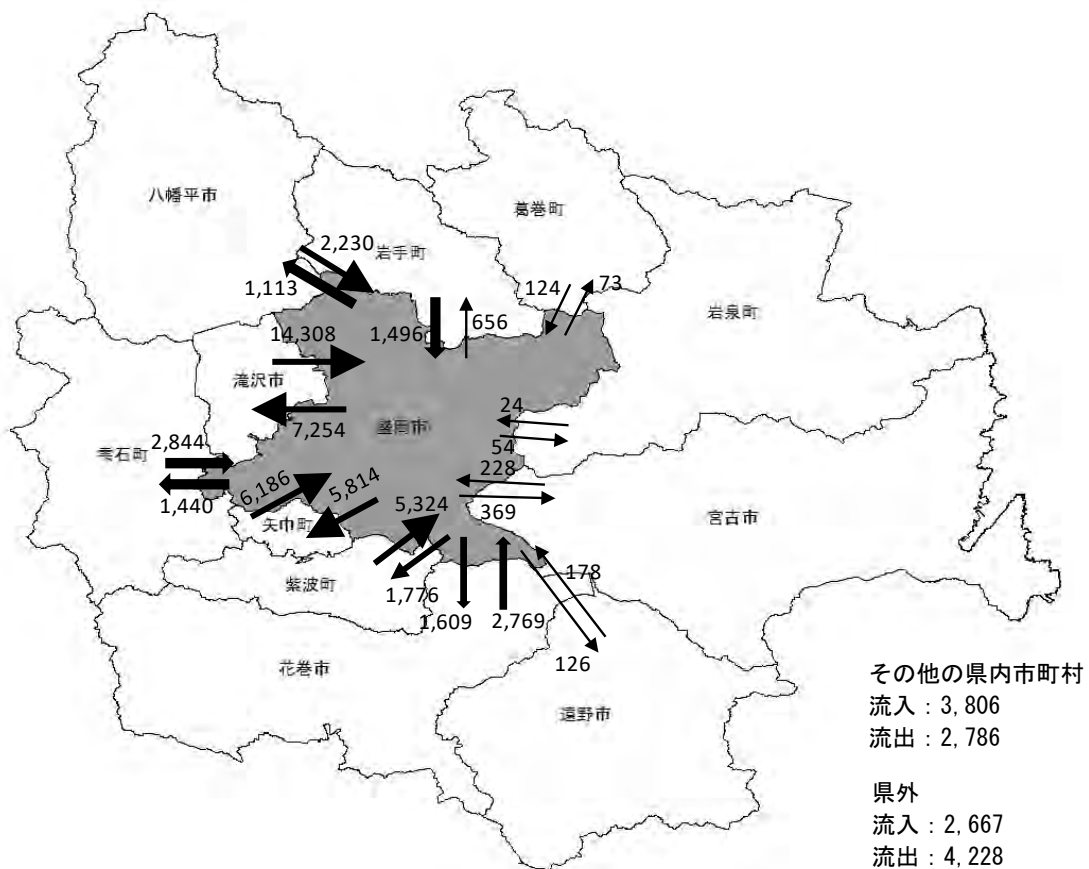
	通勤通学による 流出人口	通勤通学による 流入人口	夜間人口	昼間人口	昼間人口比率
平成 17 年(2005 年)	22,638	42,873	284,183	304,418	107.1
平成 22 年(2010 年)	24,598	42,017	298,348	317,373	106.4
平成 27 年(2015 年)	25,595	39,720	297,631	314,704	105.7

	通勤流出先						通勤流入元					
	流出率第 1 位			流出率第 2 位			流入率第 1 位			流入率第 2 位		
	市町村名	流出者数 (人)	流出率 (%)	市町村名	流出者数 (人)	流出率 (%)	市町村名	流入者数 (人)	流入率 (%)	市町村名	流入者数 (人)	流入率 (%)
平成17年(2005年)	滝沢市	4,936	3.6%	矢巾町	4,393	3.2%	滝沢市	12,093	7.7%	矢巾町	5,616	3.6%
平成22年(2010年)	滝沢市	5,350	3.8%	矢巾町	4,850	3.5%	滝沢市	12,648	8.3%	矢巾町	5,599	3.7%
平成27年(2015年)	滝沢市	5,768	4.0%	矢巾町	5,204	3.6%	滝沢市	12,900	8.3%	矢巾町	5,477	3.5%

	通学流出先						通学流入元					
	流出率第 1 位			流出率第 2 位			流入率第 1 位			流入率第 2 位		
	市町村名	流出者数 (人)	流出率 (%)	市町村名	流出者数 (人)	流出率 (%)	市町村名	流入者数 (人)	流入率 (%)	市町村名	流入者数 (人)	流入率 (%)
平成17年(2005年)	滝沢市	1,916	9.6%	矢巾町	377	1.9%	滝沢市	1,501	6.3%	矢巾町	747	3.1%
平成22年(2010年)	滝沢市	1,773	9.4%	矢巾町	477	2.5%	滝沢市	1,607	7.1%	矢巾町	792	3.5%
平成27年(2015年)	滝沢市	1,486	8.4%	矢巾町	610	3.5%	滝沢市	1,408	6.8%	矢巾町	709	3.4%

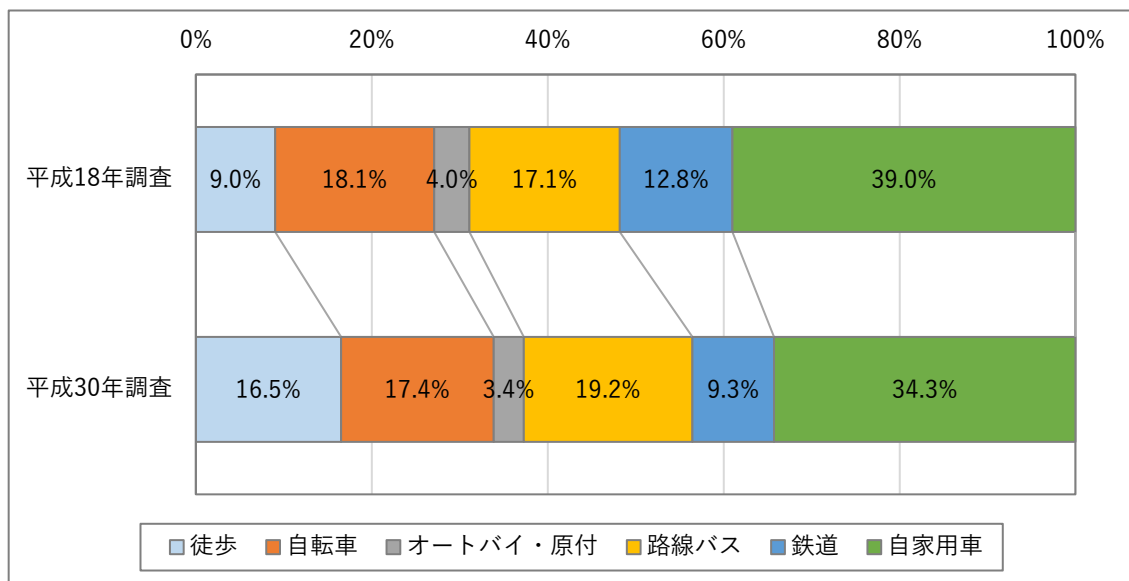
資料：国勢調査

図 通勤通学の状況（平成 27（2015）年）



資料：国勢調査

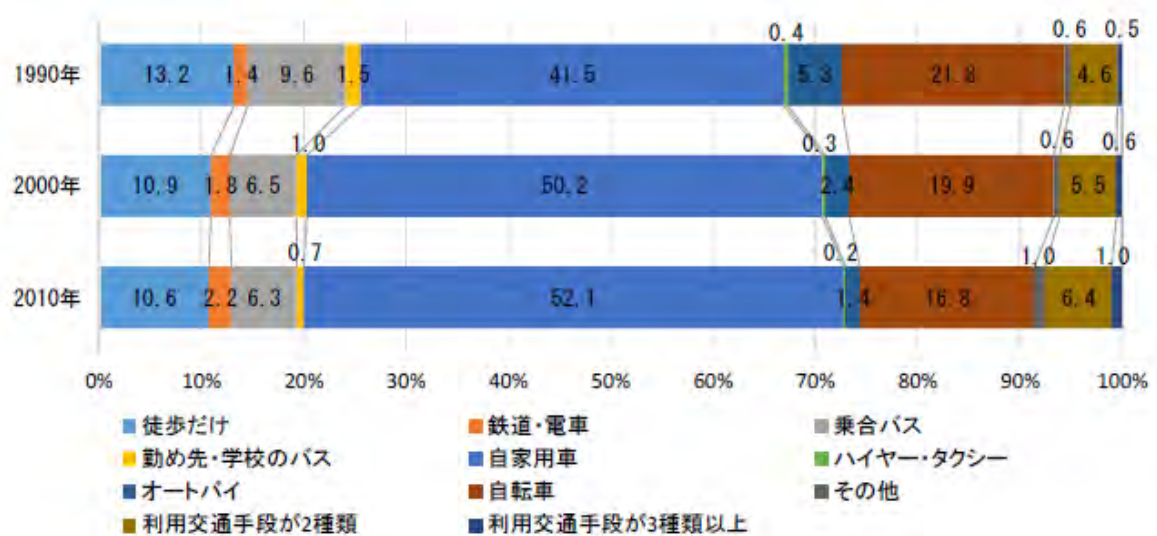
図 中心市街地への通勤代表交通手段



資料：平成 18(2006)年：通勤通学交通行動調査 N=45,669

平成 30(2018)年：盛岡市中心部に通勤されている方へのアンケート N=1,090

図 通勤通学時の交通手段(交通機関分担率)



資料：国勢調査

(5) 歴史と景観

本市は、岩手山や姫神山をはじめ、周辺の山々、市内を流れる北上川、中津川などの自然景観に恵まれ、城下町形成以降の歴史的文化的景観を基盤に培われた都市的景観と市街地周辺に広がる田園、丘陵や山地などが均衡のとれた景観を醸し出しているまちです。

こうした優れた自然環境と永い伝統に育まれた歴史的環境とが調和する個性豊かな都市環境を保全し、かつ、創出することを目的に、昭和 46（1971）年に河川や庭園、樹木、近郊の自然などを守るため、「盛岡市自然環境保全条例」を制定し、「樹木」や「庭園」などの保全制度の施策を実施してきました。さ



城下町としての成り立ち(盛岡城下古図絵)

らに、昭和 51（1976）年には、「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全

条例」として改正し、「歴史的建造物」の指定制度も併せて、行政と市民や事業者との協議により様々な環境保全活動を展開する「盛岡方式」といわれる手法によって本市独自の自然的・歴史的景観の保全施策を確立させてきました。

この保全施策を先駆けに、盛岡市市勢発展総合計画・後期実施計画（昭和 55（1980）年度～昭和 59（1984）年度）には「都市全体の美しさと調和という観点に立って、まち全体を美しくデザインし、イメージを高めるため、建築物に対する特別な配慮が望まれる」と景観対策を施策に位置付けました。

このようにして、昭和 55（1980）年度から本格的に取り組み始めた景観政策において、昭和 59（1984）年度には、盛岡らしい都市景観を守り、創り、育てるための景観形成の指針として、「都市景観形成ガイドライン」を策定し、さらには、平成 4（1992）年の都南村との合併や平成 18（2006）年の玉山村との合併を経ていく中で、都市景観形成ガイドラインの改定や「玉山区建築景観ガイドライン」を策定し、全市域において地域特性に配慮した良好で快適な景観形成を推進してきました。

全国的な景観への認識が高まるもとで、平成 16（2004）年に景観法が制定されたことを契機に、本市では、平成 21（2009）年 3 月に、「盛岡市景観計画」を策定するとともに「盛岡市景観条例」を制定しました。また、平成 30（2018）年 10 月には、「玉山区建築景観ガイドライン」を継承する形で、「盛岡市景観計画」を変更し、平成 30（2018）年 11 月には、「地域における歴史的風致の維持向上に関する法律」に基づき、本市固有の歴史的風致を守り育て、まちの魅力と活力を維持・向上させ、本市らしいまちづくりを推進するために作成した「盛岡市歴史的風致維持向上計画」が国の認定を受けるなど、本市は、充実と向上を図りながら、景観政策に取り組んでいます。

盛岡城跡公園（岩手公園）や開運橋からの岩手山の眺望は、本市を代表する景観となっています。

また、盛岡らしい歴史的な景観や、城下町の趣を今に伝えるまちなみなどは、市民の努力で守られており、建物の保存や修景などの活動を通じて、その歴史的な価値が改めて見直されてきています。

今後、市の景観計画と景観条例に基づいて、また市民の理解と協力のもと、良好な都市景観と岩手山の眺望の保全が求められます。

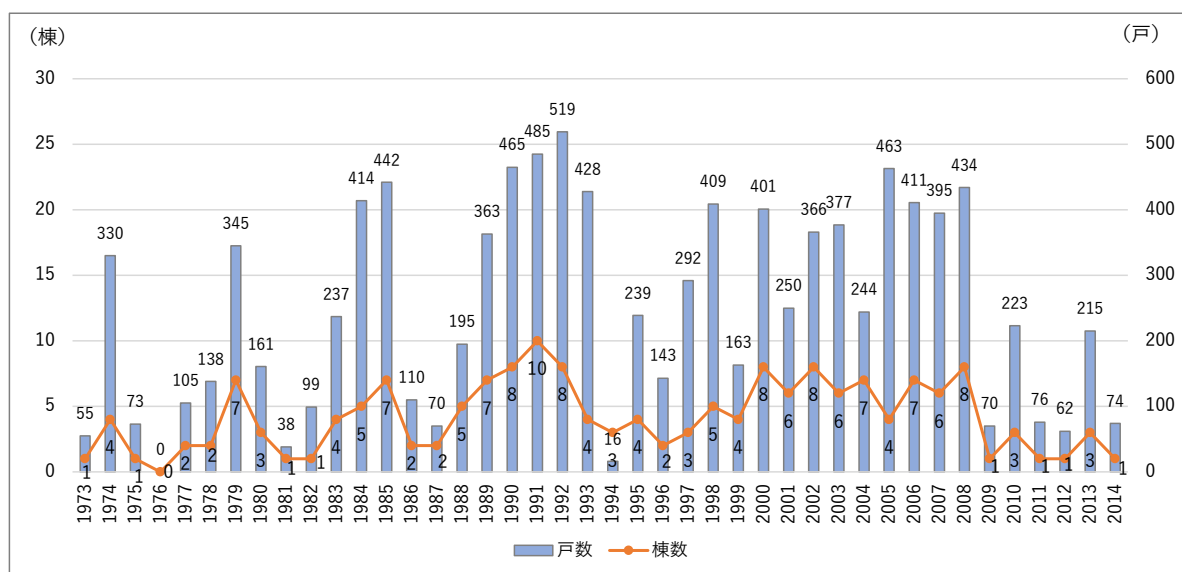
一方、中心市街地等においてマンションの建設が進んでおり、山並みの眺望やまちなみとの調和に加え、町内会等地域のコミュニティへの配慮も求められています。

今後、盛岡市景観計画と盛岡市景観条例に基づき、また、市民の理解と協力のもとに、市街地、田園・丘陵、山地の良好な景観の形成を基本に、眺望景観、河川景観、歴史景観及び街路景観など、盛岡固有の景観を守り、創り、育てることが、一層求められています。



開運橋たもとの岩手山の眺望（撮影 2004 年）

図 分譲マンションの建設状況



資料：盛岡市住宅マスタープラン

(6) 都市施設

①道路

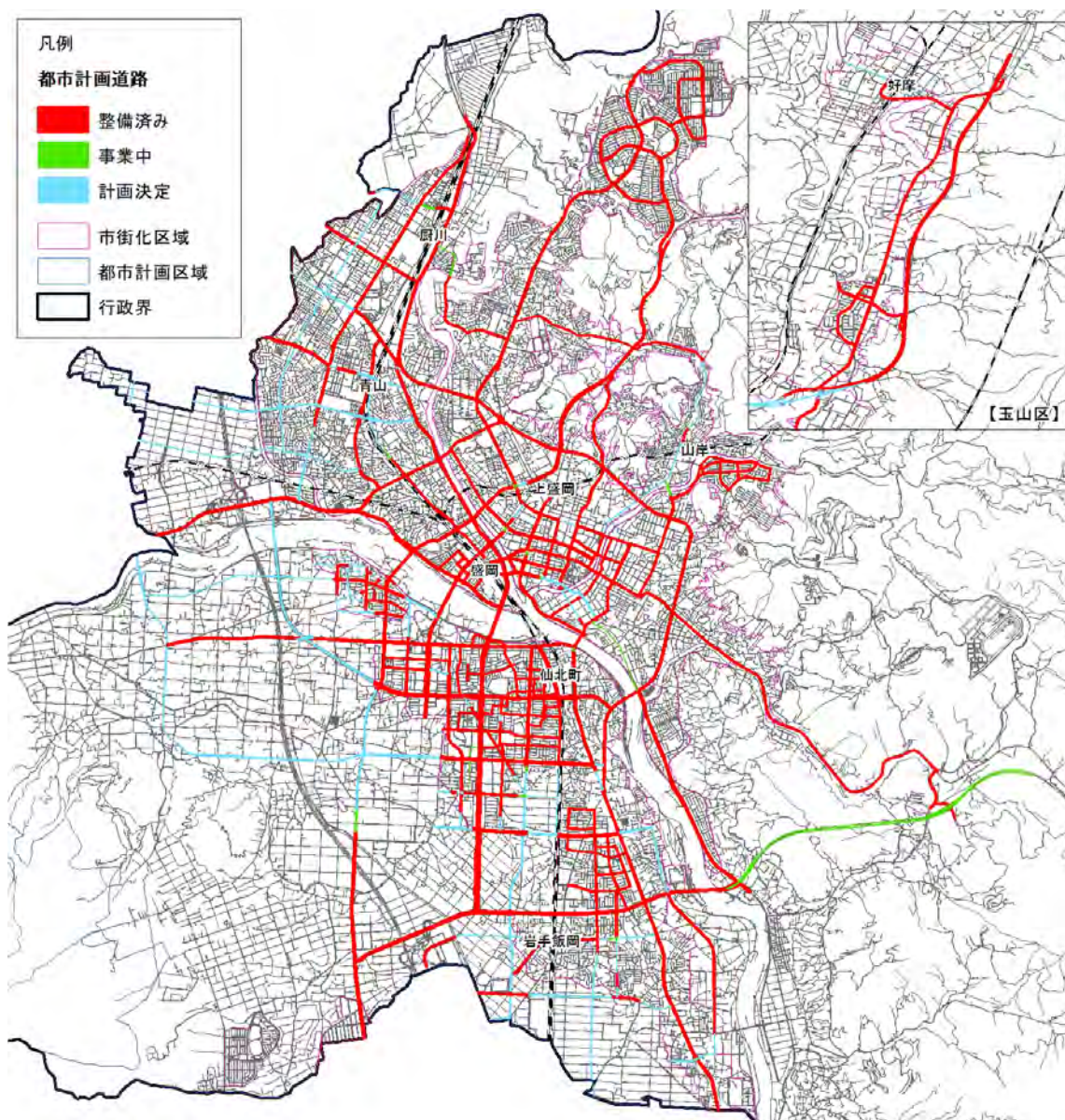
本市における都市計画道路の計画延長 308.62kmのうち 191.26kmが整備済みで、整備率は都市計画基礎調査（平成 27（2015）年）時点において 62.0%となっています。

都市計画道路手代森川目線（都南川目道路）及び都市計画道路夕顔瀬煙山線（主要地方道盛岡和賀線）等は、整備が完了し、令和 3（2021）年 1 月時点において供用開始しています。

図表 都市計画道路整備

路線数	計画延長(km)	整備済延長(km)	事業中延長(km)	整備率	事業期間
130	308.62	191.26	117.40	62.0%	～2029年

資料：都市計画基礎調査(H27)



資料：都市計画基礎調査（平成 27（2015）年）

②公園等

公園は市民の憩いの場、スポーツやレクリエーションの場として、快適な都市環境を創出するための必要不可欠な施設であるとともに、災害時には避難場所としても利用されます。本市の代表的な公園としては、盛岡城跡公園（岩手公園）や岩手県営総合運動公園、岩山南公園（盛岡市動物公園）、中央公園などがあり、身近な公園としては近隣公園や街区公園などがあります。

また、これらのほかに高松公園や岩山公園といった風致公園があり、都市緑地や墓園を含めると、平成 30（2018）年度末現在で、477 箇所、348.16ha が整備されています。

市民一人当たりの公園面積（平成 30（2018）年度）は 12.0 m²となっており、岩手県平均の 15.6 m²を下回っています。

なお、本市においては、P-PFI を取り入れ、維持管理の負担を軽減しつつ、公園の質の向上と公園利用者の利便性の向上を図る取組を進めています。

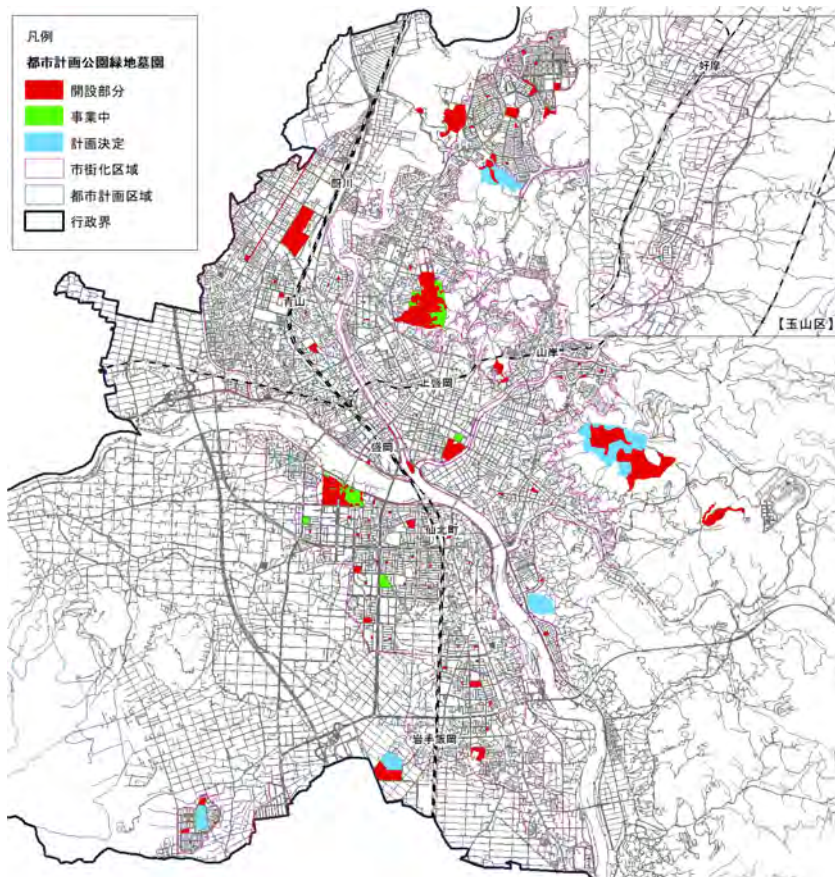
図表 都市公園等整備状況

種別	幼児公園	街区公園	近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園	特殊公園	広域公園	都市緑地	墓園	合計
公園数	276	150	10	4	5	1	4	1	24	1	477
面積(ha)	9.55	34.68	19.33	25.25	73.71	25.4	84.56	20.35	14.93	39.8	348.16

資料：盛岡市公園みどり課（H30年度）

	盛岡市	岩手県
1人あたり公園面積(m ² /人)	12.0	15.6

※盛岡市：H30人口290,233人で算出、 岩手県：国土交通省「都市公園データベース（H30）」より



資料：都市計画基礎調査
（平成 27（2015）年）

③水道

本市の行政区域内人口に対する水道普及率は、令和元（2019）年度末において98.2%となっています。

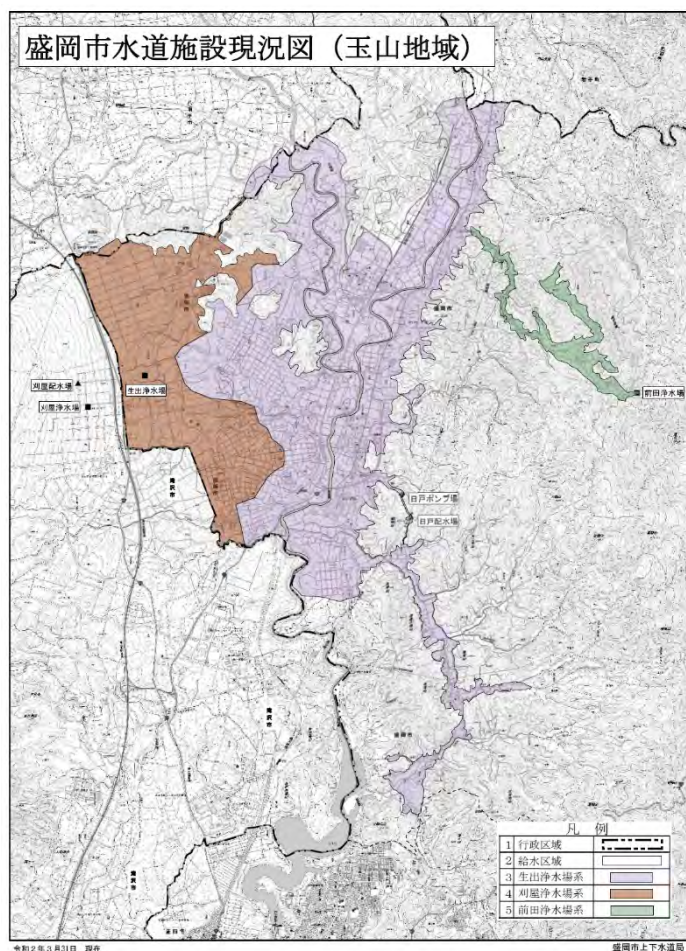
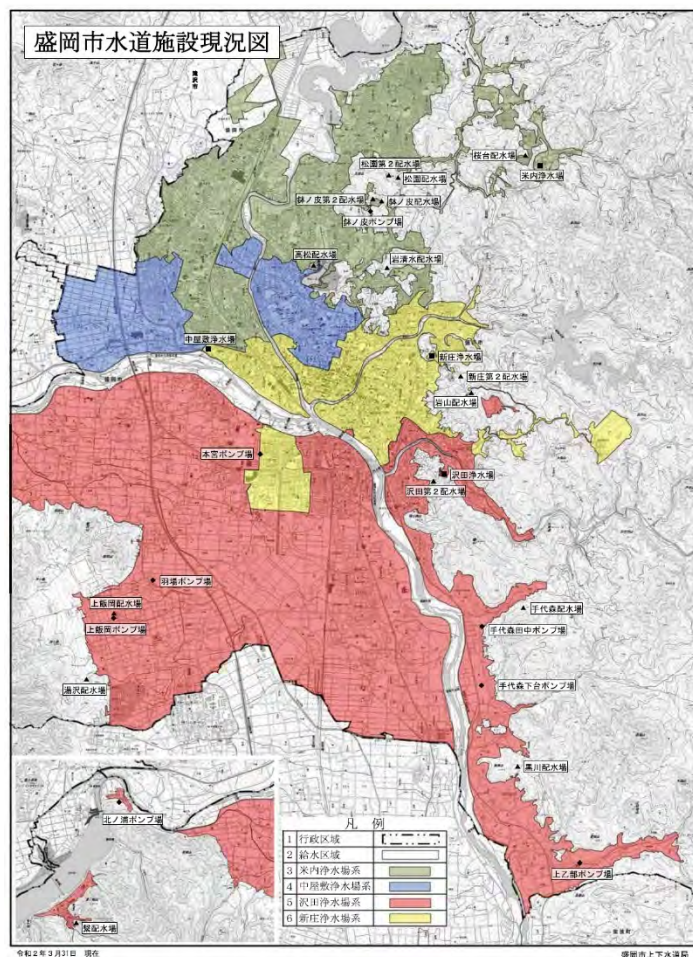
また、水道事業の浄水場は7箇所あり、盛岡・都南地域が、米内川、中津川、雫石川及び築川の4河川、玉山地域が岩手山及び姫神山からの湧水及び地下水等を水源にしています。

表 水道整備の推移

	行政区域内 人口（A）	給水区域内 人口（B）	給水人口 （C）	水道普及率 （C/A）	給水普及率 （C/B）
平成30年（2018年）	288,816	285,531	283,379	98.1%	99.2%
令和元年（2019年）	287,326	284,149	282,143	98.2%	99.3%

資料：盛岡市上下水道事業概要（盛岡市上下水道局）

図 水道施設現況



資料：盛岡市上下水道局

④下水道

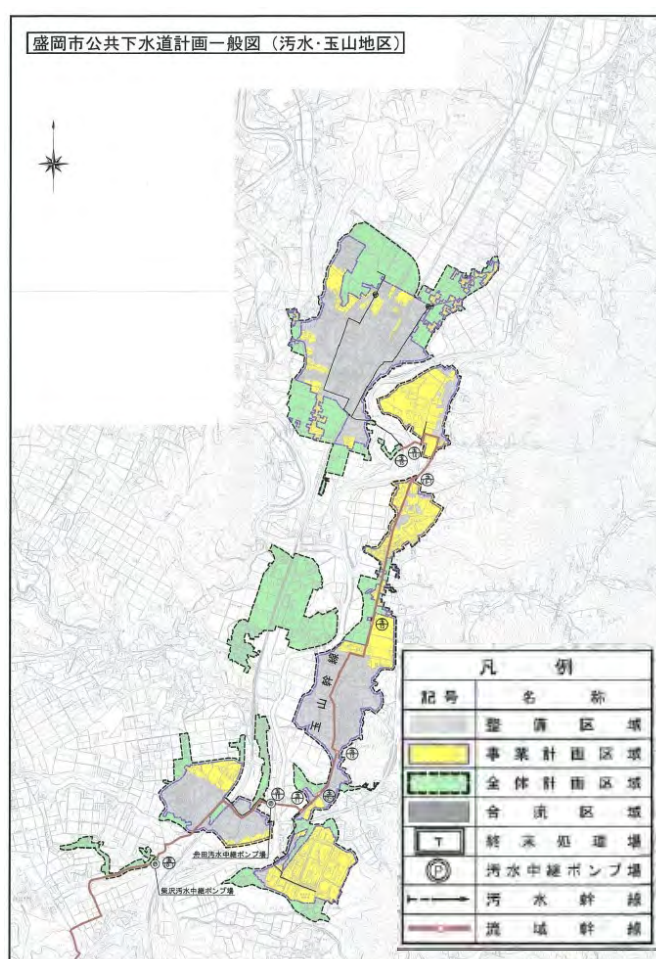
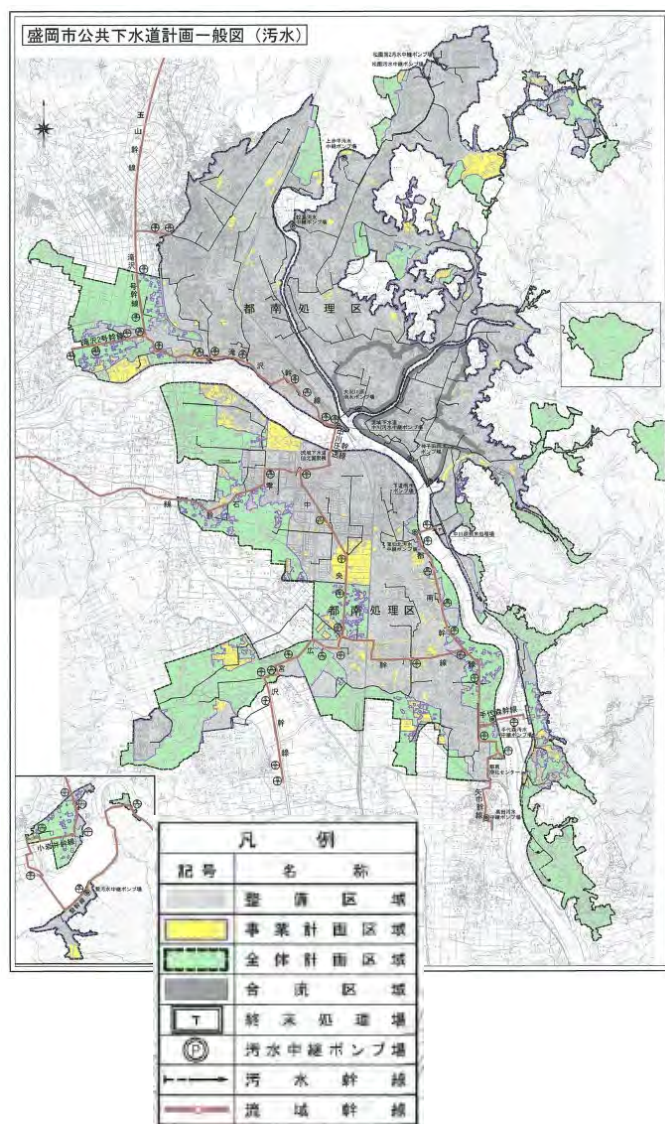
本市の公共下水道(汚水)の行政区域内人口に対する普及率は、令和元(2019)年度末において89.7%となっており、市街化区域以外の地域においては、農業集落排水や合併処理浄化槽の設置により生活排水を処理している地区もあります。

また、公共下水道(雨水)については、ハード対策としての施設整備に加え、浸水被害予測に基づいた内水ハザードマップ等のソフト対策を組み合わせた事業により浸水被害の解消に取り組んでいます。併せて、持続的な下水道サービスが出来るよう、老朽化が進む施設の改築・更新事業を行うとともに、既存施設の耐震化を進めるための地震対策事業を行っています。

図表 公共下水道整備の推移

	行政区域内人口 (A)	処理区域内人口 (B)	水洗化人口 (C)	普及率 (B/A)	水洗化率 (C/B)
平成27年 (2015年)	292,980	259,120	251,299	88.4%	97.0%
平成28年 (2016年)	292,014	258,475	251,160	88.5%	97.2%
平成29年 (2017年)	290,456	259,228	252,427	89.2%	97.4%
平成30年 (2018年)	288,816	258,360	251,731	89.5%	97.4%
令和元年 (2019年)	287,326	257,766	251,543	89.7%	97.7%

資料：市上下水道局給排水課



資料：盛岡市上下水道局

(7) 市街地整備

本市における土地地区画整理事業は、昭和 22（1947）年に盛岡駅前で戦災復興を目的として行われたのが始まりで、令和元（2019）年度末で 30 地区約 900ha の整備が完了し、現在も太田地区、道明地区及び都南中央第三地区の土地地区画整理事業を実施しています。

また、土地地区画整理事業の区域を見直した道明地区及び都南中央第三地区に隣接した地域や土地地区画整理事業が予定されていた下太田地区では、既存道路等を活用した拡幅整備や上下水道整備等により生活環境整備事業を実施しています。

このほか、中心市街地においては、合理的な土地利用を図り、民間の活力を導入しながら個性あふれる都心の形成や中心市街地の活性化を目指すため、市街地再開発事業も実施しています。

一方、中心市街地には、県庁所在都市として政治や社会経済等の都市活動の中核を担う機能が集積していますが、内丸地区では、築 50 年を経過した施設が多く、築年数が判明している建物のうち約 67%が築 40 年以上となっています。このような状況から、近い将来、建て替えなどが必要となることが予想されているほか、岩手医科大学附属病院が令和元（2019）年 9 月に矢巾町に移転したことから、医療機能の低下や来街者の減少等が懸念されています。

なお、事業による公共施設整備と併せて、より住みよい地域となるように、住民が主体となったまちづくりへの取組も望まれています。

表 市街地開発事業(土地地区画整理事業)

【土地地区画整理事業；施行中】

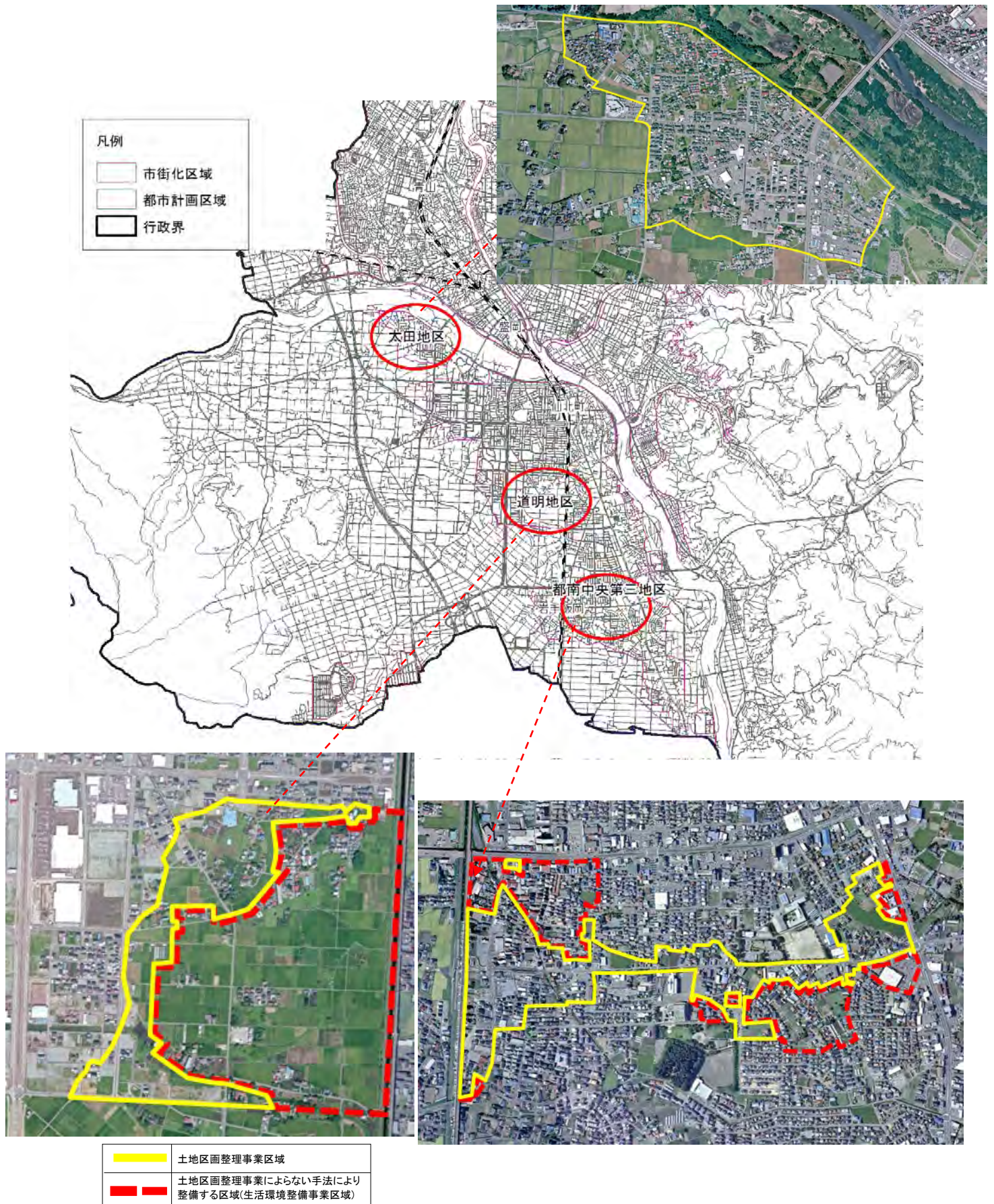
地区名	施行者	施行面積(ha)	施行期間
太田地区	市	77.21	H5 ～ R 6
都南中央第三地区	市	26.51	H12 ～ R 6
道明地区	市	21.65	H15 ～ R 5
計		125.37	

【土地地区画整理事業；完了】

地区名	施行者	施行面積(ha)	施行期間	地区名	施行者	施行面積(ha)	施行期間
盛岡戦災復興	市長	5.14	S22 ～ S26	黒石野地区	組合	5.62	S63 ～ H14
茶畑地区	市	37.26	S34 ～ S46	三本柳地区	個人	2.20	S52 ～ S53
仁王地区	市	46.28	S34 ～ S53	留場	個人	0.60	S57 ～ S59
盛岡駅前北地区	市	8.96	S34 ～ S60	下永林地区	個人(共同)	1.30	S54 ～ S63
仙北西地区	市	138.33	S55 ～ H11	塚堰地区	個人(共同)	1.50	S62
盛岡駅前南地区	市	3.82	S63 ～ H11	塚堰第二地区	個人	2.50	H2 ～ H 3
留場高櫓地区	市	3.67	H1 ～ H11	下永林第二地区	個人	4.20	H2 ～ H 3
下永林第三地区	市	6.42	H6 ～ H15	都南中央第一地区	市	109.91	S51 ～ H18
東中野下道	組合	1.55	S47 ～ S50	前潟地区	組合	23.78	H12 ～ H18
大館地区	組合	9.05	S49 ～ S51	盛岡駅西口地区	市	35.57	H5 ～ H21
繋温泉	組合	3.04	S48 ～ S53	洞清水地区	組合	7.01	H6 ～ H22
上堂地区	組合	18.37	S48 ～ S53	浅岸地区	市	39.00	S63 ～ H23
神子田第一	組合	2.65	S52 ～ S57	渋民地区	組合	27.98	H10 ～ H23
神子田第二	組合	3.11	S55 ～ S57	盛岡南新都市（盛南開発）	都市再生機構	313.46	H6 ～ H25
門・東安庭地区	組合	45.53	S60 ～ H8	赤田地区	個人(共同)	1.08	S53 ～ H 3
				計		908.89	

資料：盛岡市ホームページ

図 土地区画整理事業(施行中)



図表 市街地再開発事業

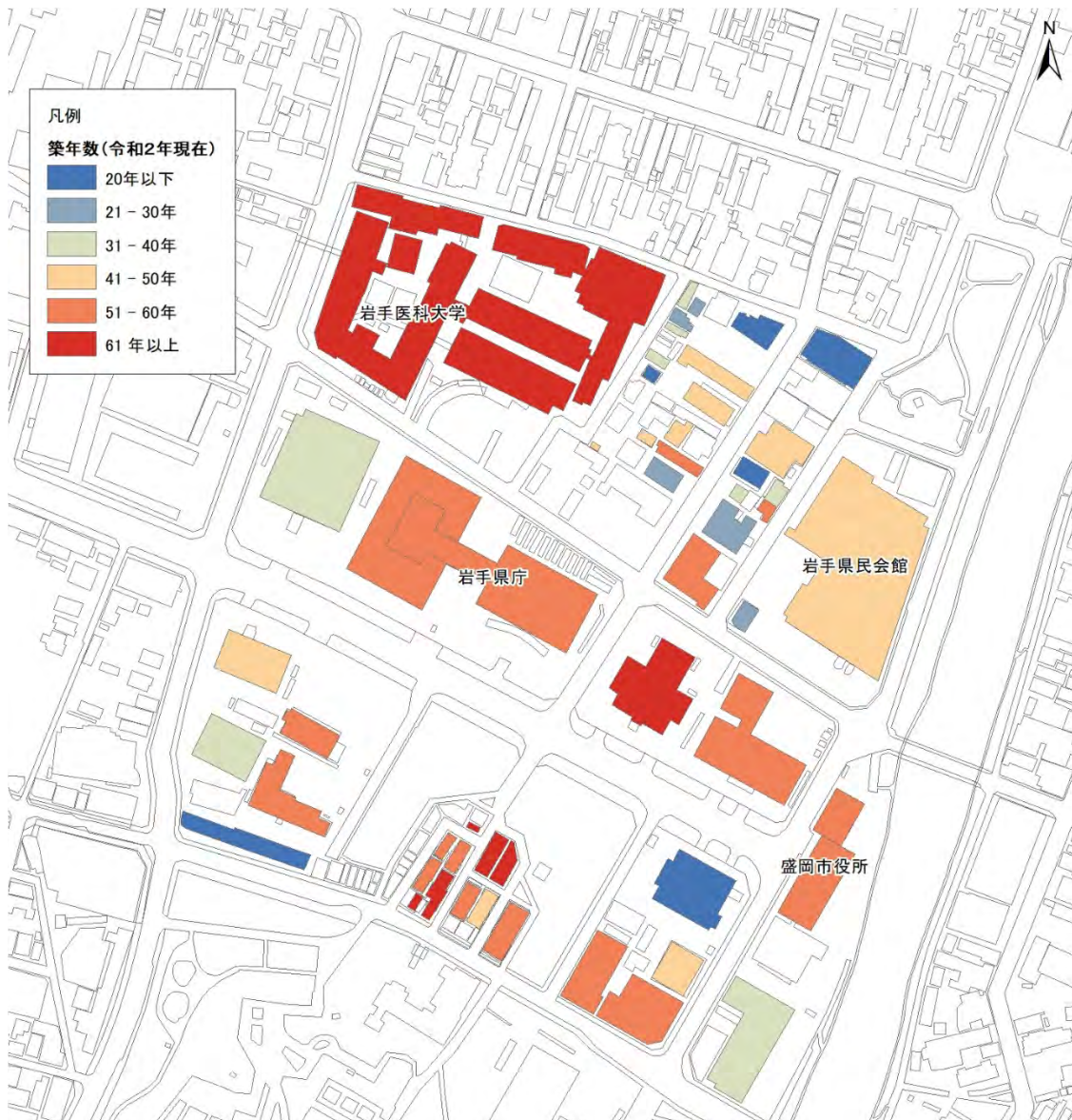
名称	施行面積(ha)	事業期間
①盛岡駅前第一地区(第1種)	0.20	H22 ~ H28
②中ノ橋通一丁目地区(第1種)	0.80	R3 ~ R9
③中ノ橋通地区	0.14	H3 ~ H6
④盛岡駅前A-1地区	0.22	H9 ~ H11
⑤盛岡駅前B-1地区	0.11	H10 ~ H12
⑥東大通地区	0.17	H12
⑦大通三丁目地区	0.19	H12 ~ H14
⑧本町通一丁目地区	0.17	H14 ~ H15
⑨肴町3番地区	0.27	H17 ~ H19
⑩中央通二丁目地区	0.29	H25 ~ H27
⑪中央通三丁目地区	0.20	H28 ~ R2

※①, ②は法定再開発事業, ③から⑪は優良建築物等整備事業の施行箇所



資料:「盛岡の都市計画 2015」を加工し作成

図 内丸地区の建築年数別建物状況



資料:都市計画基礎調査, 市資料より作成

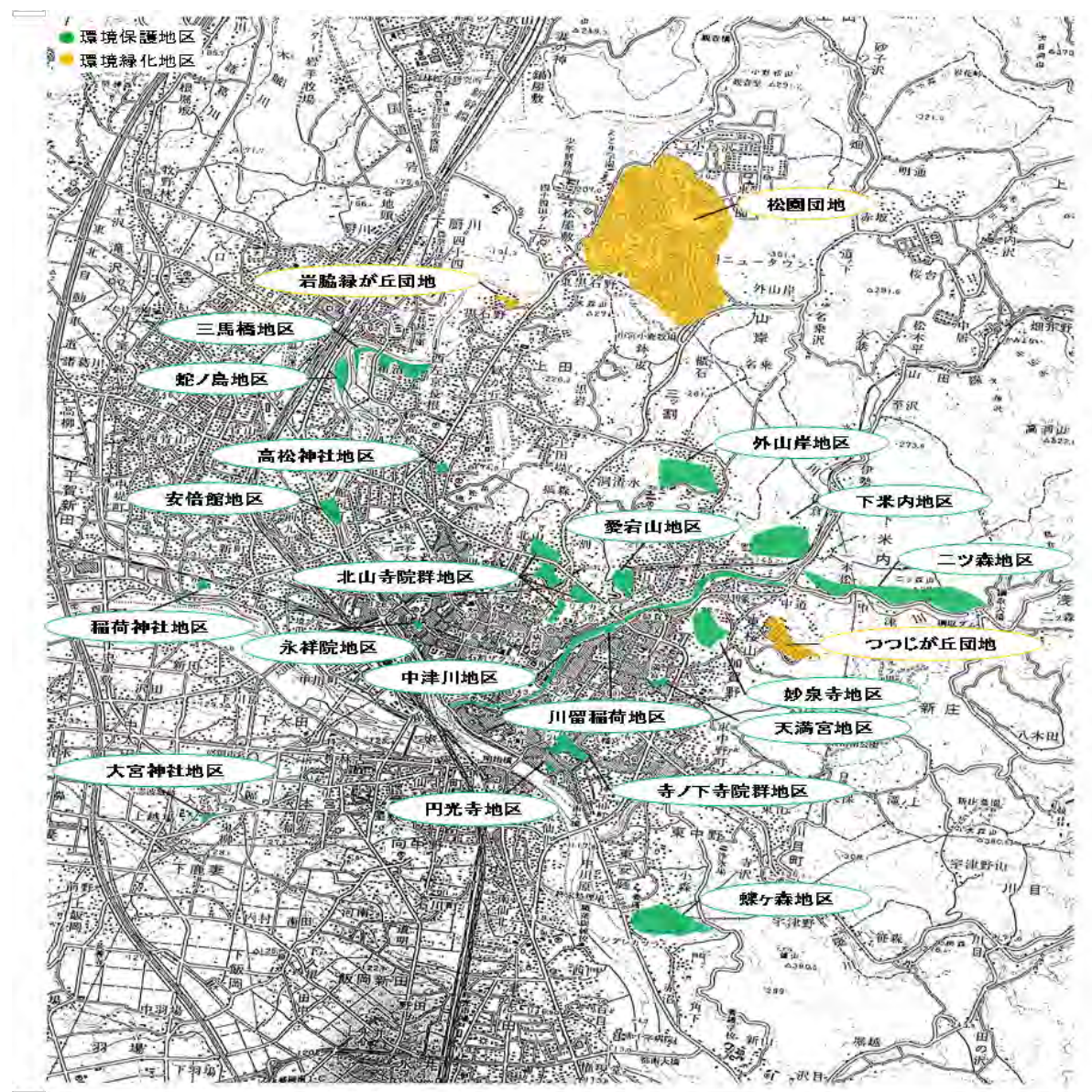
(8) 環 境

本市の市街地は、丘陵地や田園などの緑に囲まれているほか、市街地内を北上川や中津川などの河川が貫流しており、多様で豊かな自然に恵まれています。

丘陵・山間地ではイヌワシなどの大型猛禽類や、ニホンカモシカ、ツキノワグマなどの大型哺乳類の生息が確認されており、豊かな生態系が育まれています。

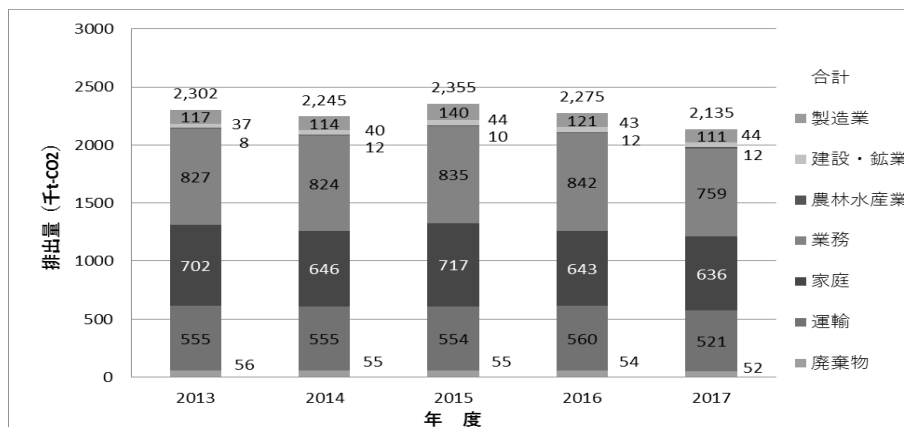
また、本市では盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例に基づく環境保護地区や環境緑化地区などの指定により、豊かで美しい自然と歴史的景観が調和した環境の保全を図ってきました。

図 環境保護地区と環境緑化地区の位置図

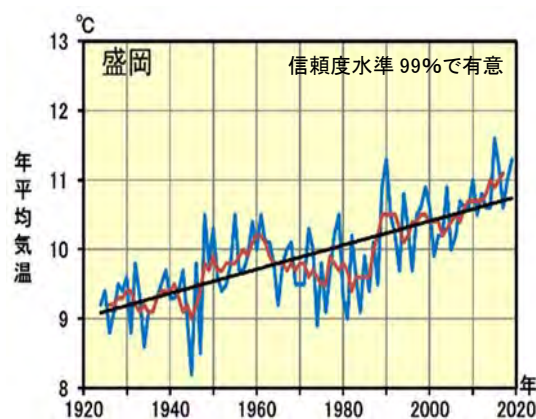


本市における平成 29 (2017) 年度の二酸化炭素排出量は 2,135 千 t-CO₂ であり、部門別の内訳では、業務部門が 759 千 t-CO₂ で最も多く、次いで家庭部門が 636 千 t-CO₂ で、運輸部門が 521 千 t-CO₂ となっています。

図 部門別二酸化炭素排出量の経年変化



二酸化炭素は、気温上昇や短時間強雨等の気候変動の一因とされており、本市の年間の平均気温は、100 年あたり 1.7℃の割合で上昇しています。



仙台管区气象台「東北地方の気候の変化」より

その他、環境に関する項目の令和元年度の測定結果は、河川等の水質は大腸菌など一部の項目が環境基準を超えている地点がありましたが、概ね基準を達成しております。大気の状態は、光化学オキシダントについて、短期的評価で基準値を超える時間がありますが、微小粒子状物質（PM_{2.5}）等他の項目では基準を達成しています。また、ダイオキシン類については大気、河川、地下水、土壌とも基準値を下回っています。

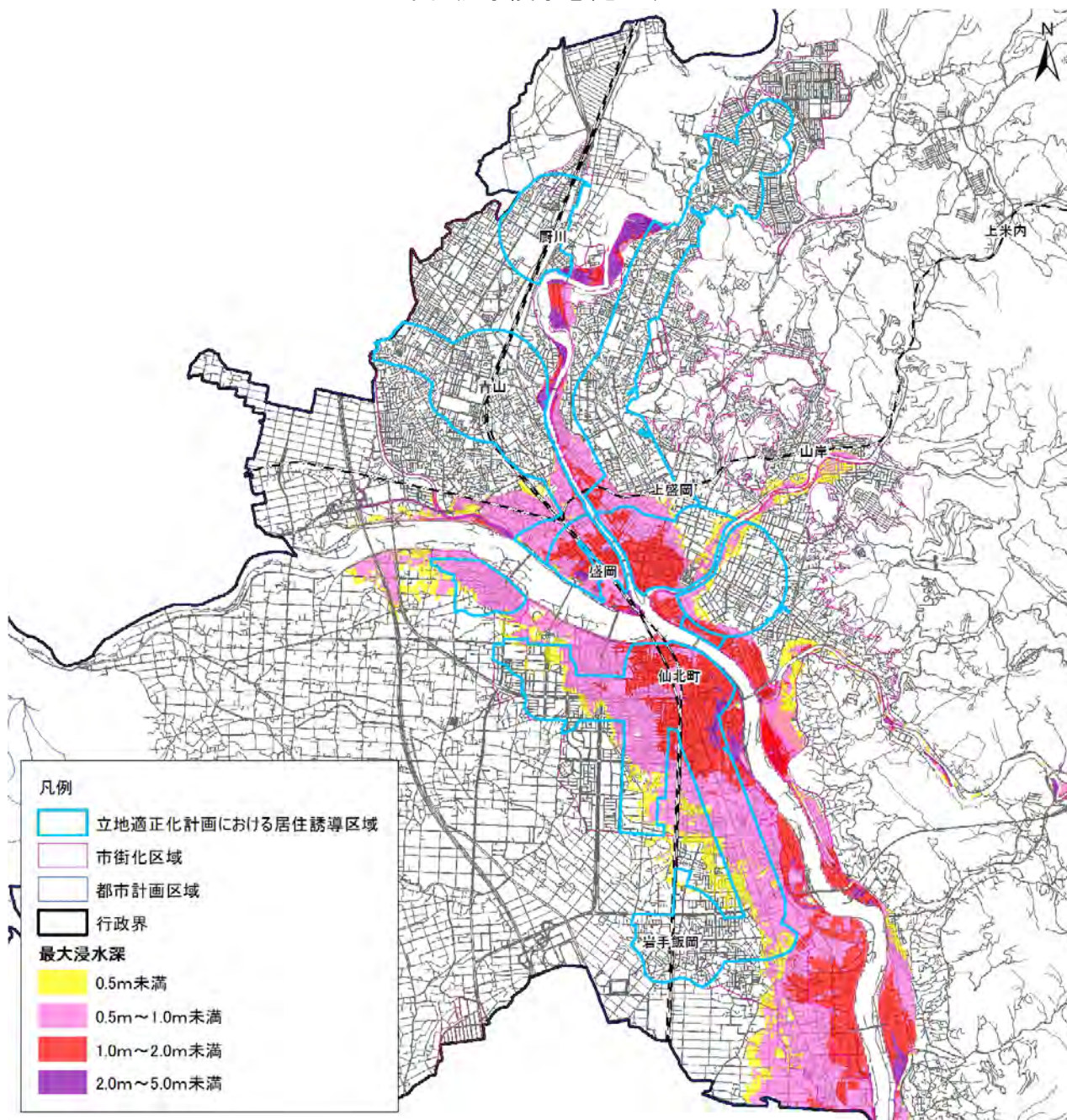
(9) 防 災

気候変動の影響により、災害が全国的に頻発し激甚化しています。

本市においては、多様な都市機能及び人口が集積している市の中心部が北上川等の洪水浸水想定区域に含まれています。

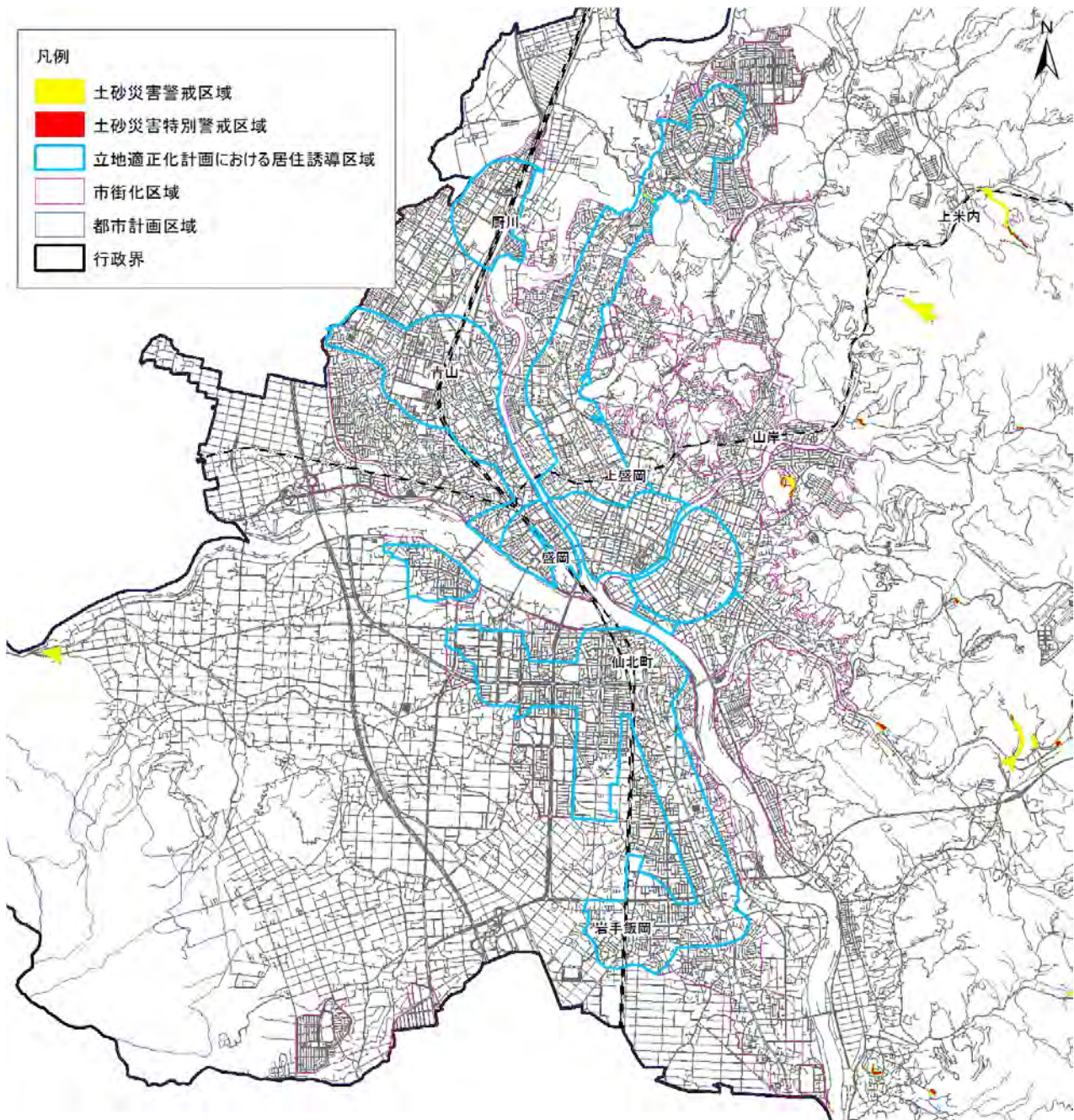
更に今後は、都市再生特別措置法の改正（令和2（2020）年9月）により位置づけた防災指針を定め、この指針に即して防災に係る事業を有効に活用していくことが求められています。

図 洪水浸水想定区域



資料：盛岡市立地適正化計画より

図 土砂災害警戒区域



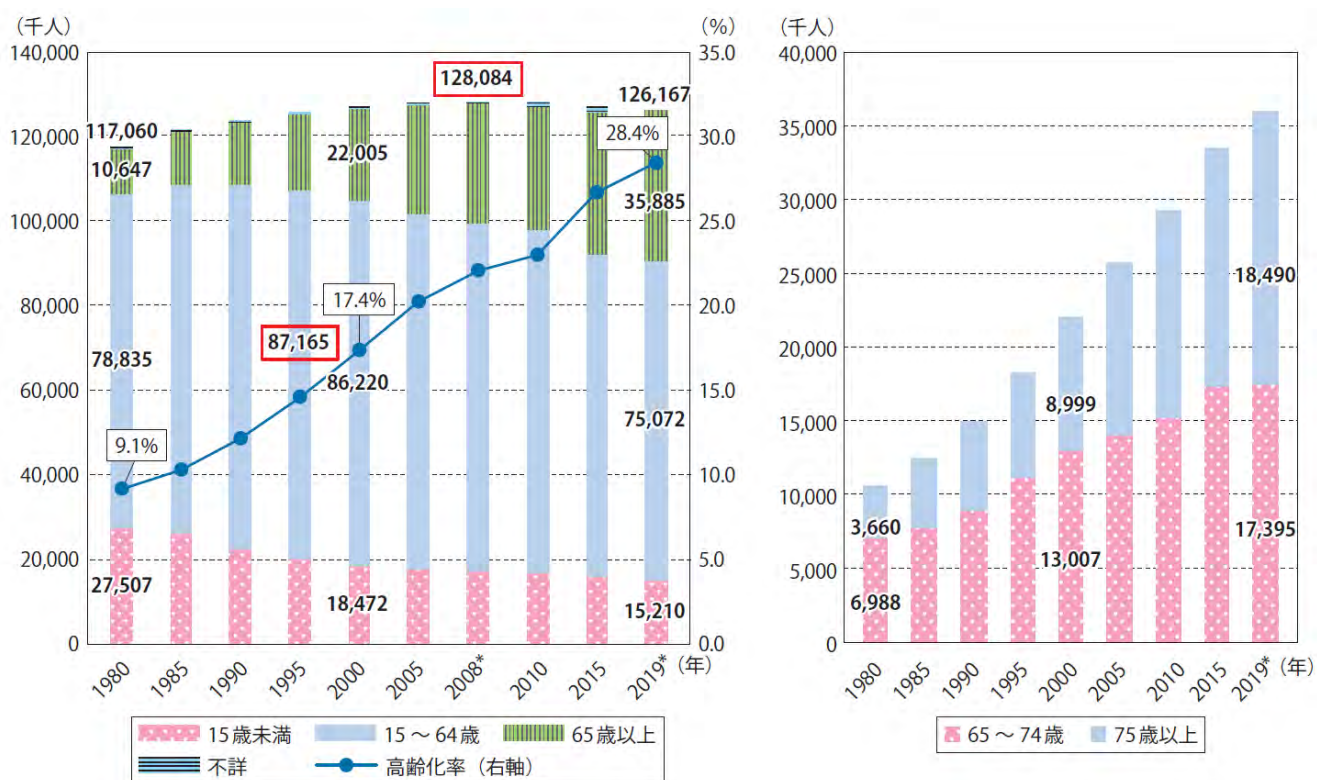
資料:盛岡市資料

2. 社会情勢の変化

(1) 人口減少, 少子化, 高齢化

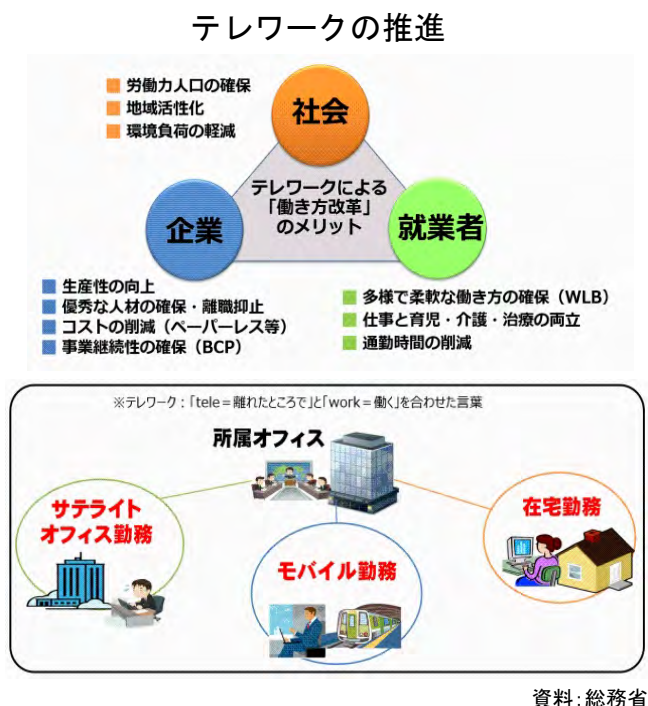
- ・ 高度経済成長期の日本の社会は、人口や機能が都市に集中する都市化社会でした。
- ・ その後は人口集中の動きが収まり、人口のほとんどが都市に住み、都市が安定成長する都市型社会となりました。
- ・ 今後の社会においては、広く人口減少と少子化・高齢化が進むことが推測されており、都市の活力も低下することが懸念されています。

日本の人口の推移と 65 歳以上人口の内訳



(2) 働き方改革の推進

- ・ 我が国では、情報化社会の進展に伴う働き方改革によって、多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにする改革が進められています。
- ・ これにより、都市部に集中するのではなく、地方で暮らして働くという選択も増えると考えられます。
- ・ また、令和元（2019）年度末からの新型コロナウイルスの流行に伴い、その感染対策の一つとして、テレワークによる働き方も求められています。



(3) 新型コロナウイルス

- ・ 新型コロナ危機では、「三つの密」（密閉・密集・密接）を回避することが必要とされ、都市における過密という課題が改めて顕在化し、これまでの都市における働き方や住まい方を見直すことが求められています。

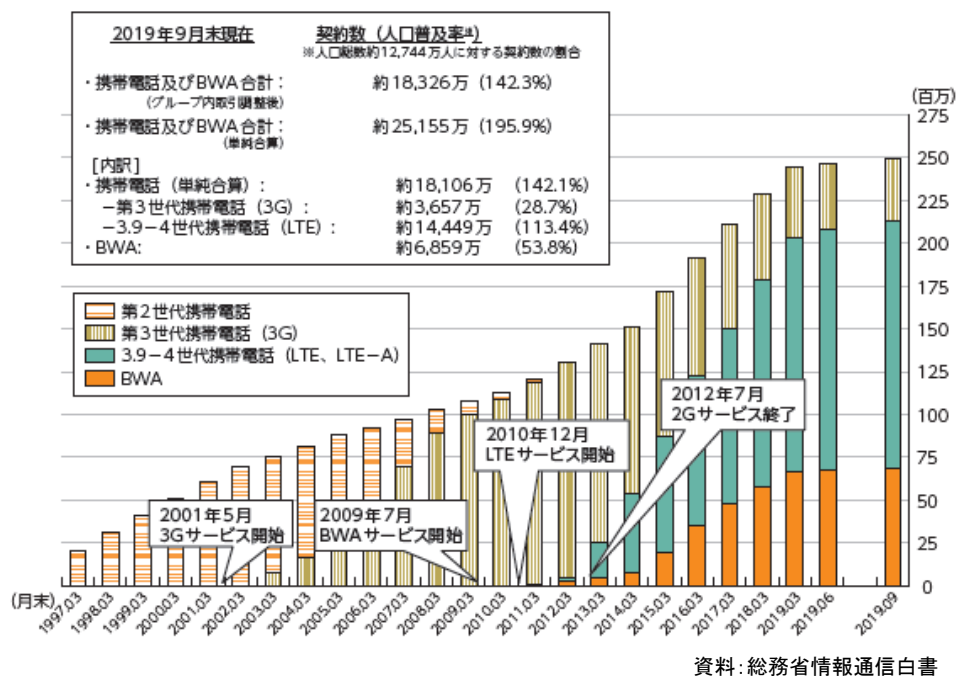
しかし、感染拡大防止と同時に社会経済活動の両立を図ることが重要であることから、都市という場の重要性や都市における機能の集積の必要性は変わらず、都市の持つ集積のメリットはいかじつつ、「三つの密」の回避、感染拡大防止と経済社会活動の両立を図る新しいまちづくりが必要とされています。

このことから、コンパクト・プラス・ネットワークの推進、スマートシティの推進等、これまでの方向性に大きな変わりはないと考えられ、テレワークの進展に伴う職住近接のニーズが高まる可能性があることを踏まえた、働く場と居住の場の融合に対応したまちづくり、ゆとりある緑とオープンスペースの充実によるウォーカブルなまちづくりなどが重要であると考えられます。

(4) 情報化社会

- ・ 携帯電話に代表される移動通信システムの進化・発展は著しく、今では、人々の生活や企業の経済活動に必要不可欠なインフラにまで成長しました。令和2（2020）年3月から商用開始された第5世代移動通信システム（5G）は、我が国における産業・社会を支える基盤として期待されています。
- ・ 固定電話（加入電話）の契約数が平成8（1996）年を境に減少傾向に転じたのに対し、携帯電話の契約数は急速に伸長し、平成12（2000）年には、固定電話（加入電話）の契約数を超え、令和元（2019）年9月末時点では契約数が約1億8千万以上に達し、人口普及率は142%となっています。

通信サービス加入契約数の推移



【IoT 時代における社会全体の ICT化の推進】

- ・ あらゆるモノがネットワークにつながり、ビックデータを活用して、新たな価値や新たな産業が創造され、社会・産業構造が大きく変革する IoT 時代に向けて、我が国では、以下の取組をパッケージとして推進することで「社会全体の ICT 化」を実現し、令和2（2020）年以降の IoT 時代における我が国の持続的経済成長の実現を目指しています。
- ・ また、これらの技術をまちづくりに取り込み、都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市（スマートシティ）の実現に向けた取り組みが求められています。

社会全体のICT化の推進

本格的なIoT社会の到来を見据え、2020東京大会及びそれ以降の持続的経済成長に向けて、「社会全体のICT化」を推進

1. 誰もが快適に過ごせるICT環境の実現

- ① 無料公衆無線LAN環境の全国整備
- ② 多言語音声翻訳対応の拡充（精度向上、10言語以上に拡大）
- ③ デジタルサイネージの高度化（緊急情報一斉配信、スマホ・多言語対応）
- ④ 放送コンテンツの国際展開（海外輸出額を現在の3倍）

2. 世界一安全なサイバー空間の実現

- ① 情報共有や人材育成のための官民連携体制の構築（本年度中）
- ② 2020東京大会を見据えた大規模サイバーセキュリティ演習の実施

3. IoT社会を支えるICTインフラの高度化

あらゆるモノがネットワークにつながり、新たな価値が創造されるIoT社会の成長基盤を構築

- ① 産学官連携によるIoT推進体制の構築
 - 爆発的に増加するビッグデータに対応できる革新的ネットワークの構築
 - 小型無人機・自律型走行車等の実現に向けたICTプラットフォーム技術の確立
- ② 電波の有効利用の促進
 - 5G（第5世代移動通信システム）の導入
 - センサーやロボットにおける電波利用の高度化
- ③ モバイル・光回線の競争促進・利用環境整備
 - モバイル活性化や光回線の利用向上等に向けた競争促進、消費者保護の推進

4. 人材の確保・育成

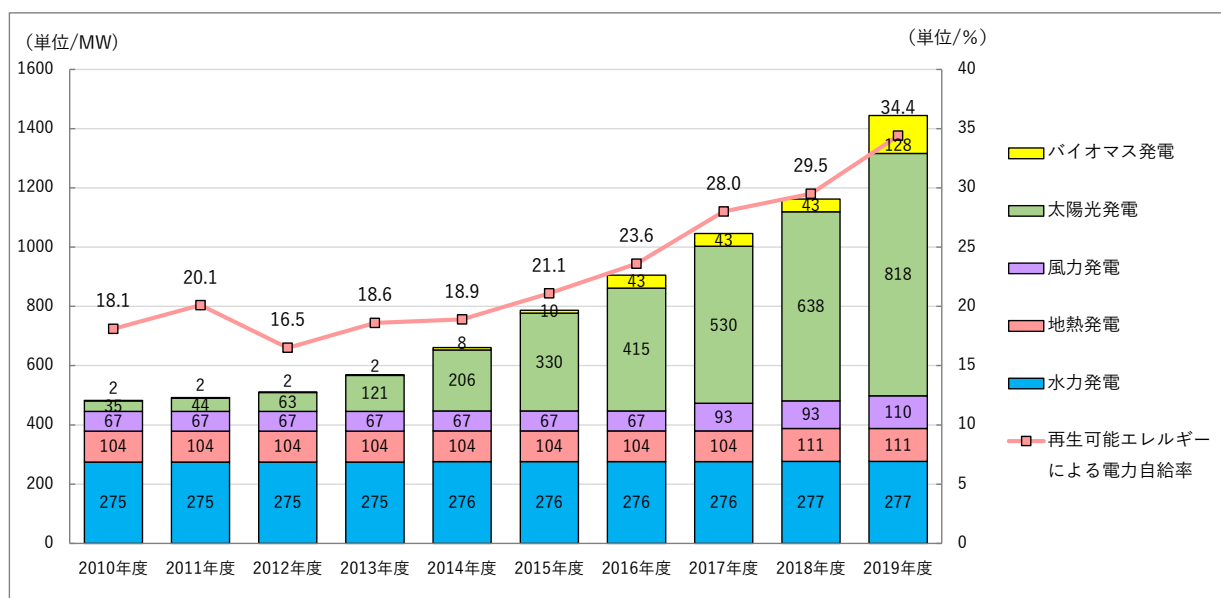
- ① テレワークの普及推進（女性の活躍推進）
- ② 若年層に対するプログラミング教育の普及推進
- (③ サイバーセキュリティ人材の育成)

資料：総務省「社会全体のICT化の推進」

(5) 環境重視社会

- 私たちの日常の生活で排出される二酸化炭素（CO2）などによって、様々な環境の変化が起こってきているとされています。
- 例として、平均気温は徐々に上昇してきており、生態系や農林水産業、食料や健康などに様々な影響が生じると予測されています。
- 近年、このような環境の変化に対する市民の関心が高まり、気候変動等の環境課題への対策がさらに求められるようになってきました。
- この環境の変化は、本市における自動車利用に対する考え方や土地の利用のあり方などまちづくりにも関連する社会的な課題です。
- 岩手県では、地球温暖化対策実行計画の中で、令和 12（2030）年度の再生可能エネルギーによる電力自給率を 65%とすることを目標とし、太陽光発電や風力発電、バイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーの取組を進めています。再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、エネルギーの効率的な利用や低炭素型の都市形成等の対策を促進することが必要とされています。

岩手県における再生可能エネルギー導入実績



資料：岩手県 温暖化防止いわて県民会議ホームページ

【SDGs(持続可能な開発目標)】

- 持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際目標で、貧困や飢餓といった問題から、働きがいや経済成長、持続可能な都市の実現など 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地方自治体においても、持続可能なまちづくりに向けて取組が進められています。

SDGs（持続可能な開発目標）

(1)貧困 1 貧困をなくそう (2)飢餓 2 飢餓をゼロに (3)保健 3 すべての人に健康と福祉を (4)教育 4 質の高い教育をみんなに (5)ジェンダー 5 ジェンダー平等を實現しよう (6)水・衛生 6 安全な水とトイレを世界中に	普遍性 先進国を含め、<u>全ての国が行動</u> 包摂性 人間の安全保障の理念を反映し「<u>誰一人取り残さない</u>」 参画型 <u>全てのステークホルダーが役割を</u> 統合性 社会・経済・環境に<u>統合的に取り組む</u> 透明性 <u>定期的にフォローアップ</u>
(7)エネルギー 7 安全で持続可能なエネルギーを世界中に (8)成長・雇用 8 働きがいも経済成長も (9)イノベーション 9 産業と技術革新の基盤をつくろう (10)不平等 10 人や国の不平等をなくそう (11)都市 11 包摂的で安全かつ強靱な都市をつくろう (12)生産・消費 12 つくって使って廃棄を減そう	
(13)気候変動 13 気候変動に具体的な対策を (14)海洋資源 14 海の豊かさを守ろう (15)陸上資源 15 陸の豊かさも守ろう (16)平和 16 平和と公正をすべての人に (17)実施手段 17 パートナリシップで目標を達成しよう	

資料：外務省「持続可能な開発目標達成に向けて日本が果たす役割」

【グリーンインフラの取組の推進】

- ・ グリーンインフラは、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方で、米国で発案された社会資本整備手法であり、昨今、海外を中心に取組が進められています。
- ・ 我が国では、平成 27（2015）年度に閣議決定された国土形成計画、第 4 次社会資本整備重点計画では、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれました。
- ・ なお、「グリーンインフラ」の呼称は使用していませんが、従来の社会資本整備事業や土地利用といった国土交通行政の分野では、自然環境が持つ防災・減災、地域振興、環境といった各種機能を活用した取組を既に実施しています。

【自然環境の機能を活用した国土交通行政分野の取組】

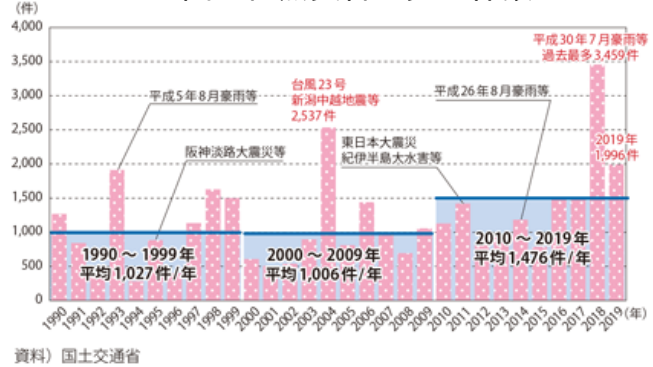


資料：国土交通省「グリーンインフラストラクチャー」

(6) 防災重視社会

- 東日本大震災などの地震災害、各地にみられる局地的な集中豪雨によるがけ崩れや浸水被害など、都市に大きなダメージを与える災害が発生しています。
- 災害に備え、安全に生活し安心して暮らせる住環境づくりとまちづくりが求められており、各自治体においても、官民が一体となった安全・安心なまちづくりが進められています。

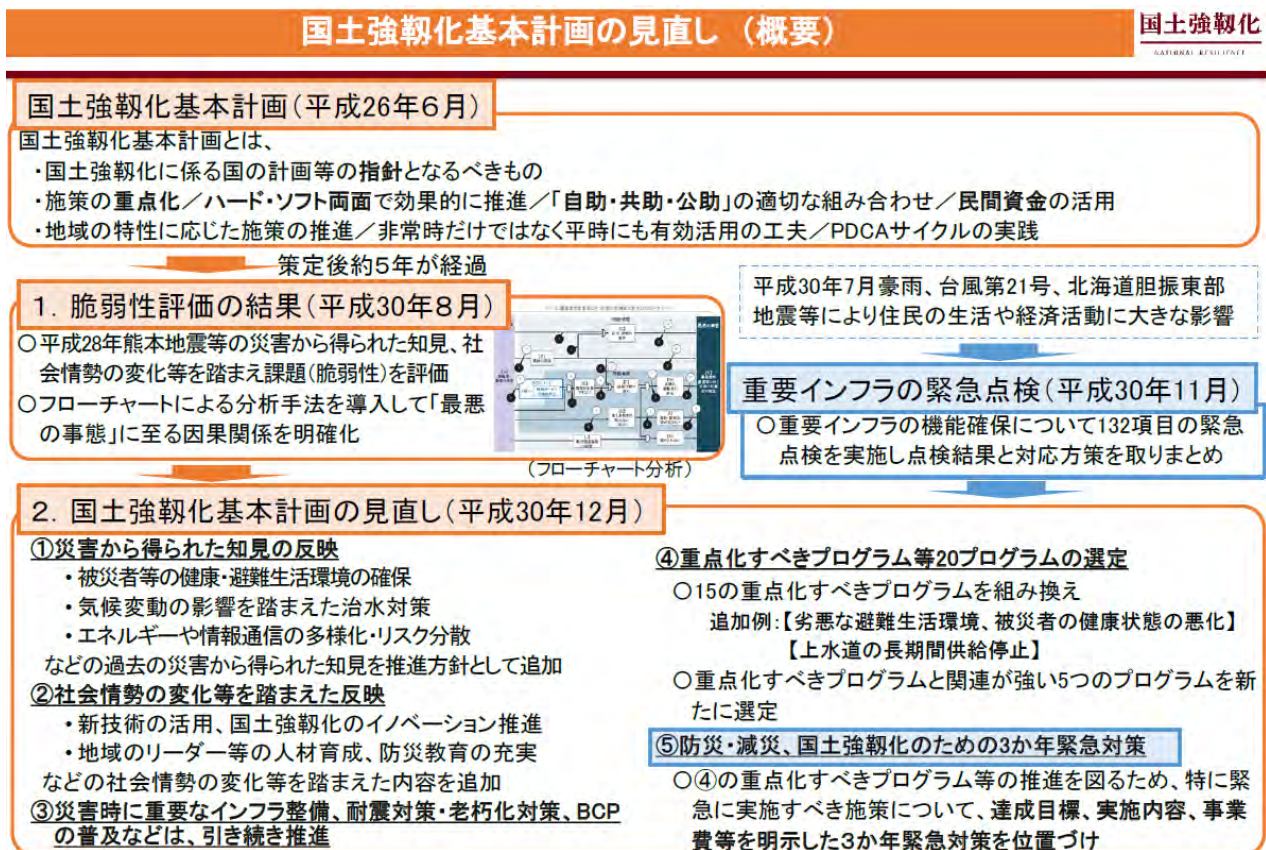
全国の自然災害の発生件数



【国土強靱化基本計画の策定】

- 平成26年に国では、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）」第10条に基づく計画として、国土強靱化に係る国の他の計画等の指針となるもの「国土強靱化基本計画」を策定しました。
- 地方公共団体は、国土強靱化基本計画の考え方を踏まえ、国土強靱化地域計画を策定し、ソフト施策とハード施策を組み合わせた地域の強靱化に取り組みます。
- 国土強靱化基本計画策定後5年が経過した平成30（2018）年に見直しが行われています。

国土強靱化計画の見直し（概要）

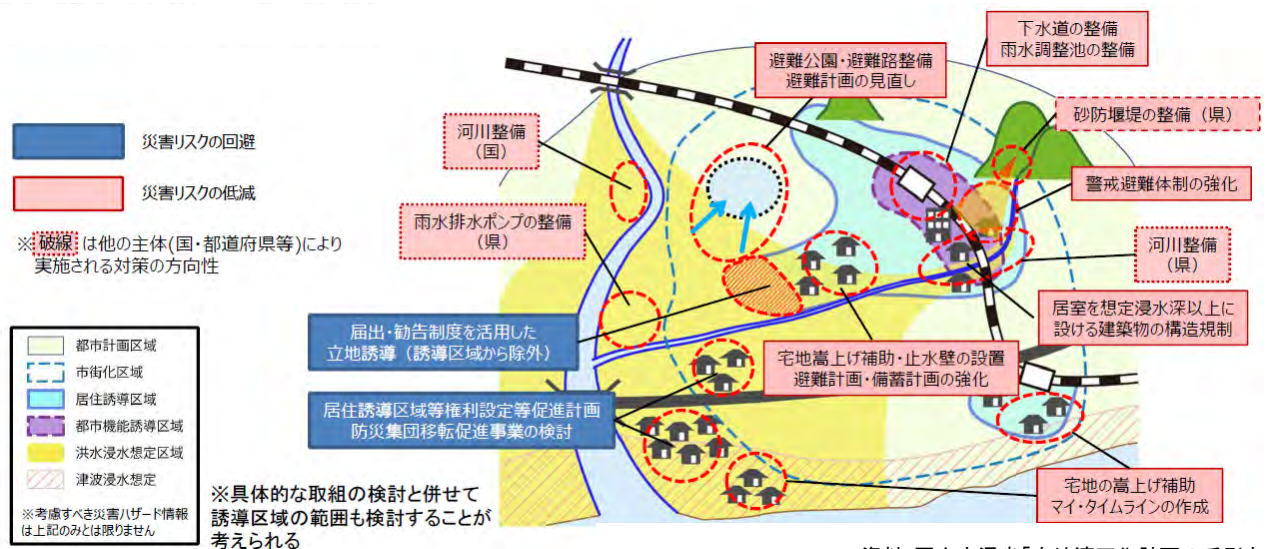


資料：内閣官房

【立地適正化計画における防災指針】

- コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、土砂災害等のリスクが高い地域は、新たな立地抑制を図るため居住誘導区域からの原則除外を徹底するとともに、居住誘導区域に残存する災害リスクに対しては、立地適正化計画に「防災指針」を定め計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むことが必要です。
- このため、防災指針の検討に当たっては、①立地適正化計画の対象とする地域の災害リスクの分析、災害リスクの高い地域の抽出 ②リスク分析を踏まえた居住誘導区域の設定や、既に設定している居住誘導区域の見直し ③居住誘導区域における防災・減災対策の取組方針及び地区毎の課題に対応した対策の検討を行うことが必要です。
- これらの検討に当たっては、立地適正化計画で目指すまちづくりの方針についても、防災指針の内容と整合が図られるよう、適切な見直しを行うことが必要です。

防災指針に基づく具体的なハード・ソフトの取組の実施



資料：国土交通省「立地適正化計画の手引き」

3. 市民意見

(1) 市民アンケートの意見

本市のまちづくりに関して、令和2（2020）年度に市民アンケートを実施しました。

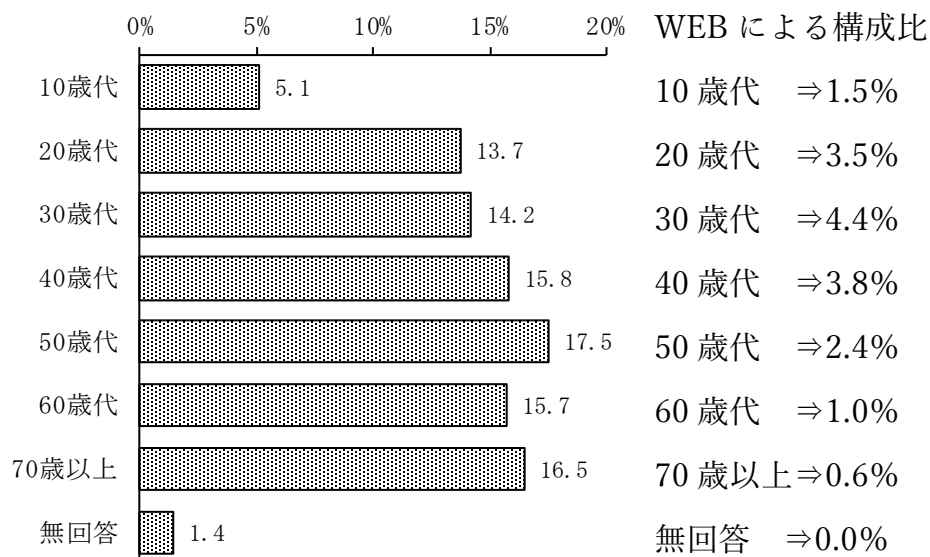
ここでは、計画の見直しを機に、市民のまちづくりに関する意見を再整理して、その傾向から全市的に取り組むべき課題の確認を行います。

【市民アンケートの実施概要】

調査対象者	18歳以上の市民（無作為抽出）
調査時期	令和2（2020）年9～10月
配布数	3,000票
配布方法	郵送による配布・回収
回収票	1,056票（うちWEBによる回答181票） ※白票1票を除く
有効回収率	35.2%（うちWEBによる回答6.0%）

■年代別構成比

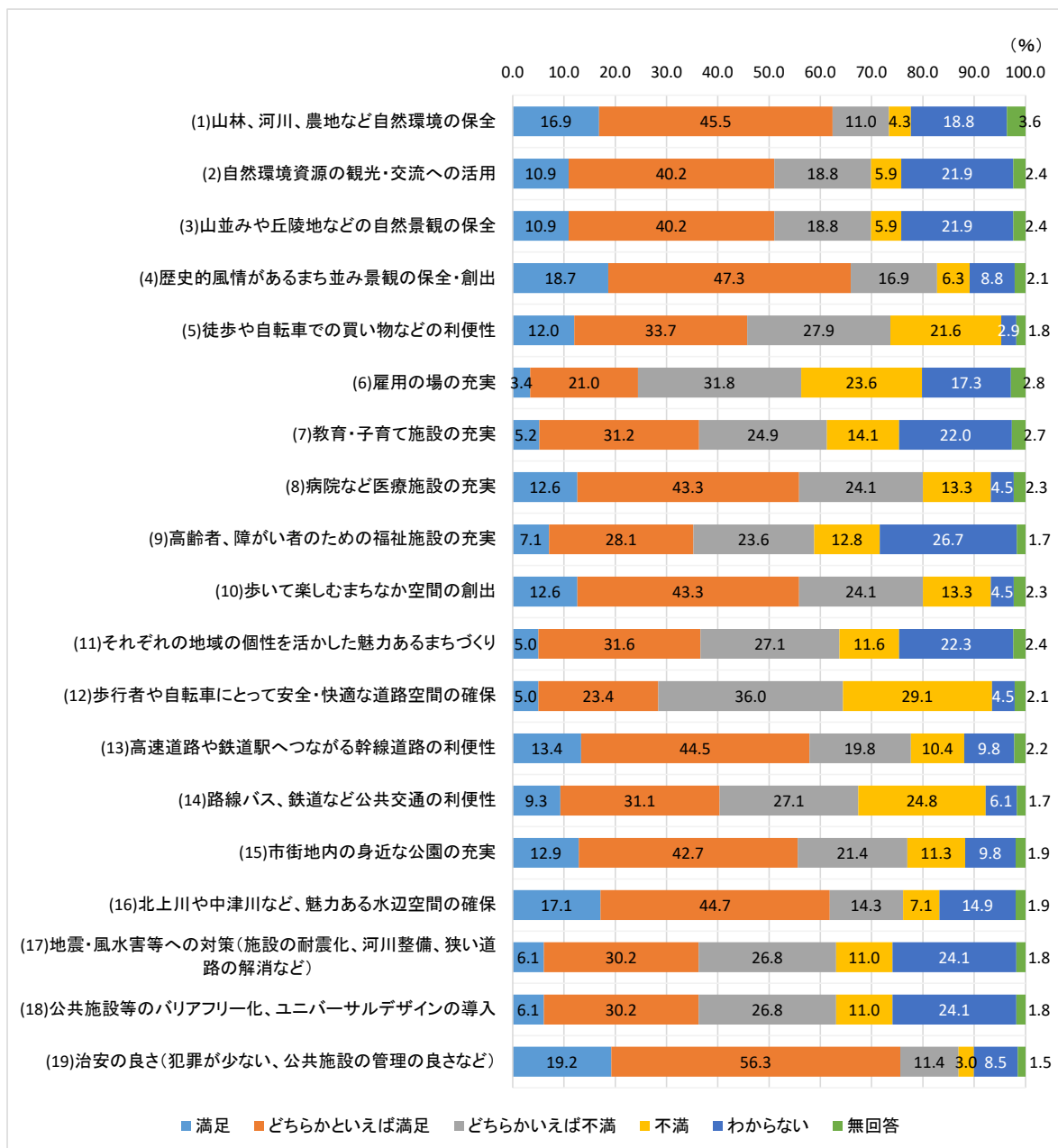
総数=1,056



■盛岡市及びお住まいの地域のまちづくりの取組状況について

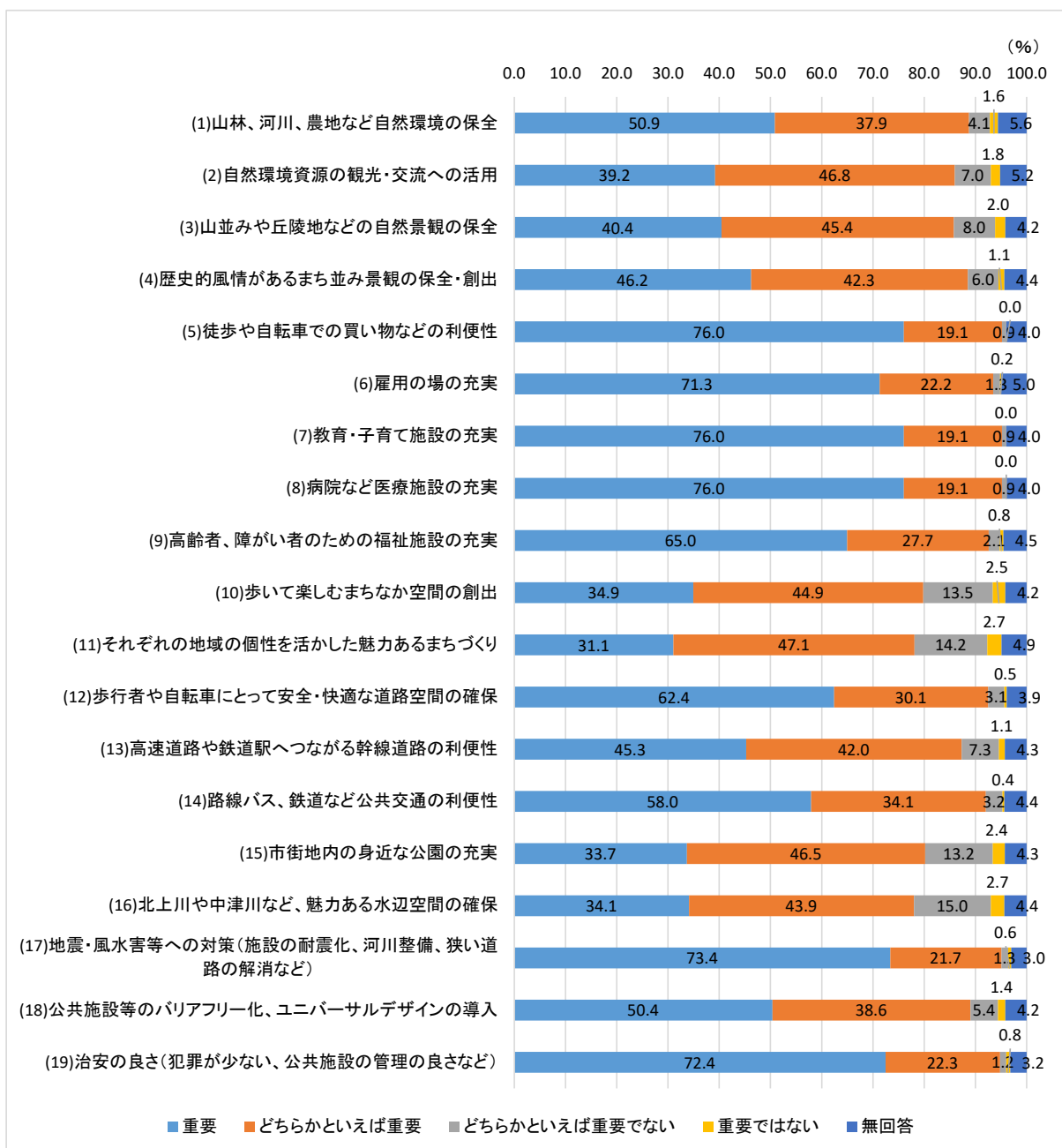
・満足度「盛岡市全体」

「満足」は「治安の良さ(犯罪が少ない、公共施設の管理の良さなど)」が19.2%で最も高くなっています。次いで「歴史的風情があるまち並み景観の保全・創出」が18.7%、「北上川や中津川など、魅力ある水辺空間の確保」が17.1%となっています。



・重要度「盛岡市全体」

「重要」は「徒歩や自転車での買い物などの利便性」,「教育・子育て施設の充実」,「病院など医療施設の充実」がともに76.0%で最も高くなっています。

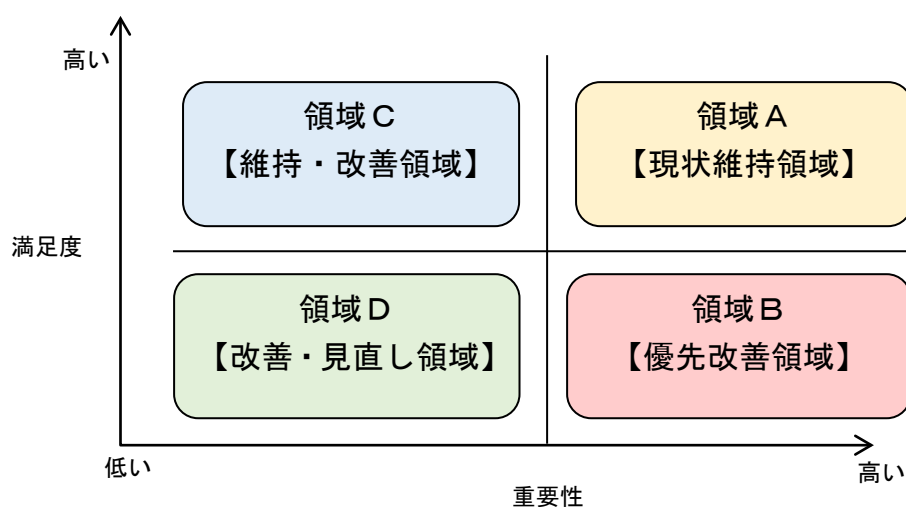


【満足度】【重要度】の算出方法

例として満足度（重要度）の算出方法を以下に示す。この算出方法では全員が「満足」（重要）を選択した場合に4となり、全員が「不満」（重要ではない）を選択した場合には1の値を示す。

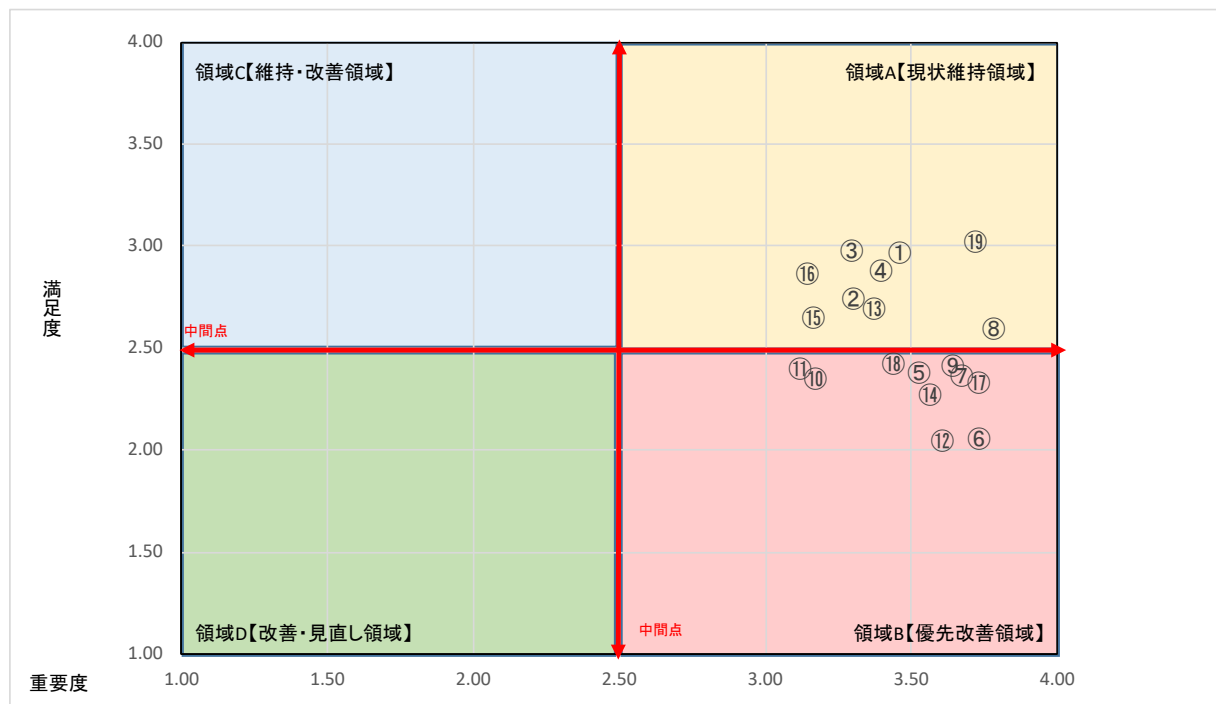
<算出方法>

$$\frac{\text{「満足」} \times 4 + \text{「どちらかといえば満足」} \times 3 + \text{「どちらかといえば不満」} \times 2 + \text{「不満」} \times 1}{\text{回答者数(わからないと無回答を除く)}}$$



	領域 A 【現状維持領域】	領域 B 【優先改善領域】	領域 C 【維持・改善領域】	領域 D 【改善・見直し領域】
満足度	高	低	高	低
重要度	高	高	低	低
概要	重要度も満足度も高く、現在の満足度の水準を維持する必要がある領域	重要度が高いが、満足度が低く、施策の重点化や改善を検討し、満足度を高める必要のある領域	重要度は低いものの満足度が高く、現在の満足度の水準を維持又は、施策の重要性認識を含め改善する必要のある領域	重要度と満足度が相対的に低く、町民ニーズを再確認するとともに、満足度を高める改善が必要又は、施策のあり方を見直す必要のある領域

【盛岡市全体】



	項目		項目
【維持・改善領域】 領域C	—	【現状維持領域】 領域A	①山林、河川、農地など自然環境の保全 ②自然環境資源の観光・交流への活用 ③山並みや丘陵地などの自然景観の保全 ④歴史的風情があるまちなみ景観の保全・創出 ⑧病院など医療施設の充実 ⑬高速道路や鉄道駅へつながる幹線道路の利便性 ⑮市街地内の身近な公園の充実 ⑯北上川や中津川など、魅力ある水辺空間の確保 ⑲治安の良さ（犯罪が少ない、公共施設の管理の良さなど）
【改善・見直し領域】 領域D	—	【優先改善領域】 領域B	⑤徒歩や自転車での買い物などの利便性 ⑥雇用の場の充実 ⑦教育・子育て施設の充実 ⑨高齢者、障がい者のための福祉施設の充実 ⑩歩いて楽しむまちなみ空間の創出 ⑪それぞれの地域の個性を活かした魅力あるまちづくり ⑫歩行者や自転車にとって安全・快適な道路空間の確保 ⑭路線バス、鉄道など公共交通の利便性 ⑰地震・風水害等に対応したハード対策（施設の耐震化、河川整備、狭い道路の解消など） ⑱公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入

(2) 市民アンケートからみたまちづくりの課題への評価

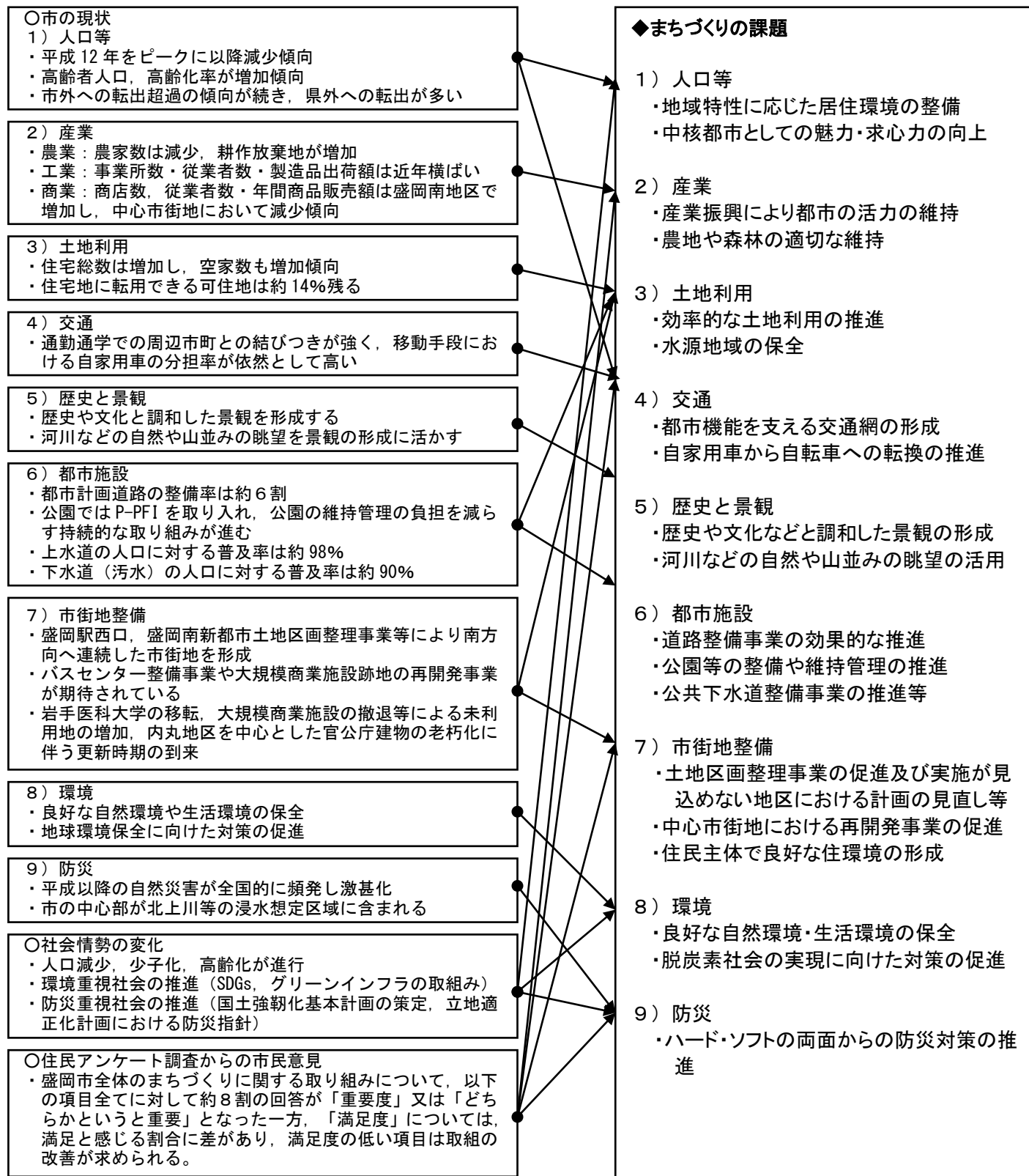
これらは、これまでも都市計画マスタープランにおけるまちづくりの課題となっていました，引き続き取り組むべき課題であることが確認できました。

盛岡市全体のまちづくりに関する取り組みについて，全ての項目に対して約8割の回答が「重要度」又は「どちらかというと重要」となっていることから，これまでの都市計画マスタープランにおけるまちづくりの課題について，引き続き取り組む必要性を確認しました。

一方，取り組みに対する「満足度」については，それぞれの項目で満足と感じる割合に差があり，自家用車以外の移動の利便性や雇用の場の充実など，比較的満足度の低い項目については，より一層の取り組みが求められています。

4. まちづくりの課題

本市の現状、社会情勢、市民アンケートの結果から、現計画において設定する課題には、引き続き取り組む必要があることが分かりましたが、第1回目の計画見直し後における人口や産業等の状況に変化が見られることから、これらを踏まえて今後のまちづくりを検討することが必要です。



(1) 人 口

- ①本市の人口は横ばいから減少の傾向に転じており、市街地における人口密度の低下がみられ、今後も減少が見込まれます。地区別では中心市街地地区では減少、盛岡南新都市地区、盛岡駅西口地区では増加しています。
- ②本市では少子化・高齢化が進行しており、特に郊外の大規模住宅団地、集落における高齢化の状況が顕著に現われています。

課題：地域特性に応じた居住環境の整備

課題：中核都市としての魅力・求心力の向上

(2) 産 業

- ①従業者数については、全産業における第3次産業の従業者の割合が大きく、本市の産業構成のサービス化が進んでいます。
- ②商業においては、近年、商店数、商品販売額ともに減少傾向から増加に転じ、回復していますが、中心市街地における商店数、商品販売額は減少しています。
- ③工業においては、製造品出荷額、事業所数ともに横ばいの状況となっています。
- ④農業においては、農地、農家数とも減少し、耕作放棄地面積は増加しています。
- ⑤林業においては、木材等生産機能や水源かん養機能の維持が引き続き求められます。

課題：産業振興により都市の活力の維持

課題：農地や森林の適切な維持

(3) 土地利用

- ①本市の総住宅数は依然として増加しています。その一方、空き家数は増加傾向にあります。
- ②市街化区域には、住宅地への転用可能な可住地が約14%残されています。
- ③安全安心な水道水の確保のため、今後とも水源地付近の環境を保全する必要があります。

課題：効率的な土地利用の推進

課題：水源地域の保全

(4) 交通

- ①広域的な交通に対応する道路ネットワークの形成や、市街地における公共交通や自転車徒歩の移動利便性向上など、本市の都市機能を支える交通網の形成が求められます。
- ②通勤目的の交通手段は自動車利用の割合が高く、公共交通への転換を推進するため、これまでのバス中心の取組みから鉄道も含めた利用促進が求められます。

課題：都市機能を支える交通網の形成

課題：自家用車から自転車への転換の推進

(5) 歴史と景観

- ①史跡などの文化財や歴史的建造物などの周辺、寺院群や町家など、城下町としての情緒を今に伝える地域においては、歴史的な雰囲気やまちなみと調和した景観の形成が求められます。
- ②河川は、都市を流れる貴重な自然であり、開放感や季節感などまちに潤いとやすらぎを与えてくれます。また盛岡城跡公園（岩手公園）や開運橋からの岩手山の眺望など、山並みの眺望は本市の地域特性となっています。このことから、地域特性である河川などの自然や山並みの眺望を活かした景観の形成が求められます。

課題：歴史や文化などと調和した景観の形成

課題：河川などの自然や山並みの眺望の活用

(6) 都市施設

- ①自家用車の利用の抑制と公共交通や自転車への転換、また歩いて楽しいまちづくりへの取り組みが進む一方で、都市計画道路については未整備路線が残っています。
- ②公園等については、都市計画区域全体として市民1人当たりの開設面積がまだ低い水準にあるほか、中心市街地などでの不足、公園施設の老朽化や少子化・高齢化の進行によるニーズの変化への対応などが必要です。
- ③公共下水道（污水）については、令和元年度末の普及率が89.7%となっていますが、市街化区域内にも整備すべき地区が残っており、今後とも整備の推進及び公共下水道によらない整備手法の検討の必要があります。
また、公共下水道（雨水）については、浸水被害の解消や都市機能の確保のため、今後もハード、ソフトの両面から対策を行う必要があります。

課題：道路整備事業の効果的な推進

課題：公園等の整備や維持管理の推進

課題：公共下水道整備事業の推進等

(7) 市街地整備

- ①土地区画整理事業が施行中の地区における事業の早期完了をめざし、その促進が求められます。また、事業の実施が見込めない地区においては、計画を見直すとともに、地区計画制度の活用や生活環境の改善を図る取り組みなど土地区画整理によらないまちづくりについて検討することが必要になっています。
- ②盛岡バスセンターの再整備事業や大規模商業施設跡地の再開発事業等も期待されています。
- ③事業による都市基盤整備と併せて、地区の住民が主体となり、より住みよい環境をめざしたまちづくりが望まれます。

課題：土地区画整理事業の促進及び実施が見込めない地区における計画の見直し等

課題：中心市街地における再開発事業の促進

課題：住民主体で良好な住環境の形成

(8) 環 境

- ①河川の水質や大気はおおむね環境基準値を満たしていますが、良好な生活環境を維持するため、今後とも環境汚染物質などに関する監視を継続する必要があります。
- ②脱炭素社会の実現には、コンパクトな都市の形成や効率的な交通などの対策など、まち全体で温室効果ガス排出量の削減に取り組む必要があります。

課題：良好な自然環境・生活環境の保全

課題：脱炭素社会の実現に向けた対策の促進

(9) 防 災

- ①近年、本市においても風水害等の自然災害による被害が発生しています。また、盛岡駅を中心とした本市の市街地が、浸水想定区域に指定されており、計画的な避難対策と災害に強いまちづくりが必要となっています。
- ②生活道路については昭和 40（1965）年代に市街地が拡大した区域を中心に狭い道路が多く残っています。

課題：ハード・ソフトの両面からの防災対策の推進

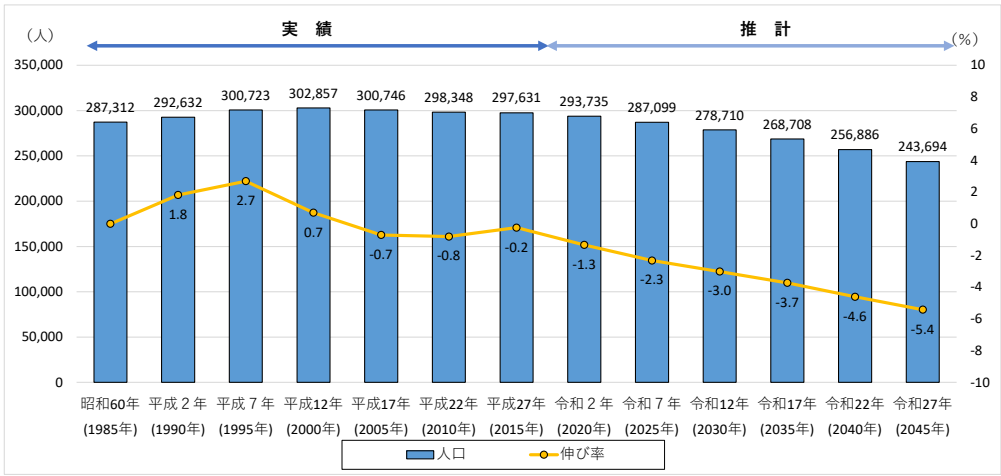
5. まちづくりの視点(新たに検討するテーマ)

本章4「まちづくりの課題」において、社会状況の変化、本市の現状、市民アンケートの課題からみえる課題について、継続して取り組んでいく必要性を確認しましたが、第1回目の見直し時期から10年間の大きな変化等について、次のとおり整理します。

○人口減少時代の本格的な到来及び産業人口の変化

平成12(2000)年の303千人をピークに人口が減少に転じ、平成27(20145)年において298千人となり、20年後の令和17(2035)年には約3万人減少し、269千人になると見込まれており、本格的な人口減少の時代が到来しています。

表 人口の推移(再掲)



資料:国勢調査

平成12(2000)年から平成27(2015)年までの推移について、市街化区域においてはプラス0.1%と概ね人口は維持しているが、市街化調整区域においてはマイナス11.3%と顕著に減少しています。

図表 市街化区域及び市街化調整区域の夜間人口の推移(再掲)

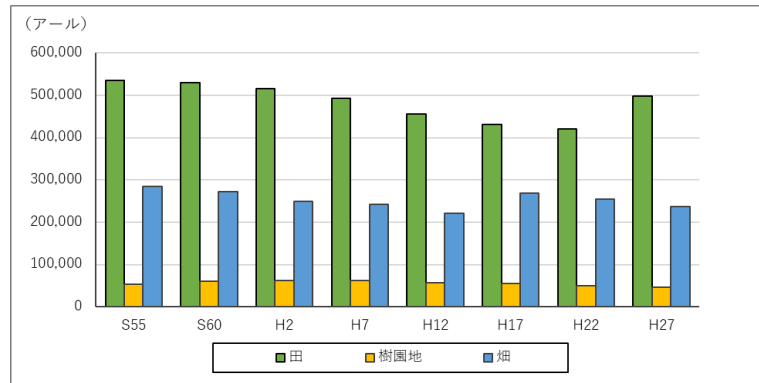
単位:人

	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H27/H12増減
市街化区域	243,263	254,337	258,515	257,323	258,485	258,689	0.1%
市街化調整区域	42,496	42,000	42,781	42,040	38,704	37,937	-11.3%
都市計画区域外	6,873	4,386	1,561	1,383	1,159	1,005	-35.6%
行政区域	292,632	300,723	302,857	300,746	298,348	297,631	-1.7%

資料:都市計画基礎調査

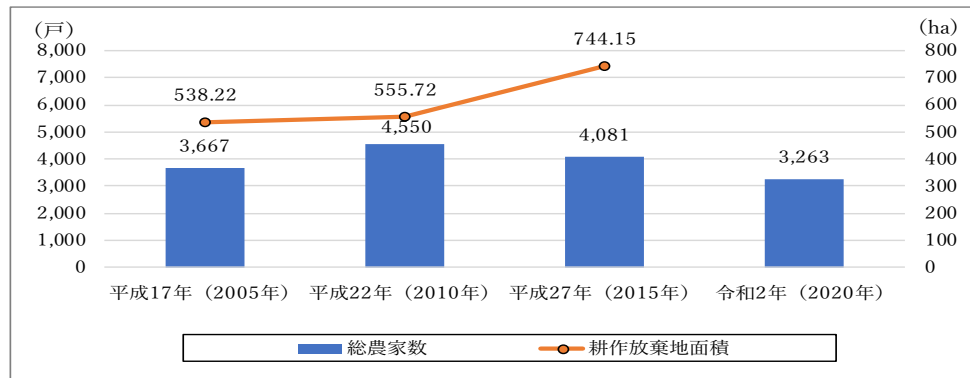
農業においては、農家数の減少が継続し、耕作放棄地の面積が増加するなど、農業を中心とした地域のコミュニティの衰退が懸念されます。

図 経営耕地面積の推移(再掲)



資料: 農林業センサス

図 総農家数, 耕作放棄地面積の推移(再掲)

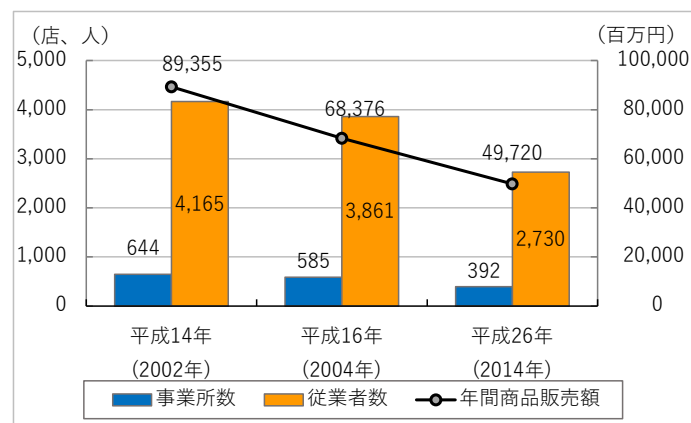


※耕作放棄地の調査については、平成 27(2015)年まで

資料: 農林業センサス, 市農政課

商業においては、中心市街地における事業所数、従業者数及び年間商品販売額の減少が顕著となっています。

図 中心市街地地区の小売業の状況 (再掲)

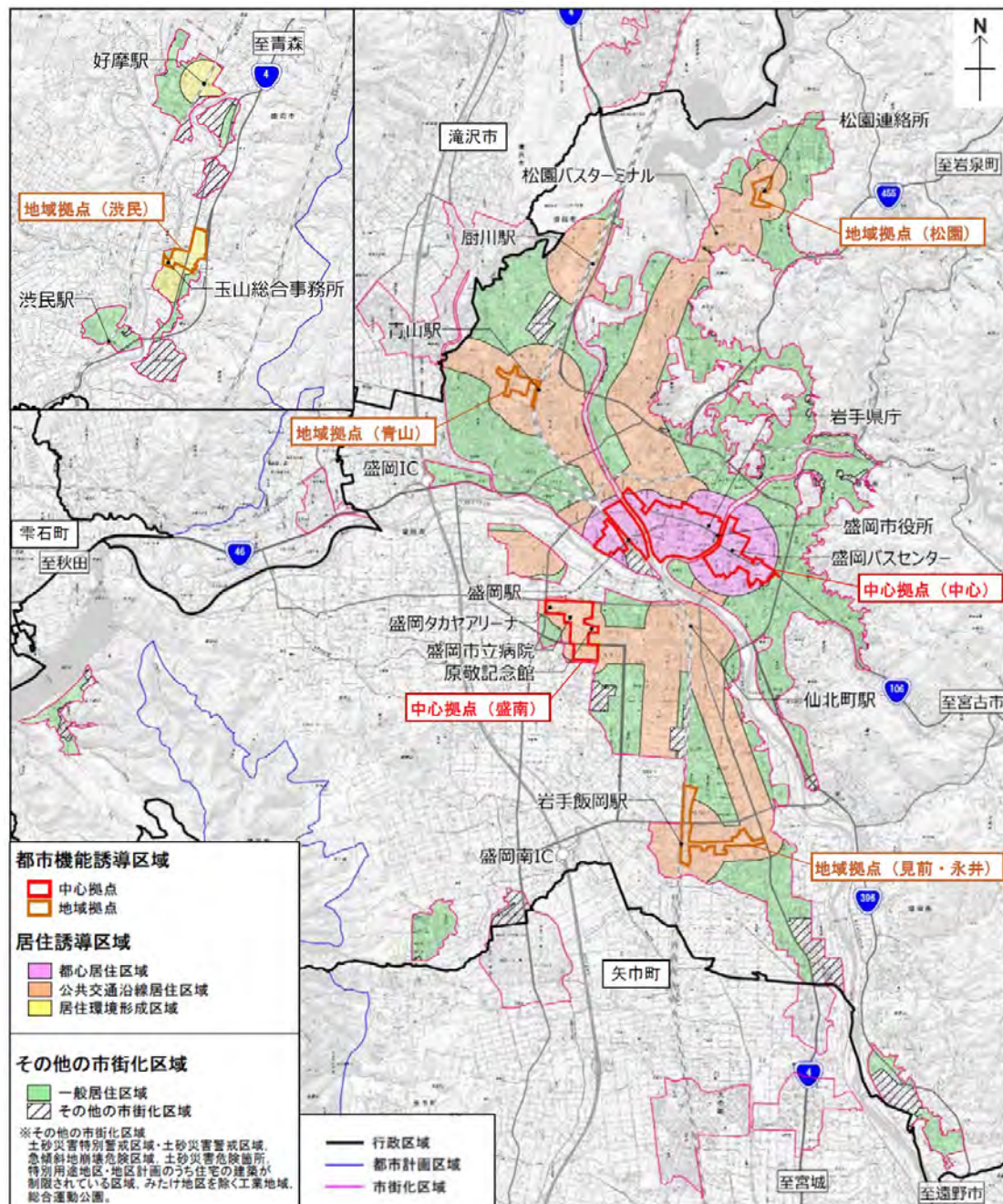


資料: 商業統計調査

○盛岡市立地適正化計画によるコンパクトなまちづくり

市街化区域において、都市機能誘導区域及び居住誘導区域を設定し、持続可能な都市の構築を目指し、コンパクトな都市構造への誘導を推進していくため、令和元（2019）年に盛岡市立地適正化計画を作成しました。一方で、市街化調整区域においては、地域の産業である農林業や既存集落のコミュニティの維持等の観点から、土地利用のあり方などを検討する必要があります。

図 誘導区域等（再掲）



○全国的に激甚化、頻発化する災害への対応

平成 23（2011）年に東日本大震災を経験したほか、近年毎年のように、全国的に豪雨災害等が発生するなど、災害が激甚化、頻発化する傾向であり、市においても、都市機能が集積する中心部が北上川等の浸水想定区域に含まれており、洪水リスクの高いエリアにおける市街化を抑制するとともに、グリーンインフラなどによる雨水の流出抑制など、防災・減災への取り組みが求められています。

図 全国の自然災害の発生件数（再掲）

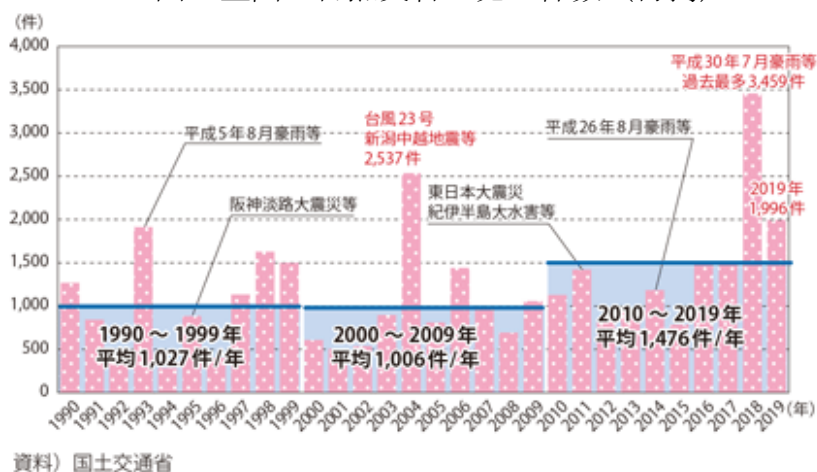
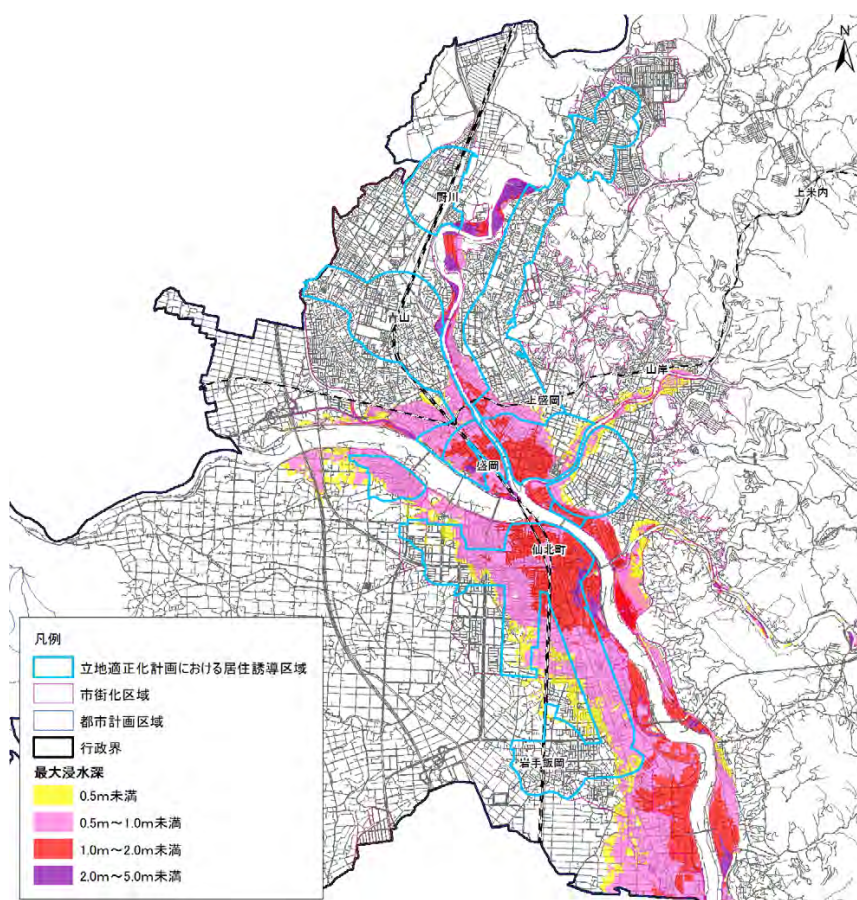
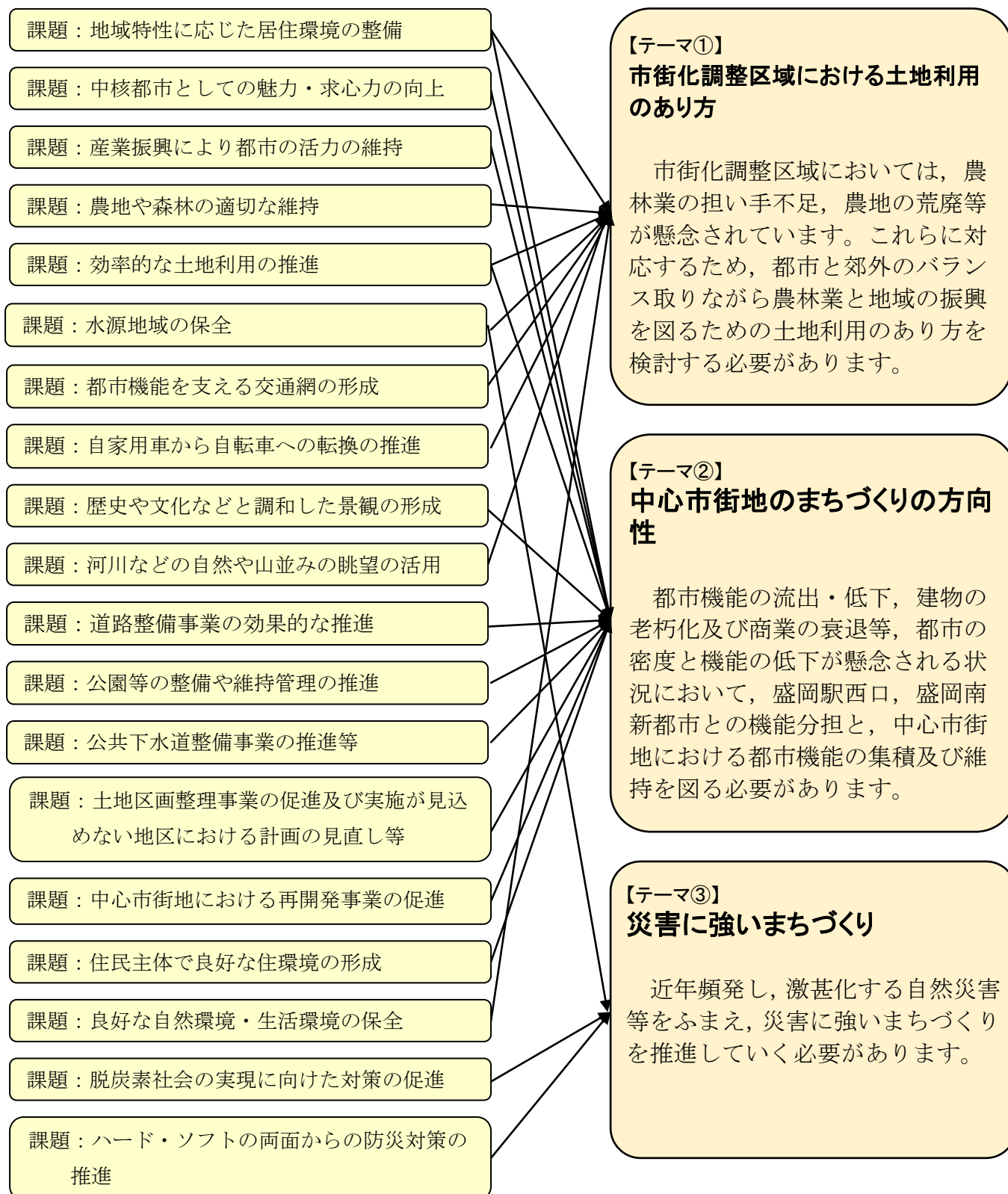


図 洪水浸水想定区域（再掲）



以上のことから、市を取り巻く大きな変化への対応が求められており、今後の20年の計画期間を見据え、特に重点的に取り組む必要があると考えられるまちづくりの3つの視点（検討するテーマ）について、次のとおり整理します。



6. 関係団体等へのヒアリングによる意見聴取

抽出された新たな検討テーマそれぞれについて、特に深く関わりがある市民団体や地域住民等を対象にヒアリングを実施しました。

まちづくりに対する意見やニーズ等を掘り下げ、本計画の見直しにあたってまちづくりの方針に反映すべき事項を整理しました。

・ヒアリング実施の対象者等

項目	市街化調整区域のあり方	中心市街地・防災	地域住民
対象者	・農業委員会委員 19 名 ・JA いわて中央（盛岡） ・JA 新いわて（玉山）	・盛岡市中心市街地活性化協議会委員 14 名	・市街化調整区域内の 各町内会長・自治会長 127 名

・ヒアリングの実施方法

- ・対象者に依頼文とヒアリングシートを郵送配布し、記入していただいたものを郵送回収した。

・ヒアリング項目

（１）市街化調整区域における土地利用のあり方

- ・市街化調整区域における土地利用について、都市と農業の関係を踏まえて、農業集落の維持を図るための課題認識、課題を踏まえて必要と思うこと、実際に取り組んでいる（またはこれから取り組もうとしている）事業等に関する情報等について把握する。

（２）中心市街地のまちづくりの方向性、防災まちづくりの考え方

- ・中心市街地のまちづくりについて、中心市街地活性化協議会委員の立場や役職上、日常的に中心市街地と関わっているなかで感じている現状認識、課題の把握、課題を踏まえて必要と思うこと、実際に取り組んでいる（またはこれから取り組もうとしている）事業等に関する情報等について把握する。
- ・併せて、防災まちづくりへの取り組みや課題等について把握する。

（３）地域住民

- ・市街化調整区域における土地利用について、地域住民の立場から地域コミュニティの維持を図るための課題認識、課題を踏まえて必要と思うこと、実際に取り組んでいる（またはこれから取り組もうとしている）事業等に関する情報等について把握する。

・補足ヒアリング

- ・ヒアリングシートへの記載を確認し、追加で確認したい事項について電話によるヒアリングを実施した。農業委員会委員 3 名、盛岡市中心市街地活性化協議会委員 3 名、町内会長・自治会長 2 名への補足ヒアリングを実施した。

【ヒアリングによる意見】

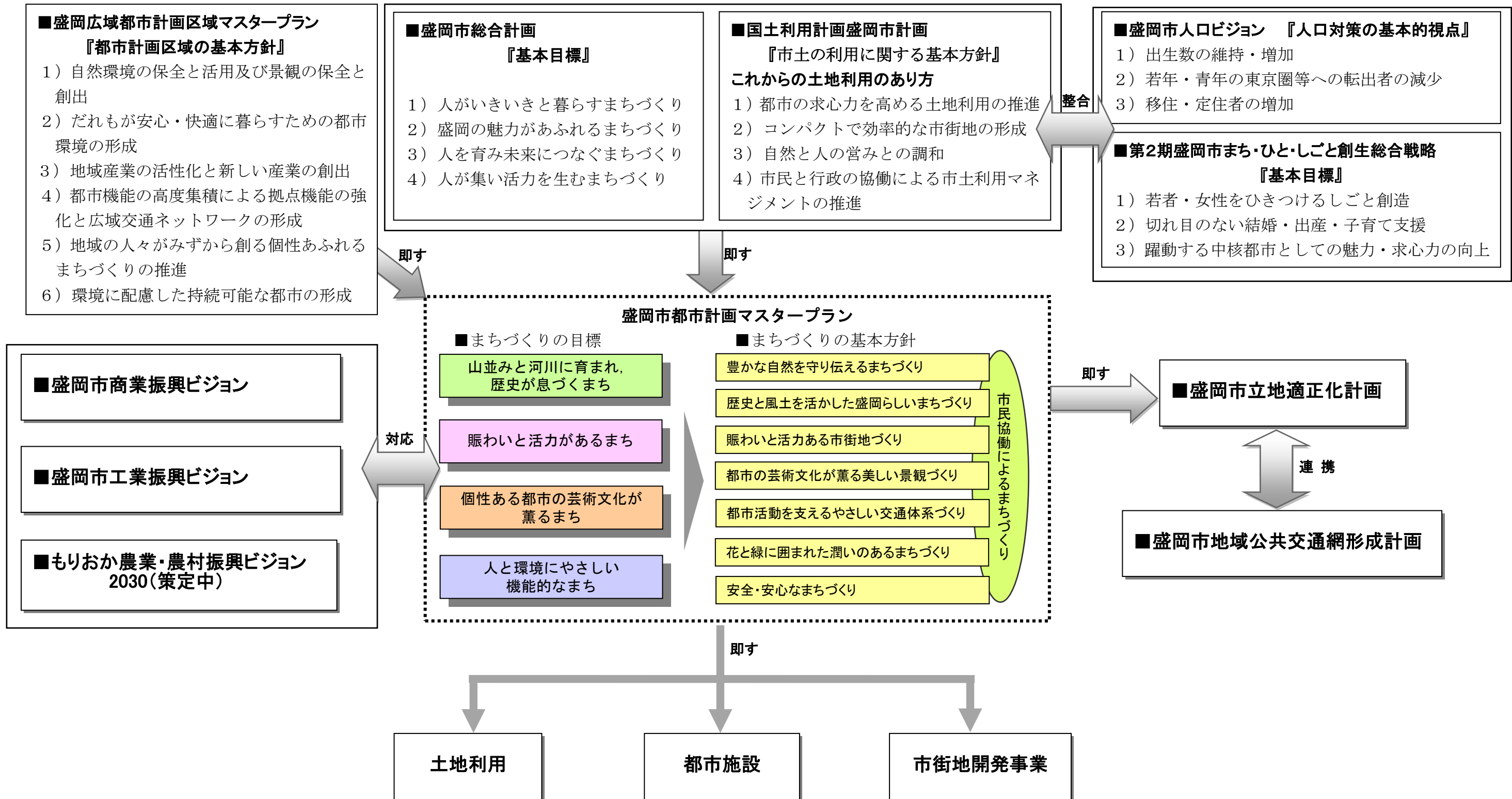
項目	主な意見	反映すべき事項
① 市街化調整区域	・スーパーマーケットの撤退や既存商店の廃業で高齢者は暮らしにくい。 ・宅地への転用が多く申請され、宅地の分譲や商業施設の建設が進んでいる。 ・市街化区域に隣接する地区はスーパーやドラッグストア、コンビニなどがあり、日常生活の買い物には不便がない。 ・農業の担い手、後継者が減っている。 ・若者の農村離れで空き家も増えている。 ・農林業は委託耕地が多くなり、それに該当しない土地は荒廃状態である。 ・市街化区域や住宅地に隣接する農地は狭く、集約化されず、耕作放棄地は放置されている。	⇒市街化調整区域の地域特性に応じた土地利用のあり方の検討が必要です。 ⇒市街化調整区域の農地の保全とコミュニティの維持が必要です。
② 中心市街地	・若年層の足は盛南地区など郊外の商業施設に向かい、ひと頃のような「中心市街地＝まち」のイメージが薄れてきている ・百貨店 Nanak の閉店、岩手医科大付属病院の移転、盛岡バスセンターの閉鎖、中三デパートの撤退等があり、かつての中心市街地の賑わいが見られない。 ・岩手県庁舎や盛岡市庁舎は老朽化が進んでおり、市庁舎などは分散しており市民が不便と感じる ・マンションの増加が人口増の要素となる一方で、従来からの住宅地では少子高齢化が進み、人口も減少傾向にある。	⇒賑わいのある中心市街地の再生と魅力の向上が必要です。 ⇒官公庁施設が立地する内丸地区の再生が必要です。 ⇒中心市街地を支える定住人口の確保が必要です。
③ 防災	・狭あい道路が多いため、避難活動等に支障が出る恐れがある。 ・昨今のゲリラ豪雨の際には住宅地の底部に周辺の水が流れ込み、一時的に床下、床上浸水の被害が発生している。 ・市街地の大部分が浸水想定区域に該当しているが、現実感に乏しく、市民の大半は危機意識を持っていない。 ・市民全員が盛岡市防災マップ・ハザードマップを活用するように周知すべき。 ・自主防災組織による訓練の参加者が少なくなっている。	⇒避難路の確保や水害に対する防災の取組が必要です。 ⇒市民一人ひとりの防災意識の向上が必要です。

第3章 まちづくりの方向性の確認

この章では、前章までに明らかとした本市の課題を踏まえ、本計画がめざすまちづくりの方向性について確認します。

1. 本市の施策におけるまちづくり

まちづくりの方向性の確認にあたり、本計画が即すべき盛岡広域都市計画区域マスタープランなど上位となる計画の方向性や、本計画の「まちづくりの基本方針」等について、相互の関係を明らかにします。



2. 本計画の課題とまちづくりの方向性



第4章 まちづくりの基本的な方針

この章では、本計画においてまちづくりをどのように進めるのかを明らかにするため、「まちづくりの基本的な方針」を定めます。

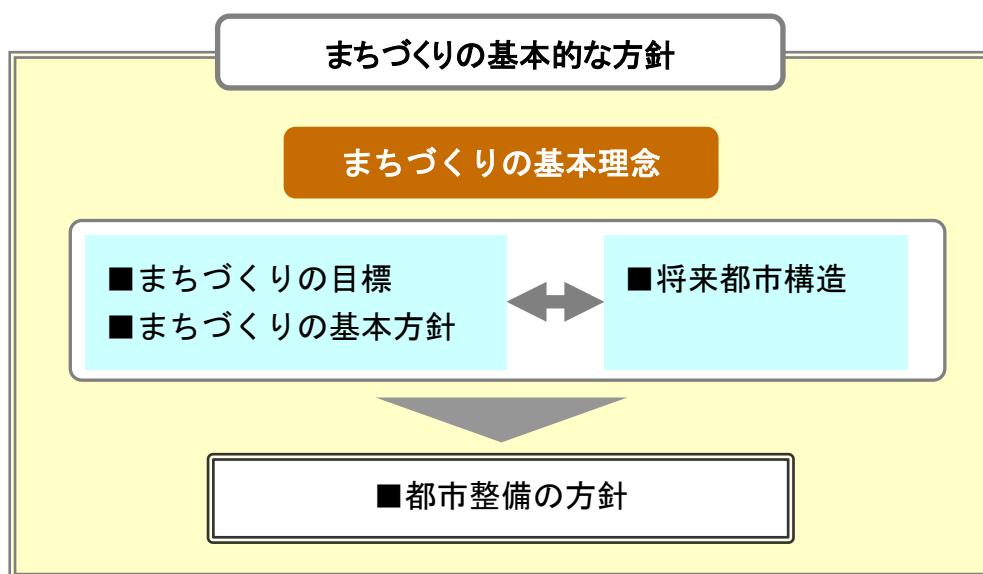
1. 基本的な方針の考え方

まちづくりの基本的な方針は「まちづくりの基本理念」と「都市整備の方針」で構成されています。

まちづくりの基本理念では、私たちが目指す将来像としての「まちづくりの目標」及びその実現のための「まちづくりの基本方針」を定め、「将来都市構造」で都市の骨格などに関する基本的な考え方を定めています。

さらに、具体的なまちづくりの進め方については「都市整備の方針」において定めています。

前章までにおいて、本市の現状や市民の意見、施策との整合などから、これまでのまちづくりの方向性は基本的に変わらないことを確認し、現計画の方針について継続して取り組むものとします。



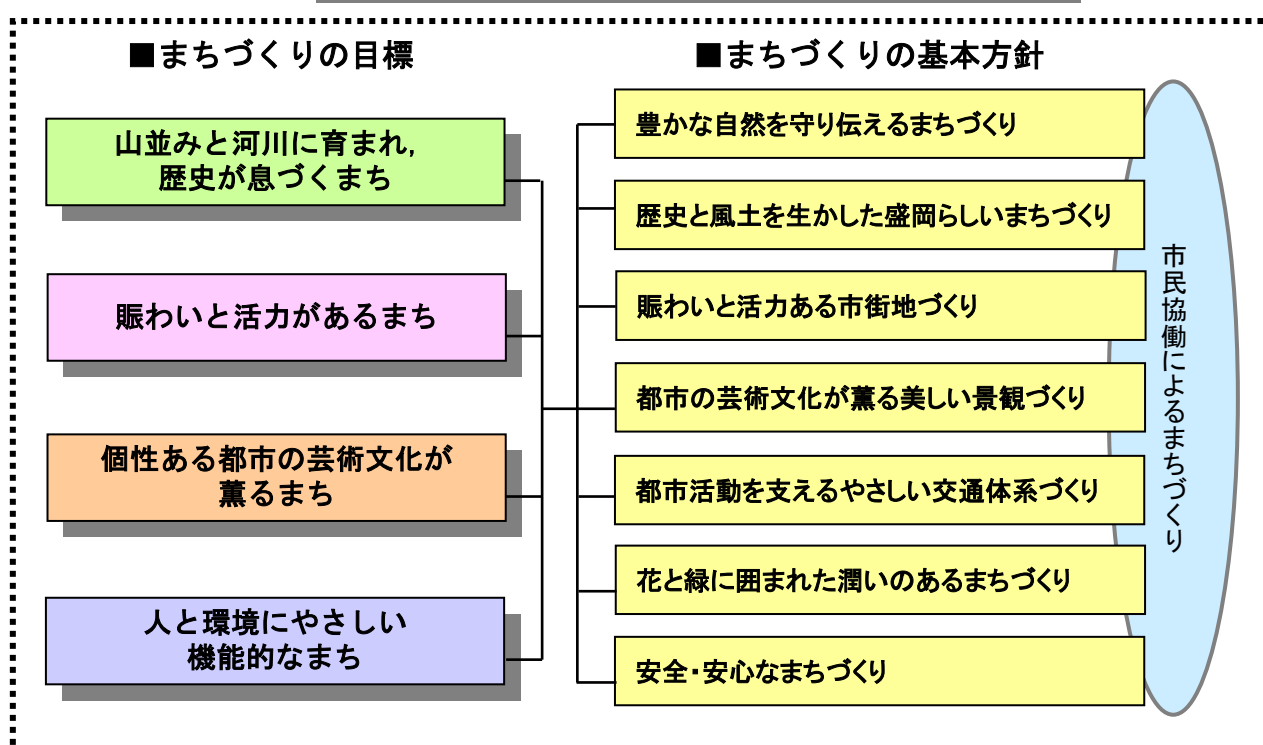
2. 本計画におけるまちづくりの基本理念

1) まちづくりの基本理念

「まちづくりの基本理念」は、「まちづくりの目標」や「まちづくりの基本方針」の趣旨を表現したものとして、これまで培ってきた盛岡らしい文化を守り、育み、開花させることをねらいとしています。そのためには、本市の財産である自然や歴史を次代に継承していくことが大切になると考えます。その上で都市の賑わいや活力を高め、いくまちづくり、人や環境にやさしいまちづくりなどを市民協働により継続して行っていくます。

まちづくりの基本理念

心を育む、歴史と風格のあるまち盛岡の形成
～市民協働によるまちづくり～



また、まちづくりの基本理念を広く市民の方々に知っていただくためのキャッチフレーズは次のとおりです。

みどり、にぎわい、なつかしさ
ー私のまち盛岡をみがこう！ー

「みどり」は周辺の山々や白鳥の飛来、鮭の遡上する河川などの自然を、「にぎわい」は県都としての活力を、「なつかしさ」はいつの時代にも記憶の残るまちを表し、そして「私のまち盛岡をみがこう！」に一人ひとりが手を取り合ってまちづくりを進める気持ちを込めています。

2) まちづくりの目標

本計画では、私たちがめざす将来像としての「まちづくりの目標」を、以下のとおり定めています。

目標1：山並みと河川に育まれ、歴史が息づくまち

市街地を貫流し、本市の代表的な河川である北上川・雫石川・中津川は、そこに生息する草木や小鳥、飛来してくる白鳥、遡上してくる鮭等と相まって、河川越しに望まれる岩手山や姫神山などの山並みと融合し、盛岡の自然を感じさせてくれます。

一方、城下町として形成された市街地には、歴史ある建物やまちなみ、川岸の石垣や町名などに往時の風情が残されています。また、市の東部及び西部に広がる丘陵地や山林は、自然とのふれあいが楽しめ、私たち市民の憩いの場ともなります。

このように先人たちが大切にしてきた盛岡の魅力を、まちづくりの中に生かします。

目標2：賑わいと活力があるまち

盛岡は、城下町として形成されて以来、盛岡藩の政治、経済の中心として発展してきました。また現在では、県都として行政・経済の中心であるとともに、新幹線や広域的な道路網の整備により交通の結節点として盛岡広域都市圏や岩手県はもとより、北東北の広域的交流拠点となっています。これからも、この機能を充実しつつ多様な活動と交流の場、情報発信の場として、賑わいと活力のあるまちづくりを進めていきます。

目標3：個性ある都市の芸術文化が薫るまち

市内には歴史的な建物やまちなみが残され、これらとの調和を考えた新しい建物、彫刻や歌碑等は、まちを歩く人に芸術や文化を感じさせるものであり、美しい景観と相まって盛岡らしさをかたちづくってきました。

さらに、都市の芸術文化を守り育てる取り組みとともに、それを担う多くの人材を生み出してきました。

これらからも、地域ごとの個性を生かした美しい景観づくりやコミュニティの活性化などをおして、日常の暮らしのなかでまちなかの芸術文化を感じることができ、私たちがそれを誇りに思うような盛岡らしい素敵なまちをつくりまします。

目標4：人と環境にやさしい機能的なまち

現代に生きる私たちには、現在の環境を良好な状態に維持し、次の世代へ引き継ぐ責任があります。

そのためには、資源の節約や循環利用の促進、再生可能なエネルギーの導入など、環境負荷の少ないまちづくりを進めます。

さらに、コンパクトで機能的なまちづくりや、高齢者や障がい者など誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを進め、安心・安全で持続可能な都市の形成を図ります。

3) まちづくりの基本方針

「まちづくりの目標」を実現するための考え方を、引き続き「まちづくりの基本方針」として、以下の7つとし、基本方針の実現のため市民協働のまちづくりを進めます。また、新たな検討テーマに対する取組みを基本方針に反映します。

基本方針1：豊かな自然を守り伝えるまちづくり

東部及び西部の丘陵地や山林は豊かな自然環境を有しており、農林業の場であるとともに、私たちの生活を支える水源地域であることから、今後とも良好な環境を保全します。

また、市街地周辺に広がる農地や山林は、食糧など生産の場としての活用を図り、担い手の確保や都市との交流を図りながら、これらを守り伝えてきた地域のコミュニティを維持します。

基本方針2：歴史と風土を生かした盛岡らしいまちづくり

城下町としての風情を伝える建物やまちなみ、樹木や河川をまちづくりに生かすとともに、市街地から周辺の山並みの眺望を大切にしたいまちづくりを進めます。

また、来訪者が盛岡の歴史と風土を感じとれるような魅力的なまちづくりを進めます。

基本方針3：賑わいと活力がある市街地づくり

北東北の広域的交流拠点としての優位性を生かし、コンベンション機能など多様化する新たな機能の受け皿として、交流を活発にするまちづくりを進めます。

県都そして盛岡広域都市圏の中心としての機能集積をさらに高め、コンパクトで健全な市街地を形成します。

中心市街地においては、歩行者中心のまちづくりを進めるとともに、低未利用な土地・建物の活用や更新を進め、魅力あるまちなかの再生を図ります。

また、広域交通の利便性など、立地特性に応じた土地利用を図り、工業等の振興と雇用の創出に資するまちづくりを進めます。

さらに、地域における人々の繋がりを大切にするよう、コミュニティに配慮したまちづくりを進め、賑わいと活力ある市街地をつくり出します。

基本方針4：都市の芸術文化が薫る美しい景観づくり

多くの先人たちによって創造されてきた芸術文化をまちづくりに生かしながら、次世代に継承する美しい景観づくりを進めます。

基本方針5：都市活動を支えるやさしい交通体系づくり

都市活動を支える交通は、目的や場所、時間などに応じて適切な交通手段で移動できるよう、広域的な交通網を確保しながら、市街地を中心に公共交通を利用しやすくするとともに、歩行者や自転車が安全で快適に移動できる交通環境を確保し、自動車

に過度に依存しない「ひと・まち・環境にやさしい」交通体系をつくります。

基本方針6：花と緑に囲まれた潤いのあるまちづくり

市街地の周辺の丘陵地や農地、公園や河川は、都市空間に四季の自然や潤いを与えてくれることから、身近に花や緑を感じられる場として大切にするとともに、これらをまちづくりの中で生かすため、水と緑のネットワークを形成します。

基本方針7：安全・安心なまちづくり

脱炭素社会の実現に向けた二酸化炭素排出抑制や、地震や風水害等の自然災害のリスクを回避・低減、防犯やユニバーサルデザインなど、SDGsに基づいた取組を推進することにより、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

3. 将来都市構造

「まちづくりの目標」や「まちづくりの基本方針」のもと、本市の都市計画を具体的に進めるうえで、土地利用や交通、また本市の特色である河川や山並みなどとの調和をどのように考えていくかは、目標や基本方針の実現に大きく関わります。

また、これらの考え方は時代を越えて引き継がれていくことから、都市の将来の姿を見とおした考え方をしっかりと持つ必要があります。

このため、目標や基本方針を踏まえ、将来にわたる土地利用や交通、水と緑などの考え方を、「将来都市構造」として位置づけています。

また本市は、歴史的に、また都市機能的に周辺の市町との結びつきが強く、一体の都市を形成していることから、将来都市構造は周辺市町も考慮することとします。

1) 将来都市構造の基本的な考え方

都市構造を考えるにあたり、まちづくりの目標やまちづくりの基本方針、市民からの意見などを踏まえ、基本となる考え方を次のように定めます。

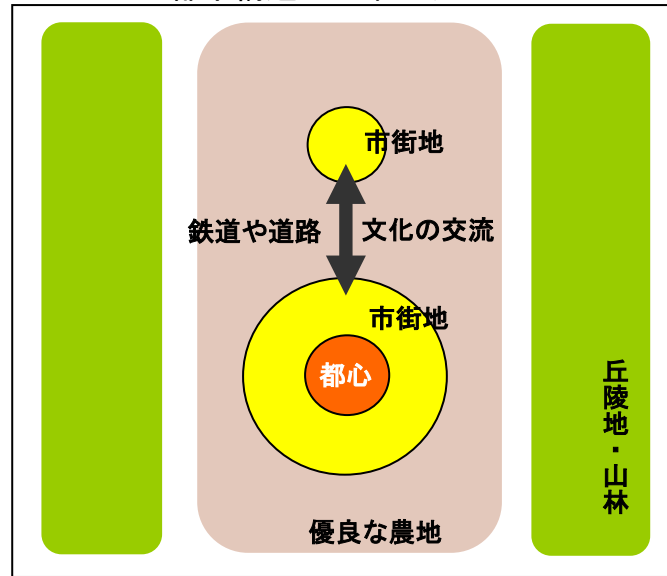
(1)市街地と自然環境が調和する都市構造

- ・ 本市における市街地形成は、都市の成長に伴う開発圧力が東西の丘陵地や山林に及ばないように土地利用を誘導し、市街地と周辺の自然環境が調和する都市構造を築いてきました。
- ・ 玉山地区では、鉄道の駅周辺と幹線道路沿いに市街地が形成されており、都心を中心とする市街地と従来から相互に関連しながらそれぞれ役割を果たしてきており、合併によりその結びつきが一層強いものとなりました。
- ・ 丘陵地や山林については、自然環境の保全を優先する区域と、自然環境と土地利用の調和を図る区域を設定することとします。

(2)コンパクトな都市構造

- ・ 本市の中心市街地は他の都市と比べ人口密度も比較的高く、市街地も小さく形成され商業施設などが集積している中心部へ近づきやすい構造となっています。
- ・ 本格的な人口減少を見据え、今後も持続可能でコンパクトな都市構造の形成を目指します。

都市構造の基本パターン



(3) 土地利用と交通を一体と考えた都市構造

- ・ 土地利用は、交通によって使われ方や拡大の向きが変わってきます。また、交通は、土地利用によって発生する量や質などが変わってくるなど、お互いに密接な関係があります。このため、土地利用と交通を一体的に考え、適切な土地利用と交通の確保が図られるような都市構造とします。
- ・ 主要な市街地の特性に応じて、現中心市街地との結びつきを公共交通の軸の充実により強化し、公共交通軸を中心としたコンパクトな市街地の維持・形成を目指します。

2) 将来都市構造

都市構造を考えるにあたり，段階的に次の3つに分けて考え，それぞれの考え方を一体として将来都市構造とします。

(1) 土地利用の主な配置と方向性

本市の地形的な特色を考慮しながら土地利用を大枠に区分し，その方向性を示します。

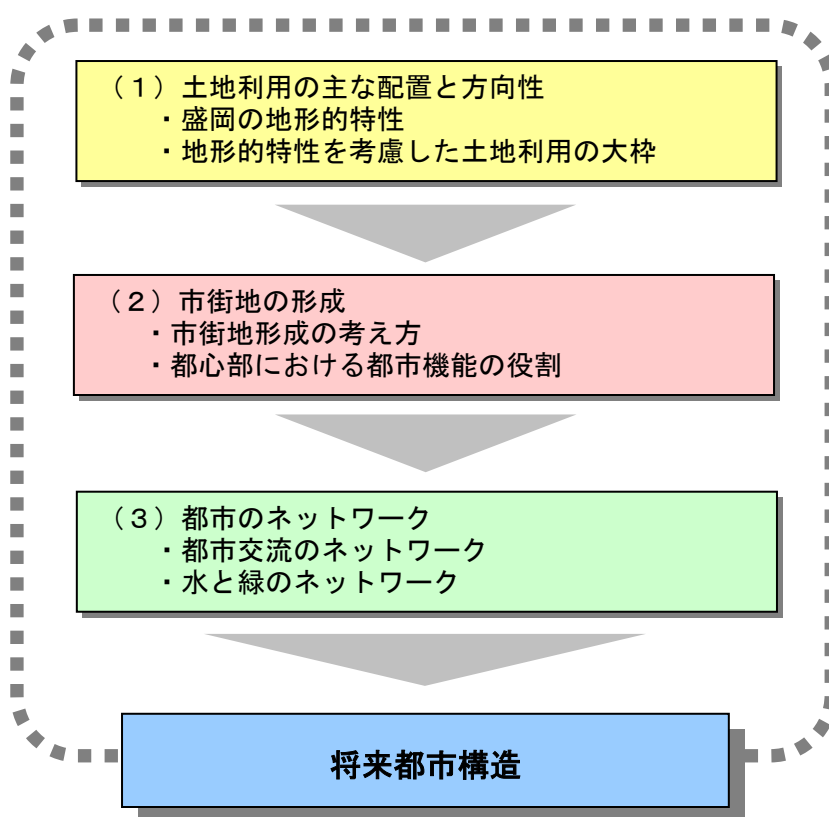
(2) 市街地の形成

商業，業務，住居等の都市機能が集まる市街地形成の考え方を示します。

(3) 都市のネットワーク

市街地形成の基本となる鉄道や道路の交通施設の考え方を都市交流のネットワークとして示します。また，河川やそれぞれの地域にある緑が一体となっている本市の特色を表すよう，水と緑のネットワークとして示します。

本市における将来都市構造の組み立て



(1) 土地利用の主な配置と方向性

本市の土地利用は、山林、農地、市街地に大きく区分することができます。

山林については、私たちとの関わりから次のように区分します。

水源や貴重な自然を有する地域を「自然保全ゾーン」とし、適切な管理のもと、今後も山林として自然環境の維持・保全を図ります。

市街地に近い丘陵地や山林は、「都市環境調和ゾーン」とし、山林を基本としながら、自然環境と市民生活との関わりをバランスよく保つよう、公園やレクリエーション施設など、市民が緑を享受できる公共公益的な土地利用を図ります。

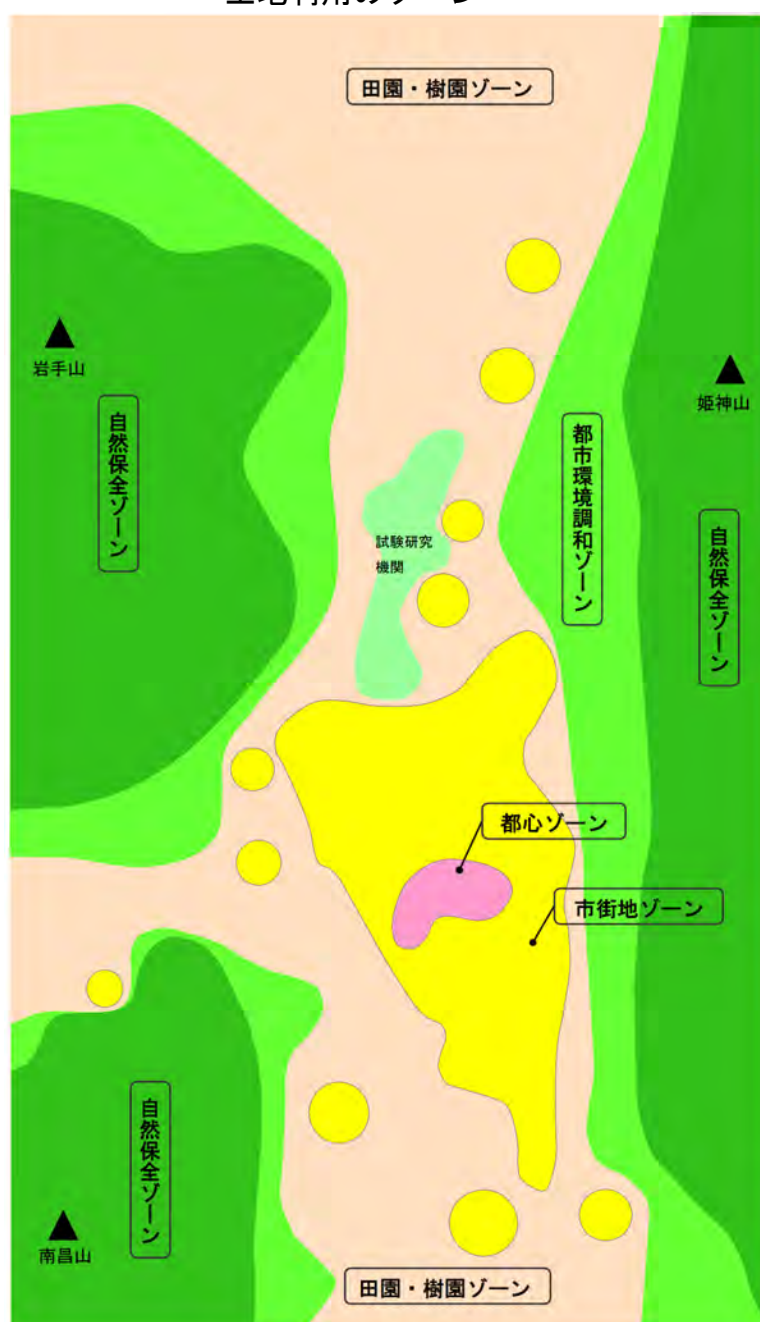
市街地周辺に広がる農地は「田園・樹園ゾーン」として農業の活動を基本とするとともに、市街地周辺から丘陵地に広がる緑のゾーンとして都市的土地利用と自然的土地利用の調和を図ります。

市街地は「市街地ゾーン」として平野部に配置し、効率的で機能的な土地利用を基本に良好な市街地の維持と充実を図ります。

さらに、本市の商業、業務等の機能を集約した中心市街地を「都心ゾーン」とし、都市機能の集積と充実を図ります。

これらのゾーンの大まかな配置は、図のようになります。

土地利用のゾーン



(2) 市街地の形成

本市の市街地については、人口減少や少子化・高齢化、経済財政の状況、環境への配慮など情勢の変化の中で、より効率的で機能的な市街地形成が求められています。

また市街地と東西の丘陵地などの自然環境が調和する、本市の都市構造を維持するために、市街地の形成については次のように定めます。

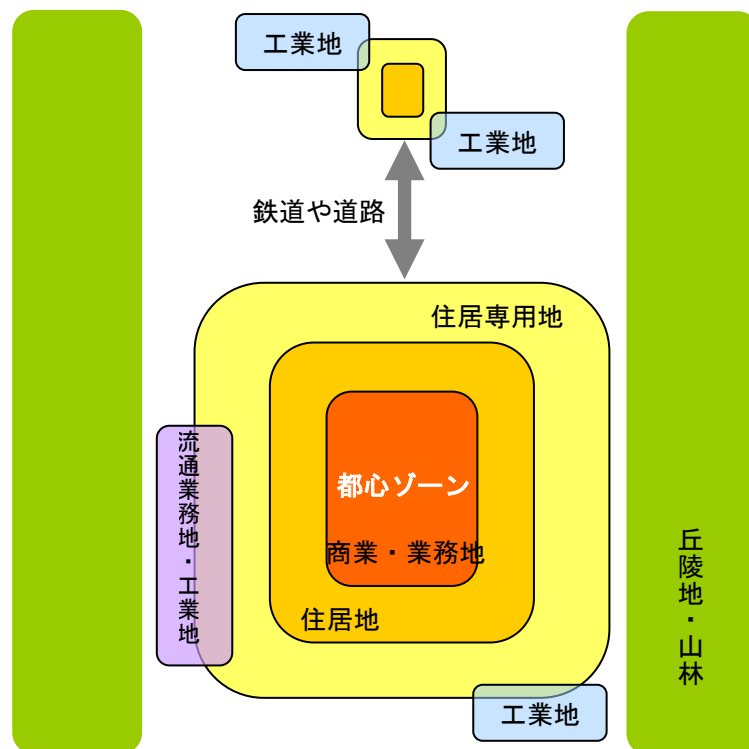
① 市街地形成の状況

- ・ 本市の市街地の形成は、幹線道路に沿った拡大が行われてきました。また地形的な特性から、特に南の方向との交通の結びつきが強く、南北方向に市街地が連続しているのが特徴です。
- ・ 本市は、市街地が拡大しようとする力を南の平野部に誘導するため、中心市街地から盛岡駅西口地区と盛岡南地区において、はしご状の道路網を整備してきました。この整備により、各地区において環状的な道路利用も行なわれ、交通の利便性が高く連続した市街地がコンパクトに形成されました。
- ・ 市街地の中心となる都心ゾーンにおいては、「盛岡らしさ」と「賑わいと活力あるまちづくり」を行いながら活性化を図り、新たな都市機能については盛岡駅西口地区や盛岡南地区への集積を図っています。

② 市街地形成の考え方

- 都心ゾーンは、本市や本市と一体的に都市を形成している矢巾町や滝沢市、県全体を含めた地域の中心としての都市機能の集積を図る地区とし、商業・業務系を中心とした土地利用を図ります。
- 都心ゾーンの周辺部は、居住を主体としながらも、商業業務の機能なども併せ持った土地利用とします。
- その周辺は、居住を主とした土地利用とし、特に東側の地区は丘陵地にも近接していることから、これらとの調和を図るため、主に低層の住宅を主体とした土地利用とします。
- 玉山地区は、北部の拠点として駅周辺の都市基盤整備を行い、主に低層の住宅を主体とした土地利用とします。
- 工業地は、農業や自然環境との調和を図りながら、主に北上川の上流部と下流部、西側の丘陵地に接する平坦地や高速道路のインターチェンジ周辺等に配置します。
- また流通業務地は、高速道路と国道等幹線道路の結節点の周辺地区に配置します。
- 土砂災害危険箇所など、災害リスクが高い区域などにおいては、居住の誘導は行わないこととします。

市街地と土地利用の配置パターン



(3) 市街化調整区域の土地利用方針【新規】

市街化調整区域は、無秩序な市街化を抑制し、優良な農地や自然環境の保全を図る区域です。一方、人口減少、少子化・高齢化の進行などにより、集落におけるコミュニティの維持や地域活力の低下等が課題となっており、更にはこれが農地や自然環境の荒廃につながることを懸念されています。

また、開発許可を受けて形成された大規模住宅団地や工業団地においては、許可当時の基準が適用されるため、時代の変化に合わせた新規の立地や更新などが課題となっています。

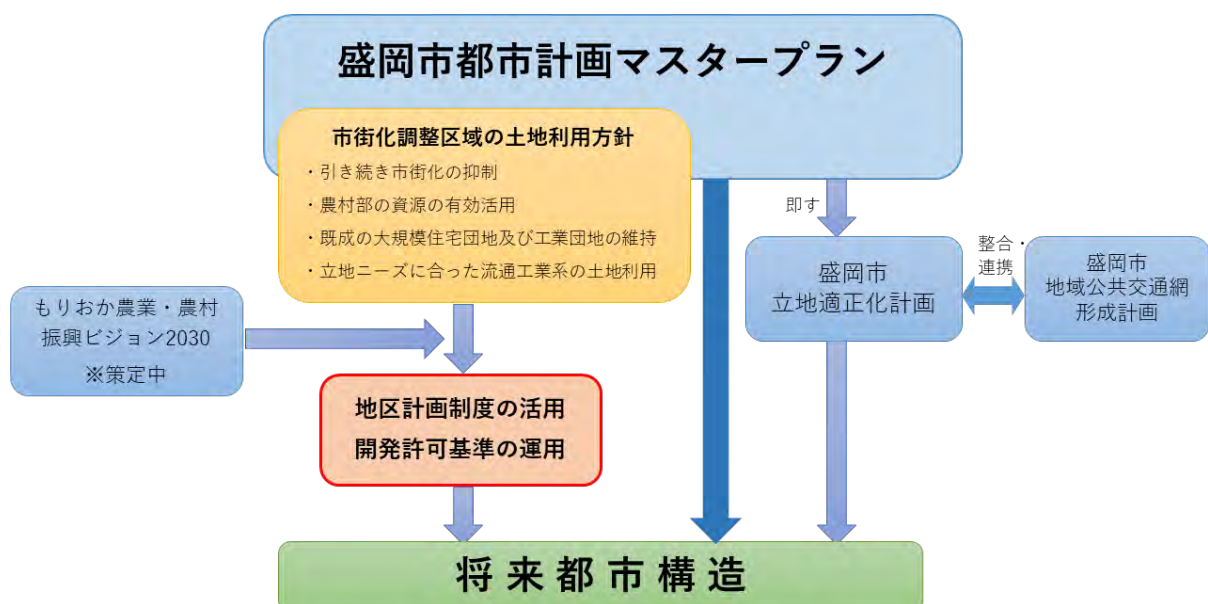
このほか、盛岡広域都市圏の商業を支える流通や、雇用を支える工業の用地の確保が課題となっています。

これらの課題に対応するため、次のとおり市街化調整区域の土地利用方針を定め、地域の特性に応じて柔軟な土地利用を推進する必要があります。

このようなことから、市街化調整区域における土地利用に対する基本的な方針を次のとおりとします。

- ① 市街化調整区域においては、農林業を中心とした土地利用に変わりはないため、引き続き市街化を抑制することを基本とします。
- ② 農村部においては、人口減少に一定の歯止めをかけ、集落を維持するため、農村部の資源（農地、家屋等）の有効活用を図ります。ただし、その規模は、地域コミュニティを維持する範囲とし、夜間人口増加を目的とした開発許可制度の運用は行わないこととします。
- ③ 既成の大規模住宅団地及び工業団地については、時代に合わせた許可基準の運用により、当該団地の維持を図ります。
- ④ 流通工業系の土地利用については、高速交通網の利便性の高いインターチェンジ周辺とし、農林業との調和を図りつつ立地ニーズに合わせながら、土地利用を図ります。

図 市街化調整区域の土地利用方針の位置づけ



(4) 都市のネットワーク

① 都市交流のネットワーク

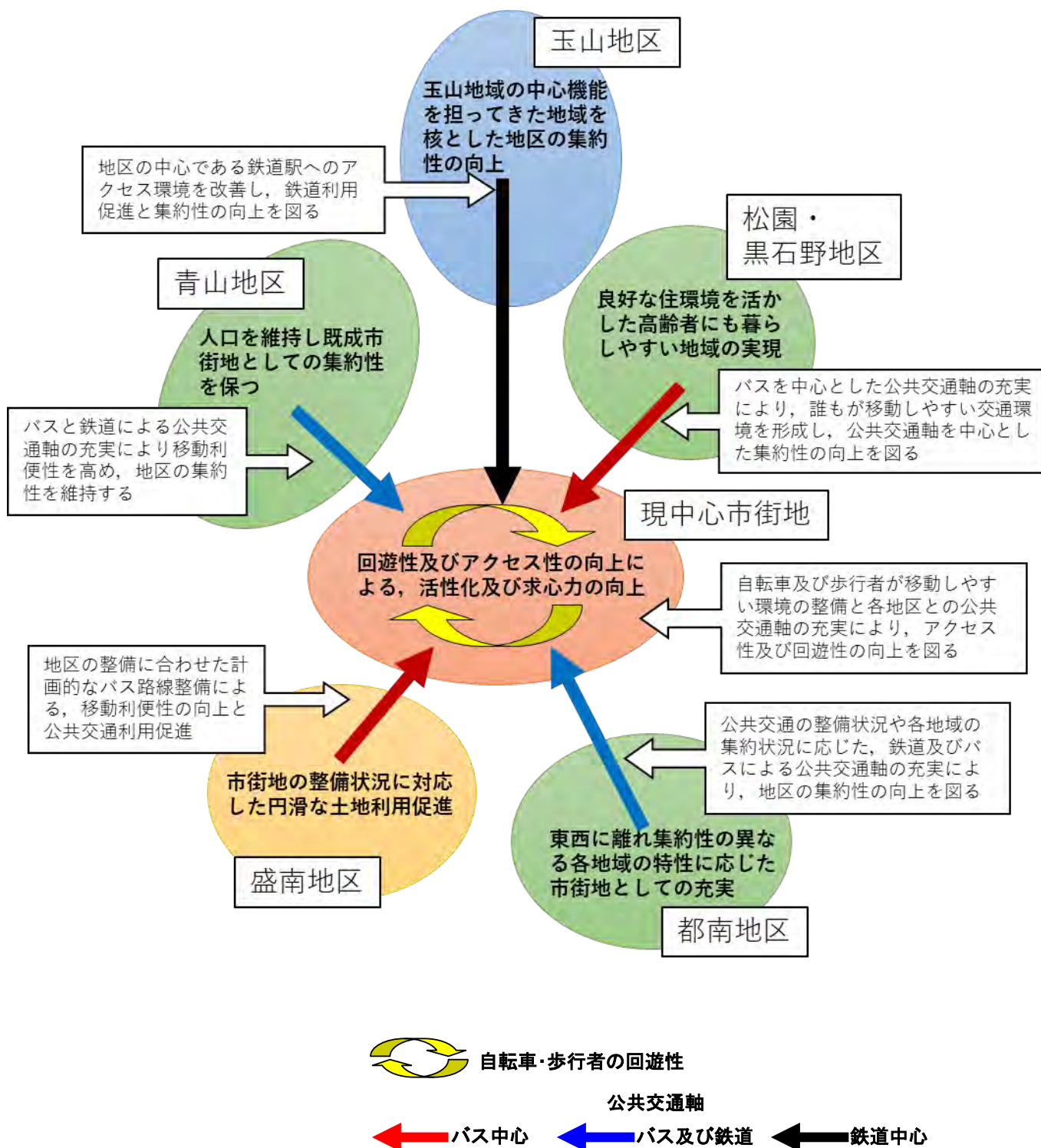
北東北の広域的交流拠点、県都や盛岡広域都市圏の中心として盛岡の都市交流を支えるためには、多様な交通手段の特性を生かした複合的で機能的な交通ネットワークを形成することが必要です。

- 本市と県内外の都市や地域とを結ぶネットワークは、経済や観光面での交流のほか、県沿岸地域における救急医療などを支える側面も持っています。このことから、高速交通網との円滑な接続を確保するとともに、主要国道における所要時間の短縮や災害に強い道路などの充実を図る必要があります。
- 滝沢市や矢巾町など隣接市町から本市への通勤通学、通院、買い物などの交流が円滑になされるよう、本市を起点とする鉄道網を有効に活用するとともに、自動車交通に対しては主要な国県道を利用した複合的なネットワークを形成します。
- 青山地区など周辺市街地と中心部を結ぶネットワークは、通勤通学交通の円滑化や既成市街地の集約性を維持するため、公共交通軸の明確化とその充実を図り、バスや鉄道を中心としたネットワークを構築します。また、玉山地区においては、鉄道を公共交通の軸としながら道路との有機的な結びつきが図られるようなネットワークを形成します。
- 中心市街地では、買い物や観光などを中心とした様々な交流に対して、回遊性を高めて活性化に資するよう、歩行者及び自転車安全・快適に移動できる空間を確保するとともに、バス路線とも結びつけながらネットワークを形成します。また自動車交通に対しては、中心市街地の経済活動に配慮しながら、単に通過するだけの交通については抑制し、各地域からのアクセス交通を二つの環状道路で段階的に受止めるネットワークを形成します。

都市交流のネットワーク



- 都市の交流を支えるネットワークについては、自家用車利用を抑制し、公共交通や自転車の利用促進を図ることとし、中心市街地では徒歩や自転車を主体としつつ、郊外部では自家用車利用とのバランスを図るなど、地域特性に応じたネットワークを形成することとします。



② 水と緑のネットワーク

本計画では、東西の丘陵地や山林、市域を流れる河川、市街地周辺に広がる田園や樹園、また市内各所の緑や公園等によって構成される、水と緑によるゆとりと潤いのある空間として「水と緑のネットワーク」の形成を図ります。

- ・ 市街地に接する東西の丘陵地や山林は、本市の個性的な自然景観を形成する大切な要素であり、自然とのふれあいの場となっていることから、今後とも維持保全を図ります。
- ・ 市街地を囲む田園や樹園、北部に立地する農林業の試験研究機関は、市街地周辺における緑の空間として保全と活用を図ります。
- ・ 山林を源として流れる河川は、私たちに潤いを与えると同時に、水辺のレクリエーションの場となっていることから、今後とも保全と活用を図ります。
- ・ 中央公園などの大規模な公園、近隣公園及び街区公園と、東西の丘陵地や山林、田園・樹園とが相互に連携し、都市全体において水と緑があふれ、ゆとりと潤いのあるまちづくりを図ることとします。

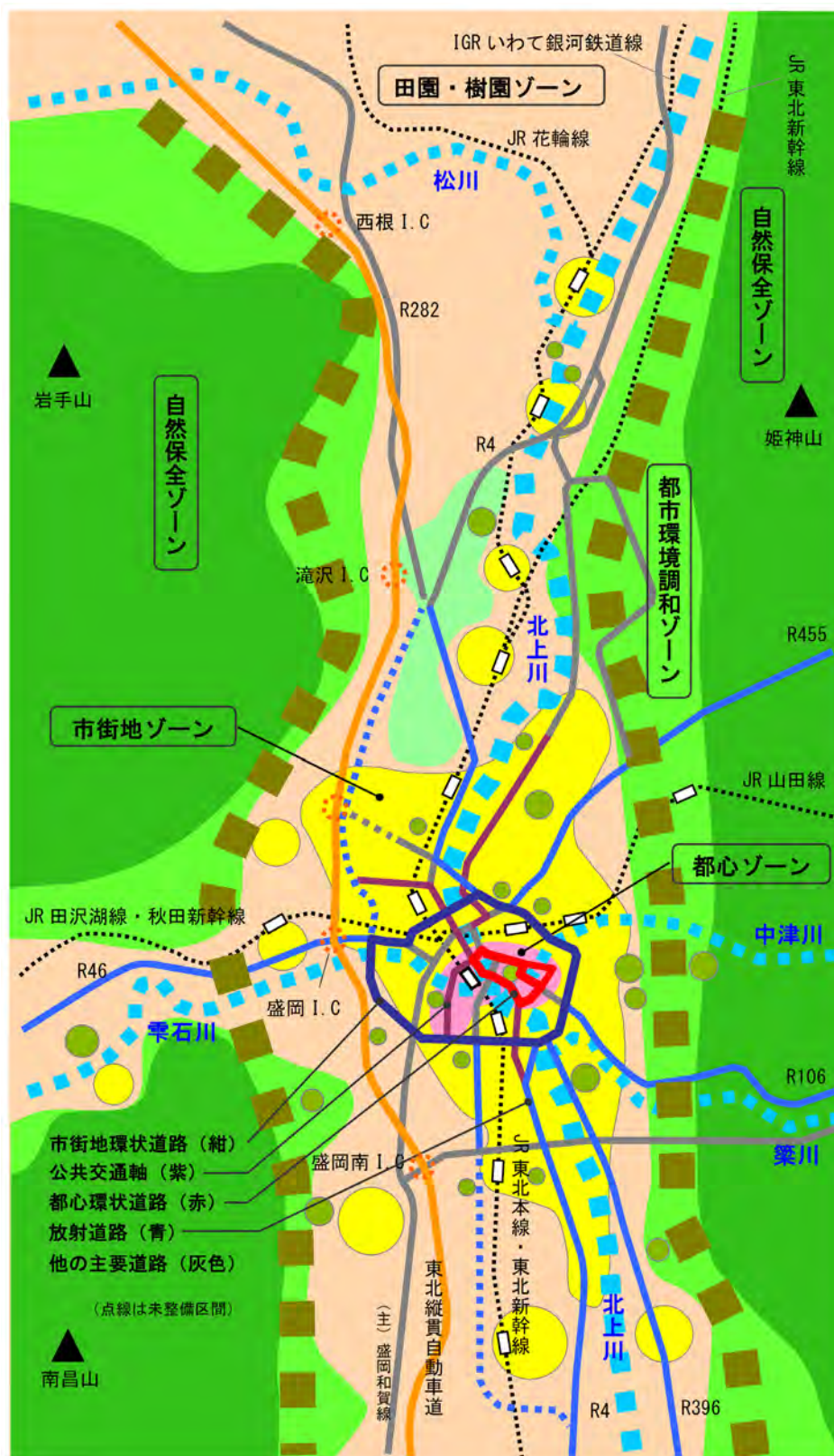
水と緑のネットワーク



(5) 将来都市構造

これまでに述べた将来の都市構造を総合すると、以下のとおりとなります。

本市の将来都市構造図



4. 都市整備の方針

都市整備の方針は、まちづくりの基本方針を受け、まちづくりの目標を達成するために必要な都市整備の取り組みを示したものです。

まちづくりの目標を達成するためには、まちづくりの基本方針ごとに、土地利用、交通体系、都市施設、都市景観、自然環境などの各分野における一致協力した取り組みが必要です。

方針1：豊かな自然を守り伝えるために

(1)これからも周囲の山々や丘陵地の自然環境を保全します。

- ・ 貴重な資源である豊かな自然環境を次世代に継承し、また水道の水源地域の環境を保全するために、山林や丘陵地等保全を図る地区には原則として住宅地等の市街地の拡大が行われないよう規制を図ることとします。

(2)市街地に近接する緑地を都市との交流の中で活用します。

- ・ 玉山地区や西部地区などにおいては、山林や農地など景観や地形的な特徴のほかに、市街地でない暮らし振りなどの魅力を有しています。このような資源を活用して、市民やNPO、企業などとの連携により、グリーン・ツーリズムなど近接する都市との交流を進め、市民の多様な余暇活動を生み出す場として活用します。
- ・ コミュニティの保全や地域の活性化のため、自然にふれあうような新たな居住スタイルに対応した宅地の確保など定住化の支援を図ります。
- ・ 下太田、下飯岡などの市街地に近接する既存の集落においては、農業との調整を図りながら地区計画などの手法による計画的な生活基盤整備を図ります。

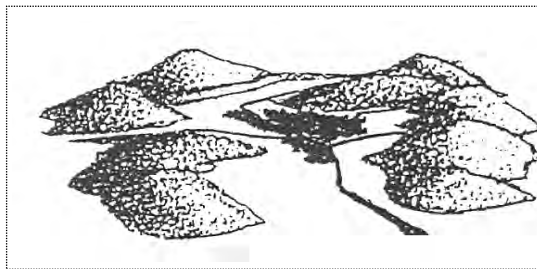
(3)山林や農地の保全、既存集落の活性化を図ります。

- ・ 市街化調整区域においては、無秩序な市街化の抑制と農地や森林、集落等の保全を前提としつつ、耕作されていない農地や空き家の利活用を図ります。
- ・ 既存のコミュニティの保全や地域の活性化の観点から、グリーン・ツーリズム、6次産業化及び地場産材と特産品の利用拡大など、地域の特性を生かした取り組みについて、農林業の施策に対応した土地利用を図ります。

方針2：歴史と風土を生かした盛岡らしいまちをつくるために

(1)市街地からみた山並みの眺望を確保します。

- 本市は、市街地の周囲に山並みや丘陵地があり、それを源に河川が流れている「蔵風得水」の地とされています。市街地から見る自然の景観は、盛岡固有のものであり独特の風情を醸し出しています。そのため、市街地からみた山並みの眺望を確保するよう今後も建物の高さや立地について適切な誘導を図り、山並みの眺望と調和が図れるまちづくりを行います。
- 特にも、橋を通した眺めや盛岡城跡公園（岩手公園）など、本市の特色となっている場所からの眺めを大切にします。



ぞうふうとくすい * 蔵風得水

北に山を負い、東西に丘陵をもち、南に平地
流水を臨む地形をいう。
(樋口忠彦『景観の構造』(技報堂出版))

(2)歴史的景観と調和したまちなみを誘導します。

- 本市の歴史と文化を守るため、旧市街地に残る城下町の風情を感じるまちなみや歴史的建造物の周辺においては、歴史的景観に調和したまちづくりが必要です。そのため、個々の建物の形態や意匠などについて、周囲の景観に調和するよう適切な誘導と規制を図り、地域の個性を生かした魅力的なまちづくりを進めます。

(3)河川空間の魅力を向上させるとともに、河川と調和した建築物の誘導を図ります。

- 本市では市街地を河川が流れ、まちなみに潤いと季節感を添えるなど重要な景観要素となっています。このような恵まれた環境をまちづくりに生かすため、建物など都市景観の形成や、市民が気軽に河川と親しめるような親水空間や、回遊しながら散歩などを楽しめるような空間の整備を図ります。
- 市街地の橋から見た周囲の丘陵地や山並みの自然景観は、市民の誇りでもあり、そのため、河川敷からの景観とともに市街地における橋も重要な視点場と捉え、周囲の景観を損なわないよう河川沿いの建築物については、盛岡市景観計画に基づいて適切に誘導します。
- 北上川や中津川が流れる市街地の中心部においては、川の魅力を生かした空間整備による潤いのあるまちづくりを進めます。

方針3：賑わいと活力がある市街地をつくるために

(1)都市圏の市街地の低密な拡大を抑制し、コンパクトな市街地を形成します。

- ・ 秩序ある土地利用を図るため、盛岡広域都市圏での市街地の低密な拡大（拡散）が行われないよう、居住の誘導及び都市機能の集積を図ります。
- ・ 都市構造に大きな影響を与える大規模集客施設については、計画的な立地制限を行うことにより、市街地の健全な土地利用のバランスを図ります。

(2)住環境やコミュニティに配慮した市街地の形成を図ります。

- ・ 既存の市街地において住環境の改善が求められる地区においては、地区計画制度の導入や民間開発への適切な指導により、道路整備や適切な土地利用の誘導などを図るほか、暮らしを支える日常サービス機能の充実を図られるよう、良好な市街地の形成を推進します。
- ・ 既存の住宅地においては、コミュニティに配慮した土地利用や道路・公園等の都市施設の整備や維持管理により、住み良い住環境の形成を図ります。
- ・ 郊外の住宅地では、良好なコミュニティを維持するとともに、ゾーンバスなどの整備により都心地区とのアクセス性の向上を図ります。
- ・ 市街地に残るまとまった規模の農地については、地区計画制度の導入により計画的な道路等の生活基盤の整備を促し、良好な居住環境を有する宅地整備を誘導します。また、市街地に散在する農地や耕作されていない農地については、家庭菜園等への活用を通じて緩やかに宅地化をめざすほか、市民の交流などによる地域の活性化の方策を検討します。

(3)既存の市街地の活性化を図り、効率的な土地利用を図ります。

- ・ 中心市街地においては、道路や鉄道、バス交通など既に整備されている社会基盤を有効に活用して都心機能を高め、効率的な土地利用を図ります。
- ・ 都心周辺部の大慈寺地区においては、地域の特徴である歴史的まちなみを活用したまちづくりを行い地域の魅力を高めるとともに、観光などの新たな産業と交流の創出による地域の活性化を図ります。
- ・ 松園ニュータウンなど居住者の高齢化等により多様な世代の暮らしの場として課題が生じている郊外の大規模住宅団地では、老若男女が安心して住み、働き、交流できる場としての再生を目的に、生活利便施設や就業の場等の多様な機能の導入や、空き地や空き家の抑制等による地域の活性化の方策について検討を行います。
- ・ 現在施行中の土地区画整理事業については、事業の早期完了をめざし、その促進を図ります。また、事業に長期未着手の区域においては、生活道路や下水道の整備などにより、生活環境の改善等を図ります。

(4) 都市に必要な機能の確保と効率性を高めます。

- ・ 中心市街地と盛岡駅西口地区、盛岡南新都市地区はそれぞれの地域特性を生かした機能分担を行い、連続的に都心を形成すると共に都市機能の集積を図ります。また、北東北の交流拠点としての優位性を生かして、盛岡都市圏はもとより岩手県を中心としての機能を強化します。
- ・ 市全体として商業のバランスが図られた発展が行われるよう、商業施策と合わせた適切な商業地の土地利用を図ります。また、工業系及び住居系の土地利用を図っていく地域においては、大規模集客施設の立地を制限します。
- ・ 地域の拠点や交通結節点においては、地域の賑わいを創出するために、商業施設や交流施設などを誘導します。
- ・ 新たな工業地や流通業務地は、高速道路のインターチェンジ周辺や盛岡南新都市地区、盛岡工業団地周辺等に用地を確保し、土地利用を誘導します。
- ・ 産業の振興と雇用創出のため産官学連携による新産業創出と研究開発型産業の企業誘致政策を推進し、盛岡南新都市地区のゆとりある市街地に研究開発型企業の誘致を図ります。また盛岡工業団地等を高度技術集積型産業の導入拠点に位置づけます。

(5) 中心市街地の再生と魅力向上を図ります。

- ・ 中心市街地は都市形成の核として、市街地の活性化の支援や市街地再開発事業、観光機能を有する施設の整備を通じ、都心機能の維持発展を図ります。また、街路空間を車中心から人間中心の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場の創出に取り組むことにより、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指します。
- ・ 中心市街地の活性化に向けて、来街者の増加などを図る取組を推進するほか、低未利用土地等の発生の抑制や既存ストックの有効活用などにより、魅力にあふれた活気のあるまちづくりを推進します。
- ・ 官公庁等の建物の老朽化に伴う更新が必要となっている内丸地区については、歴史性や周辺の環境を生かしながら、都市の中心拠点としての再生を図ります。
- ・ 盛岡城跡公園（岩手公園）の周辺地区では、歴史文化施設、街路や河川の整備などを通じ、風格と賑わいのある魅力的な都心の形成による、求心力のあるまちづくりを進めます。
- ・ 河南地区は、更新を予定する盛岡バスセンターの整備、大型商業施設の撤退に伴う跡地の市街地再開発事業により、バスターミナル機能と賑わい機能を高め、中心市街地へ訪れやすい環境づくりを進め、賑わいの再生につなげます。
- ・ 「市街地からみた山並みの眺望確保」、「歴史的景観と調和したまちなみの誘導」や「河川空間の魅力確保」等によりまちなかでの観光の魅力を高め、交流人口の増加を図ります。

- ・ 眺望確保や魅力あるまちなみの誘導に配慮しながら、中心市街地周辺における住居系建築物の立地等により、中心市街地を支えるまちなかの定住人口を確保します。
- ・ 公共交通によるアクセス性が高く、バスや自転車、徒歩の利用が快適であり、高齢者などにも優しい中心市街地を形成します。

方針4：都市の芸術文化が薫る美しい景観をつくるために

(1)それぞれの地域の個性を大切にした景観の形成を図ります。

- ・ 中心市街地においては、まちの魅力を高めるため、盛岡市景観計画のもとで、山並みの眺望や河川景観、歴史的景観、街路景観など、各地域の特性と調和させながら、歩行者に快適で賑わいと活性化に寄与する景観を形成します。
- ・ 住宅地等の既存の市街地においては、それぞれの持つ地域の個性を生かすなど、快適な住環境の保全と良好な景観の形成の調和による魅力あるまちなみづくりを推進します。さらに重点的に景観形成を図るべき地区では、市民との協働により地域の特徴を最大限に生かし、また良好な景観を守り、創り、育てることにより地域の魅力を高め、活力あるまちづくりを推進します。
- ・ 石川啄木や宮沢賢治などの先人の業績や、地域の伝統文化を大切にした魅力あるまちづくりを推進します。
- ・ 景観重要建造物に指定されている紺屋町番屋、市指定文化財である石川啄木新婚の家などの歴史的資源を維持・保全し、中心市街地における歴史的なまちなみの魅力向上を図ります。

(2)新たな市街地にも魅力あるまちなみをつくります。

- ・ 盛岡南新都市地区や盛岡駅西口地区などにおいては、それぞれの開発コンセプトに合わせた魅力あるまちなみの創出に取り組みます。

方針5：都市活動を支えるやさしい交通体系をつくるために

(1)都市間の交流や、人や物の移動を支える交通網の整備を図ります。

- ・ 北東北の広域的交流拠点としての優位性を最大限に生かすため、県内外の都市や地域との交流が円滑に図られるよう、高速道路や主要駅へアクセスする幹線道路や交通結節点などの整備改善、広域的な幹線道路の整備促進を図ります。
- ・ 都市機能の集積状況や将来的な人口分布を踏まえ、中心部と居住地を繋ぐ公共交通ネットワークの形成を図ります。

- ・ 幹線道路の整備を進めるとともに、既存道路も活用しながら、幹線道路としての基本的な機能を補完することにより、早期のネットワーク形成を図ります。
- ・ 田園・中山間地区の集落内の移動や最寄りの拠点との連絡、周辺都市の住民生活に必要な広域移動や観光、ビジネスなどに対応した誰もが利用しやすい公共交通網を形成します。

(2)環境への影響を考え、通勤・通学や買い物などの交通は、公共交通や自転車を利用しやすくします。

- ・ 環境への負荷を低減し、朝夕の通勤・通学交通を中心に自家用車から公共交通や自転車への転換を促進するため、ソフト施策と併せて公共交通や自転車の利用環境を整備します。
- ・ 中心市街地と主要な各地域を結ぶ公共交通軸の充実・強化のため、バス優先の走行環境整備やバスと鉄道の結節強化を図るなど、交通網の整備を図ります。
- ・ 本市では、自転車を誰でも気軽に利用できる交通手段として位置付け、利用促進を図ることとしており、自転車通行帯等のネットワーク化や駐輪場の確保を図ります。

(3)より効果的・効率的な道路整備を進めていきます。

- ・ 市街地においては、公共交通の利便性向上や中心市街地の活性化を支える視点で、効果的かつ効率的な道路整備の促進を図ります。
- ・ 自転車の走行空間を新たに整備する道路に確保するとともに、既存の道路空間を活用し確保できるよう工夫を図りながら、自転車走行空間のネットワーク化を推進します。

方針6：花と緑に囲まれた潤いのあるまちをつくるために

(1)市街地に近接した緑を守ります。

- ・ 身近に緑とふれあうことのできる潤いのある生活が送られるよう、市街地に近接する緑を守ります。
- ・ グリーン・ツーリズムなどの地域間の交流を通じ、市街地周辺の農地の保全を図ります。

(2)市街地の中において、身近な緑を増やします。

- ・ 盛岡らしい貴重な緑を後世に継承するため、街路樹の計画的な保全や公園施設の長寿命化などについて、多様な主体との協働により、持続可能な緑の環境を整える取り組みを進めます。

- ・ 公募設置管理制度（Park-PFI 制度）などの活用により民間活力を生かした整備を行うとともに、緑化支援制度等の見直しと推進を図りながら市民や民間企業による緑化を促進します。
- ・ 住宅地においては、生垣などによるまち全体の緑を増やしていくような取り組みを進めるなど、個々の住宅における緑の創出を誘導します。
- ・ 公園や緑地などを、緑道、歩道、自転車道、河川敷の散策路などにより結ぶネットワークの整備を図ります。
- ・ 市街地と里山などを結び自然に親しめるよう、今後も自然散策路などの整備を図ります。
- ・ 日常的なレクリエーションの場や災害時の避難場所として、また自然や歴史的環境の保全と活用を図るため、計画的に公園や緑地を確保します。

(3) 清流を守り、より親しみやすい川になるよう工夫をします。

- ・ 市街地では、貴重なオープンスペースであり、市民の憩いの空間でもある河川空間においては、安全性を十分に踏まえた上で自然環境や生態系に配慮し、市民が水辺に親しめる空間を創出します。
- ・ 地域の水路など水辺空間の整備を進め、また維持管理においては市民等との協働に取り組みます。
- ・ 現在の清流をいつまでも楽しむことができるよう、下水道施設の施設の整備・改善と適切な維持管理を進めるとともに、中山間地域等では合併処理浄化槽の普及促進を図り、公共用水域の水質を保全します。また、雨水排水施設の整備と適切な維持管理を進め、浸水の防除に努めます。

(4) 四季を感じられるまちづくりを進めます。

- ・ 並木や花は、まちに自然的な潤いを与えると同時に、市民生活に日常的・季節的な華やかさを演出する効果もあわせ持っています。そのため、市民と協力しながら、公園・緑地や河川敷、道路の植樹帯、公共・公益施設等の公共空間はもとより、自宅の庭など、身近な場において花や緑に触れられるような空間の整備や植栽を推進します。
- ・ ハンギングバスケットを中心とした「花と緑のガーデン都市づくり」を推進し、道路の沿道に盛岡らしい花と緑による潤いあるまちづくりを進めます。

方針7：安全・安心なまちをつくるために

(1)地震・火災・水害等に強いまちをつくります。

- ・ 中心市街地の多くの区域が、北上川等の洪水浸水想定区域に含まれており、洪水リスクの高いエリアにおける市街化を抑制するとともに、グリーンインフラなどによる雨水の流出抑制、河川・公共下水道施設（雨水）のハード整備による強化などによる災害リスクの軽減を図ります。
- ・ 万が一災害が発生した場合における被害の最小化を図るため、住民避難や救助支援に必要な道路やオープンスペース、防災施設の整備により、防災機能の強化を図ります。
- ・ 市街地の周辺部等においては、傾斜地に宅地が造成された区域があります。大雨や集中豪雨等により、がけ崩れや土石流、地すべり等の土砂災害が発生するおそれがある土砂災害警戒区域等もあり、危険箇所の解消、災害防止の対策を行うとともに、災害リスクのある区域の一定の開発行為を制限するなど市街化を抑制します。また、保安林など緑地の配置を行なうことで安全性の確保を図ります。
- ・ 建物が密集している地区では、火災や地震等の災害が発生した場合に、被害がより大きくなることが懸念されます。このため、都市機能が集積する都心部やその周辺においては、建築物の不燃化の促進や避難場所及び延焼遮断帯となる公園及び道路の整備を図ります。
- ・ 住宅地において道路が狭あいな地区については、消火・避難活動等を円滑に行えるよう、市民の協力のもと、生活道路の幅員確保及び避難路の確保等を図ります。
- ・ 宅地や建物などの安全性を高めるため、学校や公共施設などの耐震化に重点的に取り組むとともに、一般住宅の耐震化を支援します。

(2)誰もが利用しやすい施設をつくります。

- ・ 施設の整備にあたっては、市民の誰もが利用しやすいよう、公的な建築物をはじめ民間の建築物、道路や公園などの施設において、バリアフリーやユニバーサルデザインに対する取り組みを進めます。
- ・ 公園など人が集まる施設は、地域の様々な活動に利用されコミュニティ形成の場としての役割も担っています。このため、今後もその整備にあたっては、位置や機能に対し地域住民の意見を反映させるとともに、生活スタイルの変化やニーズに対応した施設とします。
- ・ 冬季における生活環境を確保するため、道路や歩道における除雪などに努め、雪による渋滞や交通障害が起きないように、住民や町内会、商店街の組合や地区の事業者などと協働しながら、安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

(3)犯罪が起こらない明るく暮らせる環境をつくれます。

- ・ 道路や公園などの公共施設においては暗さや見通しの悪さを解消し、子供や高齢者が安心して利用できる施設づくりを進めます。
- ・ 今後も身近な公園や空き地などの管理を市民協働により行い、明るく美しい環境づくりを図ります。

(4)脱炭素社会の実現にむけた二酸化炭素排出抑制の取組を推進します。

- ・ 都市の施設においては、例えば、盛岡駅西口地区のように、地域全体で基盤整備に合わせ下水道から発生する熱の利用や、地下水の利用による融雪やソーラーエネルギーによる標識整備などの取り組みが行われています。今後もこのように、まちづくりに合わせ、エネルギーを効率的に利用する取組を進めます。
- ・ 市民、事業者、行政の三者が協働して、廃棄物発生の抑制を図るとともに、発生した廃棄物の適正な処理を行います。また限りある資源の循環的利用の推進や省エネルギーへの積極的な取組を行います。
- ・ 地域資源により生み出したエネルギーを地域内で消費するエネルギーの地産地消により、地域全体でエネルギーを効率的に利用します。
- ・ 木質バイオマスや太陽光など再生可能エネルギーの普及促進に取り組むとともに、コンパクトな都市形成や公共交通機関の充実等を図ることにより、持続可能な低炭素型都市の構築を推進します。

第5章 市民協働によるまちづくり

本計画は、市民協働をまちづくりの基本とします。具体の都市計画や様々なまちづくりにおいても同様に進めるため、次の「市民協働によるまちづくりの考え方」と「まちづくりの進め方と目標」を定めます。

1. 市民協働による、まちづくりの考え方

市民協働のまちづくりは、次のような考え方を基本に進めます。

1) 行政と市民がお互いに支え合う

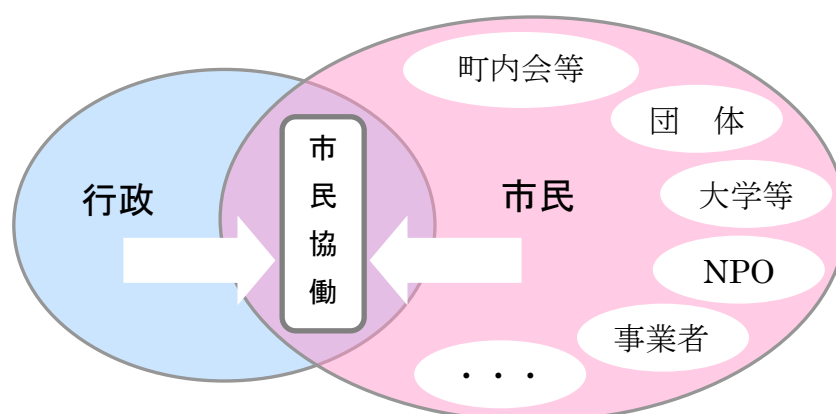
まちづくりは、行政、市民という垣根をなくして進めていくことが大切ですが、実際のまちづくりにおいてはそれぞれの立場もあります。このため、お互いの役割を踏まえ、それぞれが支え合いながら、まちづくりを進めていく必要があります。

2) 多様な主体による地域づくりの実現

地域社会では、市民を始め、町内会・自治会等の地縁組織、コミュニティ推進地区等の地域の組織に加え、事業者、NPOなど、様々な主体が互いに関わりあいながらコミュニティが形成されています。

この計画では、町内会・自治会等の活動の充実・活性化を図るとともに、これらの枠を超えて多様な主体によって構成される組織が行う、地域の特色に応じた自主的な地域づくりの実現を目指します。

市民協働の概念



2. まちづくりの進め方と目標

第1段階：情報の共有化とまちづくりへの市民参加

市民等が主体的に取り組むまちづくり活動においては、活動の支援に関する組織や制度、各種の統計資料などの情報が重要です。

また、行政においても市民等の意見や地域の状況の把握が大切です。

特にも、市民等と行政が情報を共有しながら共通の認識を持つことが必要であり、また多くの市民やNPO、各種団体、事業者などがまちづくりへの関心を高め、活動に参加していくことも大切です。

(1)情報の共有と共通認識

本計画の策定や地域別構想の充実化においては、情報紙「Anonassu」やホームページ、市の広報などを通じてまちづくりに関する情報を発信し、市民から多くの意見をいただいております。これからも意見収集や、まちづくりの情報発信に努めます。

さらに、人口や年齢構成、商工業など地域の状況を客観的に捉えるため、国勢調査などの統計資料は重要であることから、本市においてはこれら客観的な統計情報を活かしながら、まちづくり活動を支援します。

(2)まちづくりへの市民参加

本計画の策定の段階においては、一般市民へのアンケート調査や市民団体（商工観光、農林業等）等へのヒアリングを実施し、また、計画素案については、様々な手法による周知を図りながら、多数の市民の意見をいただいております。

住みよい地域づくりをめざし、市民等と行政が共にまちづくりを考える機会を設けるとともに、より多くの市民等の参加を促すこととします。

第2段階：まちづくりの体制と協働のルールづくり

まちづくり活動の持続性を図るために、市民等と協働の体制づくりを進めます。

(1)まちづくりの体制づくり

- ・ 市民活動のネットワークの形成を促進します。
- ・ NPO、各種団体、事業者などの多様な主体の参画を促し、活動に適した体制づくりをめざします。

(2)協働の場づくり

- ・ 恒常的な意見交換の場＝プラットフォームの設置をめざします。
- ・ 情報技術（IT）を活用して、わかりやすく参加しやすい環境づくりをめざします。

(3)まちづくり支援制度の普及と情報提供

- ・ 専門家派遣制度（盛岡市まちづくりアドバイザー制度）の普及を図ります。
- ・ 都市計画の提案制度，地区計画制度，建築協定等の市民が主体的に取り組むことが可能な制度の周知と支援に努めます。
- ・ まちづくり補助制度に関する情報を収集し，提供に努めます。

(4)市民協働のルールづくり

市民等と行政が協働してまちづくりに取り組むためには，それぞれの役割と責任を明確にし，市民等と行政が支え合う市民協働のルールづくりが必要です。

(ア)参加のルールづくり

- ・ 参加の公平性やプロセスの透明性を高めます。
- ・ 市民等と行政それぞれの役割と責任がわかるようにします。

(イ)合意形成のルールづくり

- ・ 一人一人が持つまちづくりに対する考え方の違いを認め合い，意見調整が図られるような環境づくりをめざします。
- ・ 本計画でも実践したグループで話し合いながら意見をまとめていくワークショップ等の活用を図りながら，多数決のみに頼らない納得による合意形成＝盛岡ルールの確立をめざします。
- ・ また，これらの実践や啓蒙にはコーディネートできる『人』が必要であり，市民等と協働でこのような『人』の育成をめざします。

第3段階：まちづくりの目標設定と検証，さらなる改善へ

本計画では，市民協働を基本として，第1段階の情報の共有化と市民参加，第2段階の体制と協働のルールづくりを経ながら，第3段階に目標設定と活動の検証，改善による向上を図ることを位置付けることとします。

- ・ 市民，事業者，NPOや行政など多様な分野による協働により，地域の状況に沿った具体的なまちづくりの目標を設け，活動を実践します。
- ・ 設けた目標については，達成度や活動状況を点検するなど検証します。
- ・ 検証した結果を，その後の活動にフィードバックして，より良いまちづくり活動の実践をめざします。

第1段階：情報の共有化とまちづくりへの市民参加



- ・市民等と行政が情報を共有し，共通の認識をつくる。
- ・市民等の関心を高めるとともに，活動に参加するように促す。

第2段階：まちづくりの体制と協働のルールづくり



- ・まちづくりの体制をつくる。
- ・協働の場をつくる。
- ・まちづくり支援制度の普及や情報提供に努める。
- ・市民協働のルールをつくる。（盛岡ルール）

第3段階：まちづくりの目標設定と検証，さらなる改善へ



- ・協働により「まちづくりの目標」を設定する。
- ・目標をめざして「まちづくり活動を実践」する。
- ・目標の「達成度を検証」する。
- ・検証結果を活動に反映し「改善」する。（反復）

市民協働のまちづくりの推進

3. まちづくり活動の実践

「自分たちの住む地域は自分たちの手で」といった、市民が主体となったまちづくり活動が複数の町内会等において行なわれるようになってきました。

市民が自から住みよい環境を目指し、まちづくりアンケートの実施や現地調査、勉強会や情報紙の発行、通学路などの安全点検や伝統文化の伝承に取り組むなど、まちづくり活動を通じて、住みよい環境と地域のコミュニティの向上が図られてきています。

本市では、市民協働によるまちづくりを進めるため、事業者、NPOなどと行政が連携しながら、専門家（まちづくりアドバイザー）を派遣するなど、市民による自主的なまちづくりを支援しています。